

茅ヶ崎市みどりの基本計画
中期（H24～H26）
報告書

平成 28 年 2 月
茅ヶ崎市

目次

目次	1
1 目的及び構成	1
(1) 目的	1
(2) 社会情勢の変化	1
(3) 中期評価プロセス	2
(4) 本報告書の構成	2
2 みどりの基本計画中期（H24～H26）内部施策評価	8
(1) 地域制緑地などによるみどりの保全（施策 NO. 1～15）	13
(2) 地区のみどりの保全（施策 NO. 16～17）	47
(3) 農地の保全（施策 NO. 18～22）	51
(4) 公園・緑地の再生（施策 NO. 23）	65
(5) 河川のみどりの再生（施策 NO. 24～27）	67
(6) 海岸のみどりの再生（施策 NO. 28）	77
(7) 公共施設緑化・整備の推進（施策 NO. 29～31）	79
(8) 学校緑化の推進（施策 NO. 32～33）	89
(9) 道路緑化の推進（施策 NO. 34～36）	93
(10) 公園・緑地の整備（施策 NO. 37～42）	105
(11) 河川のみどりネットワークの推進（施策 NO. 43～47）	117
(12) 地区の緑化推進（施策 NO. 48～52）	127
(13) 民有地緑化の推進（施策 NO. 53～63）	137
(14) 基本計画の推進（施策 NO. 64）	161
(15) 協力体制の構築（施策 NO. 65～74）	163
(16) PR・情報提供の充実（施策 NO. 75～82）	183
(17) 資金の充実（施策 NO. 83～84）	216
3 緑地面積の経年比較（基本計画資料-8 緑地の保全、整備等総括表 26 年度末時点）	206
(1) 人口	208
(2) 施設緑地の面積	209
(3) 地域制緑地の面積	210
(4) 都市公園等の面積（住民 1 人当たり面積）	211
(5) 緑地の確保目標量への面積推移	212
4 事業費の概算	213
(1) みどりの保全	213
(2) みどりの再生	213
(3) みどりの創出	214
(4) 施策の推進	214
5 緑視率の調査	216
(1) 調査の目的と背景	216

(2) 調査の概要	216
(3) 測定結果	217
(4) 考察と今後の活用について	219
6 みどり審議会による答申	221
総括	221
(1) 地域制緑地などによるみどりの保全（施策 NO. 1～15）	223
(2) 地区のみどりの保全（施策 NO. 16～17）	225
(3) 農地の保全（施策 NO. 18～22）	226
(4) 公園・緑地の再生（施策 NO. 23）	227
(5) 河川のみどりの再生（施策 NO. 24～27）	228
(6) 海岸のみどりの再生（施策 NO. 28）	229
(7) 公共施設緑化・整備の推進（施策 NO. 29～31）	230
(8) 学校緑化の推進（施策 NO. 32～33）	231
(9) 道路緑化の推進（施策 NO. 34～36）	232
(10) 公園・緑地の整備（施策 NO. 37～42）	233
(11) 河川のみどりネットワークの推進（施策 NO. 43～47）	234
(12) 地区の緑化推進（施策 NO. 48～52）	235
(13) 民有地緑化の推進（施策 NO. 53～63）	236
(14) 基本計画の推進（施策 NO. 64）	238
(15) 協力体制の構築（施策 NO. 65～74）	239
(16) PR・情報提供の充実（施策 NO. 75～82）	241
(17) 資金の充実（施策 NO. 83～84）	243

1 目的及び構成

(1) 目的

茅ヶ崎市みどりの基本計画（計画期間：平成21年度から平成30年度まで、以下「基本計画」とする。）は、本市の豊かな自然環境、歴史などを育んできた北部丘陵、農地、河川、海岸などのみどりを将来にわたり、持続性のある骨格のみどりとして保全・再生することを将来像としています。

計画を実行性のあるものとするため、適切な進行管理を行うためのPDCAサイクルを位置付けており、平成24年度には、前期展開時期の評価を記した、前期報告書を作成いたしました。

本報告書は、平成26年度末に中期展開時期が終了したことをうけ、前期評価に引き続き、進捗状況の効果・検証を目的として作成しました。本報告書の中期評価をもとに、社会情勢の変化等を鑑みながら、後期展開施策及びみどりの基本計画改定を行います。

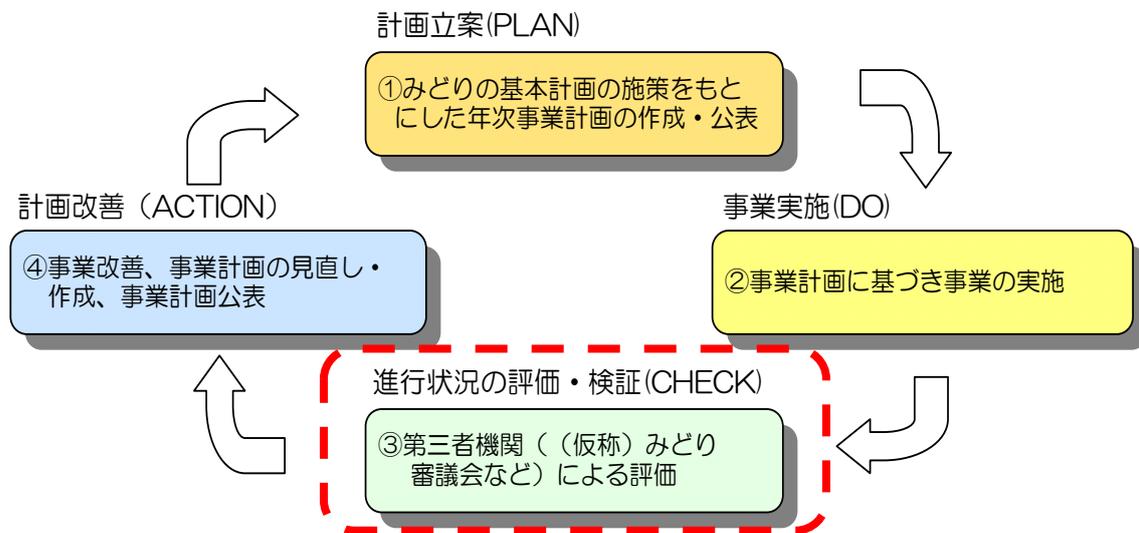


図 1 進行管理の仕組み（基本計画 P.126）

(2) 社会情勢の変化

みどりの基本計画期間においては、平成23年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」が施行され、みどりの基本計画に関係する都市緑地法関係や都市公園法関係の県から市への権限移譲が行われました。

中期期間においては、平成24年12月には人口減少や少子・高齢化の進行に対応した持続可能な都市構造を目指し、都市活動に由来する地球温暖化対策を進めることを趣旨とした「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」が施行され、茅ヶ崎市においても平成27年に「低炭素まちづくり計画」が策定され、みどりの役割が一層重要となっています。

(3) 中期評価プロセス

本報告書は、内部評価と外部評価のプロセスを経て作成しております。茅ヶ崎市内部において、みどりの基本計画に位置付けられた84施策の中期展開時期の実施状況について内部施策評価を行い、茅ヶ崎市内部における評価をもとに、第三者機関であるみどり審議会へ諮問を行い、答申をいただくことで外部評価を行っています。



(4) 本報告書の構成

本報告書は、次に示す5つの事項により基本計画の中期の取り組みに対して進行管理を実施します。

①市による 内部施策評価	みどりの基本計画に位置付けられた84施策の中期展開時期の実施状況についての内部施策評価
②緑地面積の 経年比較	基本計画総括表の都市公園等の緑地面積を把握することによる経年比較
③事業費の概算	中期展開時期における施策の方針ごとの事業費の概算
④緑視率の調査	平成26年度に実施した緑視率測定結果の報告
⑤みどり審議会に よる外部評価	茅ヶ崎市の内部評価結果等を踏まえ、施策の方針を検証し、答申として取りまとめたもの

①みどりの基本計画中期（H24～H26）内部施策評価

基本計画中期（H24～H26）内部施策評価は、基本計画で位置付けている84の個別施策のうち展開時期が該当する施策について、市により内部評価を実施します。ただし、展開時期が前期であっても取り組みが遅れているもの、また後期であっても、取り組みに着手している施策は評価を行います。

表 1 内部評価対象の個別施策一覧

施策の方針	NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期				
				北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後	
みどりの保全 地域制緑地などによるみどりの保全	1	特別緑地保全地区指定の推進【都・緑】	県・市	●■□							★	★	★
	2	市民緑地制度の推進【都・緑】	市	●○■□					●○■□		★	★	★
	3	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【市・条】	市	●○■□	●○■□	●○■□	●○■□	●○■□			★	★	★
	4	(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進	市	●□	●□						★	★	★
	5	緑地保全地域指定の推進【都・緑】	県・市	●■□									
	6	景観重要樹木指定の推進【景観】	市	□		□	□	□					
	7	風致地区指定に向けた取り組み【都・計】	県・市						●□				
	8	緑地協定締結の推進【都・緑】	市	●□					●□				
	9	生産緑地の継続【生・緑】	市		●■□								
	10	自然環境保全地域の継続【自・保】	県・市	●■□									
	11	農業振興地域・農用地区域の継続	県・市		●■□								
	12	保安林の継続【森林】	国・県・市			●■□	●■□						
	13	保存樹林・樹木の指定・支援の充実【市・条】	市	●□					●□				
	14	景観法に基づく届出による景観誘導【景観】	市	□	□	□	□	□					
	15	景観重要公共施設の指定によるみどりの保全【景観】	市	□		□	□	□					
地区のみどりの保全	16	保全配慮地区指定によるみどりの保全【都・緑】	市						●○■□				
	17	伐採樹木届出制度の創設	市						●○■□				
農地の保全	18	(仮称)水田保全対策事業の推進	市		●■□						★	★	★
	19	食育・地産地消の推進	市		○								
	20	複合的営農支援の継続	県・市		●○■□								
	21	市民農園の推進	市		●○■□								
	22	観光農園の推進	市		●○■□								
みどりの再生	公園・緑地の再生	23	公園再生(公園リニューアル)の推進	協働	●○■□				●○■□			★	★
		24	千ノ川整備事業の推進	市			●○■□					★	★
	河川のみどりの再生	25	移植林の育成管理の推進	国・市			●○■□						
		26	多自然型護岸の整備	県・市			●□						
	27	河川沿い緑化の推進	協働			●○□							
	海岸のみどりの再生	28	海岸性植生保全・再生の推進	協働				●○■□					

※赤字と★は優先的に実施する施策を示します。

凡例

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 【都・緑】は都市緑地法に基づく施策 | 【森林】は森林法に基づく施策 |
| 【都・計】は都市計画法に基づく施策 | |
| 【自・保】は自然環境保全法に基づく施策 | ●は環境保全系統に関わる施策 |
| 【生・緑】は生産緑地法に基づく施策 | ○はレクリエーション系統に関わる施策 |
| 【景観】は景観法に基づく施策 | ■は防災系統に関わる施策 |
| 【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策 | □は景観形成系統に関わる施策 |
| 【県・条】は神奈川県条例に基づく施策 | |

《展開時期について》
 「継」は既の実施されている施策で継続的に行うもの
 「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
 「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
 「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの

施策の方針	NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期					
				北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後		
みどりの創出	29	(仮称)小出第二小学校用地の活用	市	●○■□							★	★	★	
	30	公共施設緑化推進指針の作成	市	●□		●□		●□						
	31	公共施設(新築・改築)緑化の推進	協働	●□		●□		●□						
	学校緑化の推進	32	学校ピオトープの推進	協働	●○□				●○□					
		33	学校緑化の推進	協働	●○□				●○□					
	道路緑化の推進	34	街路樹緑化の推進	国・県・市	●■□				●■□					
		35	街路樹リニューアルの推進	市	●■□				●■□					
		36	ポケットパークの整備	市	●■□				●■□					
	公園・緑地の整備	37	市民の森の再整備	協働	●○■□						★			
		38	(仮称)柳島スポーツ公園の整備	市					●○■□		★	★		
		39	身近な公園の整備(借地公園含む)	市	●○■□				●○■□		★			
		40	湘南海岸公園の整備促進	県・市				●○■□			★	★	★	
		41	県立茅ヶ崎里山公園の整備促進	県・市	●○■□									
		42	ピオトープの創出の推進	市			●○■□		●○■□					
	河川のみどりネットワークの推進	43	千ノ川整備事業の推進【再掲】	市			●○■□						★	★
		44	親水護岸の整備	県・市			○□							
		45	散策路(管理用通路)の整備	市			○							
		46	河川沿い緑化の推進【再掲】	協働			●○□							
		47	下水道暗渠上部緑化の推進	協働					○□					
	地区の緑化推進	48	緑化重点地区指定による緑化の推進【都・緑】	市					●○■□		★	★	★	
		49	香川駅周辺緑化の推進	市					□					
		50	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	市					□					
		51	浜見平地区における緑化の推進	市					●■□					
		52	茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実	協働					□					
	民有地緑化の推進	53	緑化地域制度の導入【都・緑】	市					●○□					★
		54	茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し【市・条】	市					●○■□		★	★		
		55	駐車場緑化の基準づくり	市	●□				●□					
		56	ランドスケープコードガイドラインの作成	市	●□				●□					
		57	屋上・壁面緑化助成金制度の創設	市	●□				●□					
58		緑化施設整備計画認定制度の活用【都・緑】	市					●□						
59		記念樹配布事業の実施	市	●○				●○						
60		グリーンバンク制度の創設	市	●○□				●○□						
61		低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定【都・計】	市					●□						
62		生垣補助金制度による生垣緑化の支援【市・条】	市	●□				●□						
63	茅ヶ崎のみどりの保全	協働	●□				●□							

※赤字と★は優先的に実施する施策を示します。

凡 例

- 【都・緑】は都市緑地法に基づく施策
- 【都・計】は都市計画法に基づく施策
- 【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策

- は環境保全系統に関わる施策
- はレクリエーション系統に関わる施策
- は防災系統に関わる施策
- は景観形成系統に関わる施策

《展開時期について》

- 「継」は既の実施されている施策で継続的に行うもの
- 「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
- 「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
- 「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの

施策の方針	NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期				
				北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後	
施策の推進	基本計画の推進	64	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【市・条】 【再掲】	市							★	★	★
	協力体制の構築	65	(仮称) みどり審議会の設置・運営	協働							★	★	★
		66	みどりの里親制度の充実・普及	協働						★			
		67	里山ボランティア団体の育成	協働									
		68	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用【県・条】	協働									
		69	事業者参加の充実	協働									
		70	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	協働									
		71	緑化事業者評価制度（SEGES）の活用	協働									
		72	学校との連携推進	市									
	73	自治会などとの連携推進	協働										
	74	管理協定締結の推進【都・緑】	協働										
	PR・情報提供の充実	75	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	協働									
		76	緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ	市									
		77	回遊動線の設定・充実	協働									
78		オープンガーデン・ガーデニングコンクールの開催	協働										
79		みどりのフォトコンテストの開催	市										
80		茅ヶ崎の名木50選集の発刊	協働										
資金の充実	81	ホームページの活用	市										
	82	市民参加によるみどりの調査の推進	協働										
	83	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	市							★	★	★	
	84	ナショナル・トラスト活動の推進	協働										

※赤字と★は優先的に実施する施策を示しより。

凡 例

【都・緑】は都市緑地法に基づく施策
【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策
【県・条】は神奈川県条例に基づく施策

《展開時期について》
「継」は既の実施されている施策で継続的に行うもの
「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの

②緑地面積の経年比較（基本計画資料-8 緑地の保全、整備等総括表 26年度末時点）

基本計画の策定時の平成21年度には、P. 137の「資料-8 緑地の保全、整備等総括表」として、都市公園及び公共施設緑地等の緑地面積を把握しています。現在までの定量的な実績が分かるよう、平成20年時点からの経年比較を行います。

表 2 緑地の確保目標量

	基準年次(平成20年)	現況値(平成27年)	平成30年(目標年次)
市街化区域における緑地面積	192.14ha (8.68%)	190.17ha (8.59%)	195.59ha (8.84%)
都市計画区域面積における緑地面積(割合)	625.28ha (170.49%)	648.66ha (18.14%)	787.75ha (22.03%)

表 3 都市公園等の確保目標量

	基準年次(平成20年)	現況値(平成27年)	目標年次(平成30年)
都市公園の市民1人当たりの面積	2.38㎡/人	3.02㎡/人	8.73㎡/人
都市公園等の公共施設緑地の市民1人当たりの面積	3.78㎡/人	4.57㎡/人	9.70㎡/人

③緑視率の調査

平成26年度に、“茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例”の見直しや関連施策検討など、市街地のみどりや都市景観の新たな指標としても活用することを目指し緑視率※の測定を行いました。その結果を示します。(※緑視率：路上に立った人の視野に占める草木等の緑の割合)

④事業費の概算

みどりの基本計画P139に、事業費概算が示されています。本報告書において、施策の費用対効果を検証するため、計画策定時の事業費の概算との比較を行います。

図 2 事業費概算（基本計画 P.139）

施策の方針	前期 (H21～ H23)	中期 (H24～ H26)	後期 (H27～ H30)	事業費	特定財源	一般財源	備考	
みどりの 保全	地域別緑地などによるみどりの保全	107,999	109,495	109,497	328,995	19,210	310,775	特別緑地保全地区指定の推進、市民緑地制度の推進など
	地区のみどりの保全	0	2,500	2,500	5,000	0	5,000	保全推進地区指定によるみどりの保全、抜根・新木着出制度の取立
計	107,999	111,995	111,997	333,995	19,210	315,775		
みどりの 再生	公園・緑地の再生	0	39,200	39,200	78,400	0	78,400	公園再生(公園リニューアル)の推進
	海岸のみどりの再生	-	-	-	-	-	-	海岸性植生保全・再生の推進
計	0	39,200	39,200	78,400	0	78,400		
みどりの 創出	道路緑化の推進	0	5,000	5,000	10,000	0	10,000	駅前緑化の推進、駅前リニューアルの推進など
	公園・緑地の整備	151,065	183,385	183,385	477,835	99,180	389,695	市民の森の再整備、身近な公園の整備など
	地区の緑化推進	0	1,000	1,000	2,000	0	2,000	緑地重点地区指定による緑化の推進、茅ヶ崎駅前緑化の推進・充実など
	民有地緑化の推進	81,488	84,488	82,988	189,964	0	189,964	緑地制度制度の導入、記念樹配布事業の実施など
計	212,553	253,873	252,373	679,755	99,180	590,595		
施策の 推進	基本計画の推進	-	-	-	-	-	-	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し
	協力体制の構築	7,331	7,334	7,335	22,000	0	22,000	(民間)みどり審議会の設置・運営、みどりの普及制度の充実・普及など
	PR・情報提供の充実	500	129,750	12,975	29,225	0	29,225	緑地保全推進協議会のPR・協力の働きかけなど
	資金の充実	90,000	90,000	120,000	300,000	0	300,000	茅ヶ崎市みどりのまちづくり基金の充実など
計	97,831	116,209	140,210	348,225	0	348,225		
総合計	418,375	495,255	523,780	1,437,390	104,370	1,333,020		

*公園みどり圏における10年間の経費総額
239,192千円(平成20年度予算) - 63,729千円(上記施策に反映されている事業費) = 175,463千円 × 10年 = 1,754,630千円

⑤茅ヶ崎市みどりの基本計画中期（H24～H26）進捗状況に対する茅ヶ崎市みどり審議会による答申

基本計画中期（H24～H26）進捗状況について、茅ヶ崎市みどり審議会にて、個別施策を構成している施策の方針17項目（中項目）の視点（特に重点施策）から評価・検証を行います。

（最終的には、市による基本計画中期（H24～H26）進捗状況に係る諮問への答申として行うこととします。）

表 4 みどり審議会による検証項目

施策の方針		個別施策 NO
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	施策 NO. 1～15
	地区のみどりの保全	施策 NO. 16～17
	農地の保全	施策 NO. 18～22
みどりの再生	公園・緑地の再生	施策 NO. 23
	河川のみどりの再生	施策 NO. 24～27
	海岸のみどりの再生	施策 NO. 28
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	施策 NO. 29～31
	学校緑化の推進	施策 NO. 32～33
	道路緑化の推進	施策 NO. 34～36
	公園・緑地の整備	施策 NO. 37～42
	河川のみどりネットワークの推進	施策 NO. 43～47
	地区の緑化推進	施策 NO. 48～52
	民有地緑化の推進	施策 NO. 53～63
施策の推進	基本計画の推進	施策 NO. 64
	協力体制の構築	施策 NO. 65～74
	PR・情報提供の充実	施策 NO. 75～82
	資金の充実	施策 NO. 83～84
総括		



みどり審議会により17項目から検証

2 みどりの基本計画中期（H24～H26）内部施策評価

基本計画中期（H24～H26）内部施策評価は、基本計画で位置付けている84の個別施策のうち展開時期が該当する施策について、3年間での実績、課題を担当課で整理し、評価を行いました。評価については、担当課毎の評価数全97中、Aの「極めて順調に進んでいる」が11個、Bの「おおむね順調に進んでいる」が36個、Cの「ある程度進んでいる」が14個、Dの「あまり進んでいない」が8個、Eの「今後積極的な取り組みが必要」が15個、「取組みなし」が13個となっています。

表 5 基本計画前期(H24～H26)内部施策評価集計表

施策の方針		評価							
	施策数	A	B	C	D	E	取組みなし	計	
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	15	2	6	2	2	3	2	17
	地区のみどりの保全	2	0	0	0	0	1	1	2
	農地の保全	5	2	4	1	0	0	0	7
	計	22	4	10	3	2	4	3	26
みどりの再生	公園・緑地の再生	1	0	1	0	0	0	0	1
	河川のみどりの再生	4	1	2	0	0	1	1	5
	海岸のみどりの再生	1	0	1	0	0	0	0	1
	計	6	1	4	0	0	1	1	7
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	3	2	0	0	2	1	0	5
	学校緑化の推進	2	0	0	2	0	0	0	2
	道路緑化の推進	3	0	4	1	1	0	0	6
	公園・緑地の整備	6	2	2	1	1	0	0	6
	河川のみどりネットワークの推進	5	0	4	0	0	0	1	5
	地区の緑化推進	5	1	3	0	0	1	0	5
	民有地緑化の推進	11	1	2	3	1	4	1	12
計	35	6	15	7	5	6	2	41	
施策の推進	基本計画の推進	1	0	0	0	0	1	0	1
	協力体制の構築	10	0	5	0	1	2	2	10
	PR・情報提供の充実	8	0	2	4	0	0	4	10
	資金の充実	2	0	0	0	0	2	0	2
	計	21	0	7	4	1	5	6	23
合計	84	11	36	14	8	16	12	97	
	合計に占める比率	11.3%	37.1%	14.4%	8.2%	16.5%	12.4%	100.0%	

※施策数と評価の合計は、課かが重複している施策もあるため一致していません。

表 6 基本計画中期(H24~H26)内部施策評価一覧

施策の方針	施策番号	施策区分	施策名称	担当課	前期評価	中期評価
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	1 優先施策	特別緑地保全地区指定の推進	景観みどり課	A	D
		2 優先施策	市民緑地制度の推進	景観みどり課	B	E
		3 優先施策	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	景観みどり課	A	E
		4 優先施策	(仮称)生物多様性遺産制度の推進	環境政策課 (景観みどり課)	B	B
		4.1 優先施策	(仮称)生物多様性遺産制度の推進	(環境政策課) 景観みどり課	B	E
		5 一般施策	緑地保全地域指定の推進	景観みどり課	—	—
		6 一般施策	景観重要樹木指定の推進	景観みどり課	A	B
		7 一般施策	風致地区指定に向けた取り組み	都市計画課・景観みどり課	C	D
		8 一般施策	緑地協定締結の推進	景観みどり課	—	—
		9 一般施策	生産緑地の継続	都市計画課・農業水産課・景観みどり課・公園緑地課	A	B
		10 一般施策	自然環境保全地域の継続	景観みどり課・公園緑地課	A	B
		11 一般施策	農業振興地域・農用地区域の継続	農業水産課	A	B
		12 一般施策	保安林の継続	広域事業政策課 (景観みどり課)	A	C
		12.1 一般施策	保安林の継続	(広域事業政策課) 景観みどり課	B	C
		13 一般施策	保存樹林・樹木の指定・支援の充実	景観みどり課	A	B
	14 一般施策	景観法に基づく届出による景観誘導	景観みどり課	A	A	
	15 一般施策	景観重要公共施設の指定によるみどりの保全	景観みどり課	A	A	
	地区のみどりの保全	16 一般施策	保全配慮地区指定によるみどりの保全	景観みどり課	B	E
		17 一般施策	伐採樹木届出制度の創設	景観みどり課	—	—
	農地の保全	18 優先施策	(仮称)水田保全対策事業の推進	農業水産課・学務課	A	C
		18.1 優先施策	(仮称)水田保全対策事業の推進	下水道河川建設課	A	B
		19 一般施策	食育・地産地消の推進	農業水産課 (学務課)	A	A
19.1 一般施策		食育・地産地消の推進	(農業水産課) 学務課	A	A	
20 一般施策		複合的営農支援の継続	農業水産課	A	B	
21 一般施策		市民農園の推進	農業水産課	B	B	
22 一般施策	観光農園の推進	農業水産課	B	B		
みどりの再生	公園・緑地の再生	23 優先施策	公園再生(公園リニューアル)の推進	公園緑地課	B	B
		24 優先施策	千ノ川整備事業の推進	下水道河川建設課	A	B
		25 一般施策	移植林の育成管理の推進	景観みどり課	A	E
		26 一般施策	多自然型護岸の整備	広域事業政策課 (下水道河川建設課)	A	A
		26.1 一般施策	多自然型護岸の整備	(広域事業政策課) 下水道河川建設課	B	—
		27 一般施策	河川沿い緑化の推進	広域事業政策課・景観みどり課	A(広域事業政策課) B(景観みどり課) A(下水道河川建設課)	B
	海岸のみどりの再生	28 一般施策	海岸性植生保全・再生の推進	農業水産課・景観みどり課	B	B
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	29 優先施策	(仮称)小出第二小学校用地の活用	青少年課・教育政策課	B	D
		30 一般施策	公共施設緑化推進指針の作成	景観みどり課	—	E
		31 一般施策	公共施設(新築・改築)緑化の推進	施設再編整備課 (景観みどり課) (市民自治推進課)	A	A
		31.1 一般施策	公共施設(新築・改築)緑化の推進	(施設再編整備課) 景観みどり課 (市民自治推進課)	A(景観みどり課)	D
		31.2 一般施策	公共施設(新築・改築)緑化の推進	(施設再編整備課) (景観みどり課) 市民自治推進課	A	A
	学校緑化の推進	32 一般施策	学校ビオトープの推進	景観みどり課	B	C
		33 一般施策	学校緑化の推進	教育施設課	A	C
	道路緑化の推進	34 一般施策	街路樹緑化の推進	広域事業政策課 (道路建設課) (公園緑地課)	A	B
		34.1 一般施策	街路樹緑化の推進	(広域事業政策課) 道路建設課 (公園緑地課)	A	C
		34.2 一般施策	街路樹緑化の推進	(広域事業政策課) (道路建設課) 公園緑地課	A	B
		35 一般施策	街路樹リニューアルの推進	公園緑地課	B	D
		36 一般施策	ポケットパークの整備	広域事業政策課 (公園緑地課)	A(広域事業政策課) B(道路建設課)	B
	36.1 一般施策	ポケットパークの整備	(広域事業政策課) 公園緑地課	A(公園緑地課)	B	
	公園・緑地の整備	37 優先施策	市民の森の再整備	公園緑地課	A	B
38 優先施策		(仮称)柳島スポーツ公園の整備	スポーツ健康課	A(スポーツ健康課) A(都市計画課) A(公園緑地課)	A	
39 優先施策		身近な公園の整備(借地公園含む)	公園緑地課	A	B	
40 優先施策		湘南海岸公園の整備促進	公園緑地課	B	D	
41 一般施策		県立茅ヶ崎里山公園の整備促進	広域事業政策課	A	A	
42 一般施策		ビオトープの創出の推進	景観みどり課	A	C	

評価の内容

A = 極めて順調に進んでいる (90%以上) B = 概ね順調に進んでいる (75~89%)

C = ある程度進んでいる (60~74%) D = あまり進んでいない (40~59%)

E = 今後積極的な取り組みが必要 (39%以下) — = 取組みなし (0%)

施策の方針	施策番号	施策区分	施策名称	担当課	前期評価	中期評価
みどりの創出	河川のみどりネットワークの推進	43 優先施策	千ノ川整備事業の推進	下水道河川建設課	A	B
		44 一般施策	親水護岸の整備	下水道河川建設課	—	B
		45 一般施策	散策路(管理用通路)の整備	下水道河川建設課	B	B
		46 一般施策	河川沿い緑化の推進	広域事業政策課・景観みどり課	A(広域事業政策課) B(景観みどり課) A(下水道河川建設課)	B
		47 一般施策	下水道暗渠上部緑化の推進	下水道河川建設課	B	—
	地区の緑化推進	48 優先施策	緑化重点地区指定による緑化の推進	景観みどり課	B	E
		49 一般施策	香川駅周辺緑化の推進	拠点整備課	B	B
		50 一般施策	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	拠点整備課	A	B
	民有地緑化の推進	51 一般施策	浜見平地区における緑化の推進	拠点整備課	A(拠点整備課) A(景観みどり課)	A
		52 一般施策	茅ヶ崎駅周辺の緑化推進・充実	景観みどり課	A	B
53 優先施策		緑化地域制度の導入	景観みどり課	—	—	
54 優先施策		茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し	景観みどり課	B	E	
55 一般施策		駐車場緑化の基準づくり	景観みどり課	A	D	
56 一般施策		ランドスケープコードガイドラインの作成	景観みどり課	B	E	
57 一般施策		屋上・壁面緑化助成金制度の創設	景観みどり課	B	E	
58 一般施策		緑化施設整備計画認定制度の活用	景観みどり課	C	E	
59 一般施策		記念樹配布事業の実施	景観みどり課	A	C	
60 一般施策		グリーンバンク制度の創設	景観みどり課/公園緑地課	A	B	
61 一般施策		低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定	都市計画課	A	A	
62 一般施策		生垣補助金制度による生垣緑化の支援	景観みどり課	A	C	
施策の推進	基本計画の推進	63 一般施策	社寺などのみどりの保全	景観みどり課 (社会教育課)	A	B
		63.1 一般施策	社寺などのみどりの保全	(景観みどり課) 社会教育課	A	C
	協力体制の構築	64 優先施策(3の再掲)	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	景観みどり課	A	E
		65 優先施策	(仮称)みどり審議会の設置・運営	景観みどり課	A	B
		66 優先施策	みどりの里親制度の充実・普及	公園緑地課	A	B
		67 一般施策	里山ボランティア団体の育成	景観みどり課	B	E
		68 一般施策	里山里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用	景観みどり課	B	—
		69 一般施策	事業者参加の充実	産業振興課	A	B
		70 一般施策	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	景観みどり課	A	B
		71 一般施策	緑化事業者評価制度(SEGES)の活用	景観みどり課	A	—
		72 一般施策	学校との連携推進	景観みどり課	A	B
		73 一般施策	自治会などとの連携推進	景観みどり課	B	E
	74 一般施策	管理協定締結の推進	景観みどり課	B	D	
	PR・情報提供の充実	75 一般施策	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	景観みどり課	B	C
76 一般施策		緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ	景観みどり課	A	B	
77 一般施策		回遊動線の設定・充実	景観みどり課	—	—	
78 一般施策		オープンガーデン・ガーデニングコンクール開催	景観みどり課	—	—	
79 一般施策		みどりのフォトコンテストの開催	景観みどり課	—	—	
80 一般施策		茅ヶ崎の名木50選集の発刊	景観みどり課	—	—	
81 一般施策		ホームページの活用	景観みどり課	A	C	
82 一般施策		市民参加によるみどりの調査の推進	環境政策課 (景観みどり課) (社会教育課)	B	C	
資金の充実	82.1 一般施策	市民参加によるみどりの調査の推進	(環境政策課) 景観みどり課 (社会教育課)	A	C	
	82.2 一般施策	市民参加によるみどりの調査の推進	(環境政策課) (景観みどり課) 社会教育課	A	B	
	83 優先施策	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	景観みどり課	B	E	
	84 一般施策	ナショナル・トラスト活動の推進	景観みどり課	C	E	

個別施策の評価は、施策ごとに担当課で施策評価シートを作成し、ヒアリングにより疑問点等を整理したうえで、次のようにとりまとめました。シートの1ページ目は、参考として、前期評価の内容を転記しています。(次ページ参照表7参照)

表 7 施策評価シートの説明

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

1 特別緑地保全地区指定の推進 優先施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かなみどりを将来に継承することが可能となります。本市では、北部丘陵のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア)として重要な地域である清水谷、行谷字立町の樹林地、赤羽根字六図、七図、八図、九図の斜面樹林、長谷、赤羽根字十三図を対象に土地所有者の同意を得ることで特別緑地保全地区の指定を目指します。

施策内容と展開時期
【みどりの基本計画から転記】

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	清水谷自然環境基礎調査、指定候補区域検討 清水谷土地所有者に対し、地区指定に関するアンケート調査	指定候補区域(案)の絞り込み 前期の取り組み 【前期内部報告書(諮問)意から転記】	諸手続を経て清水谷特別緑地保全地区指定(約4.9ha) 清水谷土地所有者に対する制度説明と指定の同意 指定区域の外周測量
事業費	3,654,000 円	4,074,000 円	9,082,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

審議会からの前期評価
【前期報告書(答申)から転記】

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定が、「清水谷」になされたことは高く評価できる。(NO.1 ①)
 ○特別緑地保全地区については、計画では、清水谷を含め5地区の指定を行うこととしており、計画期間中の指定工程表を早急に策定することが望まれる。(NO.1 ②)
 ○特別緑地保全地区については、土地所有者からの買取申し出への対応が必要となるが、その買取財源について、清水谷も含め予算が確保されていますことを望みます。

審議会からのご意見(平成25年1月)
【前期報告書(答申)から転記】
(※施策の方針全体に対する意見も記載しています)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

- ・赤羽根に着手したことは評価できる。
- ・市民と協働の欄は良いが、内容が不正確。
- ・定期的にモニタリングを実施し、状況が変化した場合に備えて、必要に応じて丁寧な表現が必要。またその結果が活かされることを望みます。
- ・予算が大まかすぎてわからない。地区ごとぐらいに分けて書いてほしい。

審議会からのご意見(平成26年6月)
【平成26年度第2回審議会資料から転記】
(※施策の方針全体に対する意見も記載しています)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	<p>保全管理計画の検討</p> <p>清水谷特別緑地保全地区については 中期の取り組み 【24・25年度進行管理チェックシート、平成27年4月照会・ヒアリングをもとに作成】</p> <p>赤羽根十三図の測量調査</p> <p>清水谷特別緑地保全地区の 土留め及び看板の設置・改修</p>		
事業費	20,748,160 円 消耗品・公有財産費等	10,237,500 円 委託料・工事費・※公有財	1,862,460 円 委託料・公有財産費

事業費の内容

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

- ・特別緑地保全地区指定候補地のうち、清水谷については平成23年度に指定を行い、平成25年度には保全管理計画を策定しました。
- ・赤羽根字十三図については、指定に向け、候補区域を選定し、みどり審議会と協議するとともに、候補区域の測量を行いました。
- ・行谷、長谷については、定期的にモニタリングを実施し自然環境の現状把握に努めました。

施策内容を踏まえた中期実績
市民との協働による中期実績

＜市民との協働による中期実績＞【24・25年度進行管理チェックシート、平成27年4月照会・ヒアリングをもとに作成】

- ・清水谷について、平成25年度に保全管理計画を策定しました。
- ・長谷について、自然環境評価再調査メンバーと協力してモニタリングを実施しました。
- ・赤羽根字十三図では、市と市民の有志による保全活動を24～26年度4回実施しました。

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

- ・行谷については、特別緑地保全地区指定候補地の高い谷戸底の湿地等と一体的に保全する必要があるため、保全手法の検討が必要です。
- ・赤羽根斜面林については、候補区域の多くが農地等であり、指定されているため、保全に関する一定の担保が取得している場所があります。
- ・長谷については、土地所有者の工事スケジュールに合わせて表土の移植による保全の可能性の協議を行う必要があります。また、民有林の伐採が行われたこと、土地利用計画されていることを踏まえて特別緑地保全地区指定候補区域の選定が必要です。

施策内容を踏まえた中期課題

【24・25年度進行管理チェックシート、平成27年4月照会・ヒアリングをもとに作成】

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

- ・赤羽根字十三図の指定に向けて作業を進めることができていますが、他の3か所の指定が遅れています。

担当課による中期評価

【24・25年度進行管理チェックシート、平成27年4月照会・ヒアリングをもとに作成】

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、—=取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

- ・赤羽根字十三図の指定作業に合わせ、土地所有者等の動向を踏まえて次期指定候補地の検討を進め、赤羽根字十三図指定後に具体的な作業に着手する。

後期以降の考え方

【平成27年4月照会・ヒアリングをもとに作成】

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

1 特別緑地保全地区指定の推進

優先施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かなみどりを将来に継承することが可能となります。本市では、北部丘陵のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア)として重要な地域である清水谷、行谷字広町の樹林地、赤羽根字六図、七図、八図、九図の斜面樹林、長谷、赤羽根字十三図を対象に土地所有者の同意を得たうえで順次、特別緑地保全地区の指定を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p>清水谷自然環境基礎調査、指定候補区域検討</p> <p>清水谷土地所有者に対し、地区指定に関するアンケート調査</p>	<p>指定候補区域(案)の絞り込み</p> <p>清水谷土地所有者地区指定意向調査</p> <p>指定候補区域の基準点測量</p>	<p>諸手続を経て清水谷特別緑地保全地区指定(約4.9ha)</p> <p>清水谷土地所有者に対する制度説明と指定の同意</p> <p>指定区域の外周測量</p>
事業費	3,654,000 円	4,074,000 円	9,082,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

- 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定が、「清水谷」になされたことは高く評価できる。(NO.1 ①)
- 特別緑地保全地区については、計画では、清水谷を含め5地区の指定を行うこととしており、計画期間中の指定工程表を早急に策定することが望まれる。(NO.1 ②)
- 特別緑地保全地区については、土地所有者からの買取申し出への対応が必要となるが、その買取財源について、清水谷も含め予算措置計画を早急に策定することが望まれる。(NO.1 ③)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

- ・赤羽根に着手したことは評価できる。
- ・市民と協働の欄は良いが、内容が不正確。
- ・定期的モニタリングと市民と1回モニタリングした、ということの意味がよくわからない。もう少し丁寧な表現が必要。またその結果が活かされないと意味がない。
- ・予算が大まかすぎてわからない。地区ごとぐらいに分けて書いてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

<平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	<p>保安全管理計画の検討(清水谷)</p>	<p>保安全管理計画の検討(清水谷特別緑地保全地区については平成26年3策定済)</p> <p>赤羽根字十三図の地籍調査</p> <p>清水谷特別緑地保全地区の土留め及び看板の設置・改修</p>	<p>保安全管理計画の検討(赤羽根十三)</p> <p>赤羽根十三図の測量調査</p>
事業費	20,748,160 円 消耗品・公有財産費等	10,237,500 円 委託料・工事費等	1,862,460 円 委託料等

<施策内容を踏まえた中期実績>

- ・特別緑地保全地区指定候補地のうち、清水谷については平成23年度に指定を行い、平成25年度には保安全管理計画を策定しました。
- ・赤羽根字十三図については、指定に向け、候補区域を選定し、みどり審議会と協議するとともに、候補区域の基準点測量を行いました。
- ・行谷、長谷については、定期的にモニタリングを実施し自然環境の現状把握に努めました。

<市民との協働による中期実績>

- ・清水谷について、平成25年度市民活動団体「清水谷を愛する会」と協議を行いながら、保安全管理計画を策定しました。
- ・長谷について、自然環境評価再調査メンバーと協力してモニタリングを実施しました。
- ・赤羽根字十三図では、市と市民の有志による保全活動を24～26年度に年4回程度実施しました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

- ・行谷については、特別緑地保全地区指定候補地の樹林地以外にも、自然環境評価調査において評価の高い谷戸底の湿地等と一体的に保全する必要があるため、谷戸底については特別緑地保全地区指定以外の保全手法の検討が必要です。
- ・赤羽根斜面林については、候補地の多くが神奈川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域に指定されているため、保全に関する一定の担保が取れているため、緊急性は低い場所です。
- ・長谷については、土地所有者の工事スケジュールに合わせて表土の移植による保全の可能性の協議を行う必要があります。また、民有林の伐採が行われたことと、土地利用が計画されていることを踏まえて特別緑地保全地区指定候補区域の選定が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

- ・赤羽根字十三図の指定に向けて作業を進めることができていますが、他の3か所の指定が遅れています。

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

- ・赤羽根字十三図の指定作業に合わせ、土地所有者等の動向を踏まえて次期指定候補地の検討を進め、赤羽根字十三図指定後に具体的な作業に着手します。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

2 市民緑地制度の推進

優先施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

都市緑地法に基づく市民緑地は、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と市が契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設を公開する制度です。本市では、公園が不足する地域や市街化が進行し樹林地が失われるおそれがある地域、市民のレクリエーションニーズが高い地域に位置する保存樹林などの民有地を優先的に選定し、計画的に市民緑地契約を進めます。また、特別緑地保全地区や緑地保全地域を指定後にその地域・地区内を市民が利用できる公開された緑地としていくために本制度の活用を進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	事例調査および研究 (鎌倉市視察)		
	保存樹林を中心とした市民緑地の指定候補地の検討		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A= 施策に進捗がみられた B= 施策に一部進捗がみられた C= 施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○市民緑地制度については、他市に関する情報収集、要綱案の検討が事務的に進められているが、市民緑地制度を如何なる目的で、どう活用していくか、基本的考え方を明確にしておくことが望まれる。(NO.2)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

- ・条例化とは別に、市民緑地候補地をどのような考え方で選出しているのか、担当課として示す必要がある。25年の評価はDでは。
- ・市民との協働の表現が曖昧。固有名詞で書いてあるところ、ないところ統一したほうがよい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	市民緑地制度構築内容の検討・法令(原案)整備の検討	市民緑地制度の条文・様式等の整理・原案作成 各市町村の市民緑地制度調査 市民緑地候補地の選定	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに制度化することを検討
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

市民緑地候補地を、市内に残る樹林地を調査、把握し、リスト化を行いました。また、一部の保存樹林所有者に対して、制度を創設した場合の活用の有無についてヒアリングを行いました。
 平成25年度より施策NO2、3、16、17、30、31、48、54、55、56、57、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、市民緑地についても、条例の見直しの中で検討を行いました。なお、平成25年度、平成26年度については、茅ヶ崎市みどり審議会及び環境審議会において、ご議論を頂き条例の骨格の検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

制度創設の際には、現実に即した運用等の整備をする必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

市民緑地制度については、都市緑地法に位置づけられているが、市の条例においてその運用等の整備がされていません。緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせ、市民緑地を制度化するため、条例見直し後に、具体的に運用を行う必要があります。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しにあわせて、市民緑地制度の創設を検討していきます。また、条例見直し後に市民に対し市民緑地制度の周知を行い、制度の運用を図ります。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

3 茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し

優先施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」にみどりの基本計画を位置づけ、計画の実効性を高めていくために、緑化重点地区などの施策に関する事項も条例に位置づけます。また、保存樹林制度を見直すとともに新たな緑地保全の制度の設立に取り組みます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	みどりの基本計画及び審議会の位置付け検討	新たな緑地等保全制度の構築における本市の課題を整理 市内のみどりの状況を把握するためのGISによる現存植生図整備	
事業費	0 円	4,805,000 円	5,000,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○本条例については、見直すべき課題の整理、他市の事例の比較検討が事務的に行われているが、市のみどり施策の核となるみどりの基本計画、それをサポート推進するみどり審議会の位置づけは不可欠であり、改正すべき課題を整理し、本審議会で議論するなど、条例改正につなげる作業を早急に進めることが望まれる。(NO.3)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

Blank box for中期展開時期中(平成26年6月) comments.

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

<平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	保存樹林候補地の洗い出し、制度見直しの検討	緑化基準及び新たな緑地保全制度の検討 条例策定について、みどり審議会にて検討	条例策定について、みどり審議会にて検討
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

平成25年度より施策NO2、3、16、17、30、31、48、54、55、56、57、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととしました。この条例では、市域全体の緑地を包括的に保全・再生・創出するために、保存樹林の指定要件(500㎡以上)に満たないまちのみどりを保全する制度や緑化基準等を盛り込むことを検討しております。なお、平成25年度、平成26年度については、茅ヶ崎市みどり審議会及び環境審議会において、ご議論を頂き条例の骨格の検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについて、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

市域全体の緑地を包括的に保全・再生・創出するためには、市民・事業者の理解や開発部局との調整が必要であり、現実的に実効性のある条例を制定する必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

・環境基本計画において平成24年度に条例の策定を位置付けておりますが、現段階でも条例は見直されていません。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組が必要(39%以下)、- =取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・みどりの保全・再生・創出について、包括的に具体的な制度を盛り込んだ実効条例として、平成29年4月1日施行を目指します。平成27年度にみどり審議会にて条例の骨格部分・具体的な制度を審議し、平成27年度に審議会にて諮問を図り、平成28年度に検察庁協議、例規等審査会、を経て議会に図る予定です。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

4 (仮称)生物多様性遺産制度の推進

優先施策

担当課 環境政策課 (景観みどり課)

< 施策内容 >

本市に存在する豊かな生物多様性の価値や多様な恵みを市民が認識し、可能な限り保全することを目的に、その土地所有者の理解のもと「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産」の認定書や感謝状を送るとともに、パネルの設置や指定後の地域を幅広く市民に広報する制度を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	DVDによる自然環境の重要性や豊かな生物多様性の価値などを周知・啓発		
			DVD内容を市HPで動画配信 (アクセス数 597件)
			行谷地区での農地意向調査実施
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○(仮称)生物多様性遺産制度については、如何なる形にするのか具体的な検討を進めることが望まれる。(NO.4)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

- ・制度の検討はどうなっているのか。制度の推進となっているところから気になります。優先施策でもあるし。
- ・環境政策課の柳谷の紹介事業は6年目となり、コア地域の重要性を広く市民に知らせるならば、他の地域についても行ったほうがよいのでは？
- ・生物多様性の保全については新しい条例の中に入れてほしい。
- ・低炭素社会推進計画にもあるので、本腰をいれ、行ってほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	動画配信・DVDによる生物多様性の周知		
	ちがさき環境フェアの開催		
	「里山はっけん隊！」(夏・冬・春)の開催		
	環境基本計画広報特集号を通じた 自然環境、生物多様性の 重要性・貴重性の周知		
事業費	1,203,386 円	1,245,621 円	1,858,000 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

・市内に残る貴重な自然環境の魅力を収録した「茅ヶ崎の四季と自然」を市ホームページ上で動画配信し、自然環境や生物多様性の価値、貴重性を市民の方にお伝えしました(動画配信アクセス数:24年度50件、25年度174件、26年度315件)。
 ・「みんなの環境基本計画特集号」の発行を通じて、市内に残る自然環境の重要性、貴重性を市民の方に広くお知らせしました。
 ・平成26年度においては上記に加え、7つのコア地域のうち清水谷を取り上げ、清水谷の自然環境や生息・生育している動植物を紹介するとともに、市として初めて特別緑地保全地区に指定し、保全管理計画を策定して土地所有者や市民団体「清水谷を愛する会」といった関係者が協力しながら保全活動を行っている旨をお知らせしました。

<市民との協働による中期実績>

・ちがさき環境フェアを開催し、出展団体による展示やワークショップ、体験を通じて楽しみながら生物多様性あるいは市内の自然環境を学ぶ機会を提供しました。
 (来場者数(推計):各年度2,000名、出展団体数:24年度47団体、25年度74団体、26年度74団体)
 ・神奈川県公園協会、「柳谷の自然に学ぶ会」の協力のもと、親子を対象とした「里山はっけん隊！」を開催し、イベントを通じて生物多様性や自然環境の魅力を伝えました。
 (参加者数:24年度夏30名、冬41名、25年度春39名、秋38名、26年度夏15名、冬19名、春33名)

<施策内容を踏まえた中期課題>

・(仮称)生物多様性遺産制度について、制度構築には至っていません。制度設定が現実的でない、あるいは生物多様性を保全するためにより良い方法があると判断できる場合は、施策そのものを見直しても良いのではないかと考えています。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

・生物多様性、あるいは市内の自然環境の重要性・貴重性をお伝えする取り組みを継続的に推進しています。
 ・市民、市民団体、事業者など、様々な主体のご協力により充実したイベント等を実施することができ、市民に対する生物多様性保全への啓発にも大きく寄与しました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組が必要(39%以下)、—=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・市民意識の向上が実際の保全活動につながるよう、自然環境の重要性、貴重性などをわかりやすく丁寧に啓発していきます。
 ・生物多様性遺産制度については、生物多様性地域戦略との整合、連携を図るべく検討、調査を進めます。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

4 (仮称)生物多様性遺産制度の推進

優先施策

担当課 (環境政策課) 景観みどり課

<施策内容>

本市に存在する豊かな生物多様性の価値や多様な恵みを市民が認識し、可能な限り保全することを目的に、その土地所有者の理解のもと「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産」の認定書や感謝状を送るとともに、パネルの設置や指定後の地域を幅広く市民に広報する制度を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		土地所有者の理解を得た市民との保全活動(赤羽根十三図) (2回実施)	4回実施 自然環境評価調査実施
		COP10開催に合わせた啓発活動 (パネル展示、講演会、CATV等)	土地所有者へ生物多様性の重要性を周知 (赤羽根十三図)(行谷)
事業費	0 円	40,000 円	0 円

<審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価>

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○(仮称)生物多様性遺産制度については、如何なる形にするのか具体的な検討を進めることが望まれる。(NO.4)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

- ・制度の検討はどうなっているのか。制度の推進となっているところから気になります。優先施策でもあるし。
- ・環境政策課の柳谷の紹介事業は6年目となり、コア地域の重要性を広く市民に知らせるならば、他の地域についても行ったほうがよいのでは？
- ・生物多様性の保全については新しい条例の中にいれてほしい。
- ・低炭素社会推進計画にもあるので、本腰をいれ、行ってほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	自然環境評価再調査結果のとりまとめ・公表・周知	自然環境評価再調査結果の周知	自然環境評価再調査結果の周知
事業費	5,080,000 円	120,000 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

「生物多様性地域戦略」に必要な要件の整理、他自治体の事例整理、本市における生物多様性の現状と策定へのプロセスを委託にてまとめました。
 ・自然環境評価再調査結果をとりまとめ、まっぴdeちがさきに掲載して公表・周知を行いました。
 ・国や県の動向を見極めながら、生物多様性地域戦略策定の目的、効果を検討しました。

<市民との協働による中期実績>

調査結果を踏まえた市民との保全作業を一部地域(赤羽根十三区、平太夫新田等)で実施しました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

・(仮称)生物多様性遺産制度の創設については、(仮称)第3回自然環境評価調査結果(平成29年度とりまとめ予定)を踏まえ、制度を創設するかどうかも含め、生物多様性地域戦略と合わせて検討を行い、生物多様性地域戦略については、可能な限り実効性の高いものとする必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

具体的な検討に至っていません。

E A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・(仮称)生物多様性遺産制度の創設については、(仮称)第3回自然環境評価調査結果(平成29年度とりまとめ予定)を踏まえ、制度を創設するかどうかも含め、生物多様性地域戦略と合わせて検討を行います。生物多様性地域戦略については、可能な限り実効性の高いものとするため、引き続き調査・研究を行っていきます。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

5 緑地保全地域指定の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

都市緑地法に基づく緑地保全地域は、里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全する制度です。本市では、北部丘陵のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア)として重要であり、土地利用と調和を図る必要性が高い地域を対象に神奈川県と調整を図り、土地所有者の同意を得たうえで緑地保全地域の指定を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

Empty box for providing comments received from the Review Committee during the previous evaluation period (January 2023).

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

Empty box for providing comments during the mid-term implementation period (June 2024).

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

取り組みはありませんでした。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

取り組みはありませんでした。

— A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

導入している市町村が皆無のため、十分な研究・検討を行います。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

6 景観重要樹木指定の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

景観法に基づく景観重要樹木は、景観計画の指定方針に基づき、鶴嶺八幡宮参道の松並木や大イチョウ、浄見寺のお葉付きイチョウなどの樹木を所有者の同意を得たうえで指定を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p>指定候補樹木候補の抽出 (市民の樹木写真を投票等実施)</p> <p>景観重要樹木の指定(2件)</p> <p>ちがさき景観資源の指定(5件)</p>	<p>指定候補樹木候補の抽出 (市民の樹木写真を投票等実施)</p> <p>標示板の設置(2件)</p> <p>維持管理費の補助(1件)</p>	<p>景観重要樹木の指定(2件)</p> <p>ちがさき景観資源の指定(1件)</p> <p>標示板の設置(2件)</p> <p>景観重要樹木の周知啓発 (市民団体との協働で市民講座2回実施)</p>
事業費	0 円	32,000 円	444,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

制度を改善したとしているが、課題として「・・・様々な課題があり、指定へのプロセスは難しい。」とまとめられている。制度上の問題点を洗い出し、いかに対応していくか覚悟を示す必要があるのでは。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	景観審議会報告		
	みどり審議会等関係審議会	景観重要樹木の周知	
	指定規定内容の検討	パブリックコメン	
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

新規の指定はありませんが、景観計画前期報告書に伴う平成25年度の景観計画の変更に伴い、今までの指定作業での課題をふまえ、自治会等地域からの推薦を受けられるよう規定の変更を行いました。
 (平成26年度末 景観重要樹木 4件)

<市民との協働による中期実績>

景観計画の変更に伴い、パブリックコメントを平成25年1月～2月に行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

指定された樹木の継続的な周知が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

新規の指定はありませんが、平成24年度の計画の変更により、自治会等地域からの推薦を受けられるよう規定の変更を行いました。現時点では推薦はないため、イベントなどの機会により、さらなる周知を行います。また、市としても新規指定にむけた取り組みを進めていきます。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

新規指定に向け、調査を行います。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

7 風致地区指定に向けた取り組み

一般施策

担当課 都市計画課・景観みどり課

< 施策内容 >

風致地区は、水やみどりなどの自然的な要素に富み良好な自然的景観の維持が必要な区域において、建築などの行為規制を行い、都市環境の保全を図る制度です。本市では、伝統ある邸園文化を活かすため、保全配慮地区などを対象に、アンケートの実施、説明会の開催などを行い地域住民の意向を調査します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 地区計画、建築協定等の制度紹介に合わせ、風致地区制度を説明 (窓口等) (美住町、南湖地区) (美住町地区、松風台地区) </div>		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

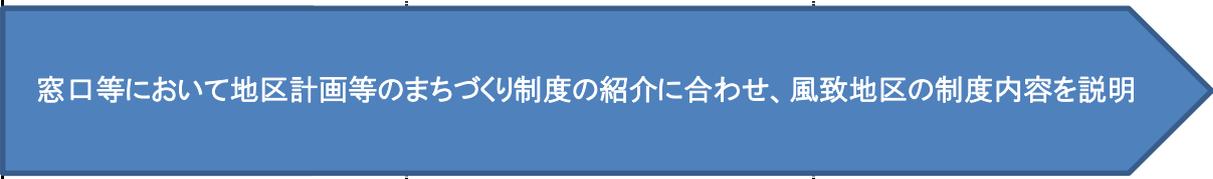
これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・新しい条例の中に組み込んでほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

各年を通じて、窓口や地区説明会などの際に、地域の特性を活かした“まちづくり”を進める制度の一環として「地区計画」や「建築協定」などと同様に制度の紹介を行いました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

茅ヶ崎市は人口密度、土地利用の面からは成熟期にあり、風致地区を都市計画に定められるまとまった対象区域を抽出することは困難です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

制度の周知・啓発にとどまり、風致地区指定には至っていません。

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

敷地面積最低限度の指定や高度地区による高さ制限等の面的制限、地区計画や建築協定による局地的な制限等と併せ、風致地区の指定の可能性を探りつつ、良好な住環境の形成を目指します。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

8 緑地協定締結の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

緑地協定は、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることが可能となります。本市では、みどり豊かなまち並みが見られる地域を対象に、アンケートの実施、説明会の開催などを行い、土地所有者の意向を踏まえて緑地協定締結を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

どのような地域で活用をするのか。担当課として考え方をしておく必要がある。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

取り組みはありませんでした。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

取り組みはありませんでした。

— A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

緑地協定制度を広く周知を行い、協定を締結しようとする際には、緑地協定に違反した場合の措置など十分な検討を行います。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

9 生産緑地の継続

一般施策

担当課 都市計画課・農業水産課・景観みどり課・公園緑地課

< 施策内容 >

生産緑地地区は農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする制度です。本市では、現在指定されている農地の継続を目指して、農業の推進に関わる複合的な営農支援などを行います。また、緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地地区の解除がある場合は、公園・緑地用地として確保を検討します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	追加指定基準庁内調整	基準見直	
	追加指定事前相談	追加指定のPR・追加指定事前相談	
	指定実績		
	(約63.1ha、437箇所) 廃止2件・縮小2件	(約62.7ha、435箇所) 追加4件・廃止6件	(約62.6ha、433箇所) 拡大2件・廃止2件・拡大縮小2件
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○生産緑地については、指定解除申し出があった場合に対応すべく、市街地における貴重なオープンスペース機能、緑地機能に着目した活用策を検討しておくことが必要である。(NO.9)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・生産緑地地区の買い取り申し出等の実態と市側の活用構想等をみどりの基本計画担当課として把握しておくべきだと思います。
 ・25年度に行った都市計画手続き拡大1、縮小1、廃止4件の内容が不明。
 ・前期の課題「生産緑地解除後の活用策についての検討」はどうなっているのか。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	追加指定事前相談・決定図書の永久縦覧		
	都市計画審議会		
	(廃止7件・縮小2件)	(拡大1件、廃止4件・縮小1件)	(追加1件、拡大1件、廃止6件・縮小2件)
	追加指定集中相談、案の公告、縦覧、決定告示		
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

土地所有者の申請に応じて、生産緑地の指定・変更の手続きを行いました。
 平成27年度の萩園字上ノ前地区の市街化区域への編入を視野に入れ、茅ヶ崎市生産緑地地区追加指定基準を改正し、当該地区内に残る農地の生産緑地地区の指定に向けた規定の整備を行いました。
 平成26年度にはオープンスペースの確保に向けた庁内連絡会を開催し(2回)、既存の諸制度と生産緑地地区制度の連携による、市街化区域内のオープンスペース確保に向けた検討のため、関係課間での情報共有を図りました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

近年、生産緑地地区の主たる従事者の死亡・故障を理由とした買取り申出が増加傾向にあり、生産緑地地区は減少しています。さらに、平成4年に当初指定がされた生産緑地は、30年を経過した平成34年に買取り申出が行えることから、その対応についても課題となっています。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

都市計画法に基づき、生産緑地地区の指定・変更の手続きを行うことができました。
 オープンスペースの確保に向けた庁内連絡会を開催することで、課題解決に向けた横断的な検討の場をつくることができました。

B

A＝極めて順調に進んでいる(90%以上)、B＝概ね順調に進んでいる(75～89%)、C＝ある程度進んでいる(60～74%)、D＝あまり進んでいない(40～59%)、E＝今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、－＝取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き、土地所有者の申請に応じて、都市計画法に基づく生産緑地地区の指定・変更の手続きを行います。
 追加指定集中相談期間の設定等、新規指定に向けた取り組みを継続して行います。
 オープンスペースの確保に向けた庁内連絡会等の活用により、生産緑地地区制度を活用した市街化区域内のオープンスペース確保について、関係課との連携による検討を進めます。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	立ち入り防止柵設置	倒木処理 (大雪)	高木剪定・倒木処理
	斜面西側剪定		
	倒木処理		
事業費	1,748,255 円 委託料	45,150 円 委託料	589,788 円 委託料

<施策内容を踏まえた中期実績>

自然環境保全地域については、面積の増減なく、継続して指定ができています。
 中赤羽根については、倒木の恐れがある樹木については、適切な樹木の剪定を実施し、台風や大雪の影響による倒木についても撤去を行いました。平成24年度には、平成23年11月にご寄附いただいた際の地権者の方の要望でもあり、私有地との境界を明確にしておく必要から、北側から東側にかけての境界沿いに立ち入り防止柵を設置しました。また、植生調査や除草作業を一部の区域で行いました。

<市民との協働による中期実績>

中赤羽根については、植生調査や除草作業の一部を、関連団体の方々にボランティアとして行っていただいています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

中赤羽根については、元地権者の意向を踏まえ、自然林としての永続的な緑地保全が必要であり、地元要望による高木剪定等樹木管理と斜面地保護のバランスを見計らった維持管理が必要となります。また、土砂災害警戒区域の指定に伴い、可能な対応策の検討が今後必要になると考えられます。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

自然環境保全地域については、面積の増減なく、継続して指定ができています。中赤羽根については、自然林として保全していく方針は寄附時当初から変わっておらず、除草、剪定等も地元要望に沿う形で最小限で行っています。

B A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組が必要(39%以下)、—=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今後も継続して指定されるよう、県と連絡調整を行います。
 中赤羽根について、今後も関連団体や専門の方々の助言を得ながら適切な管理を行い、緑地の保全を図っていくとともに、都市公園化の可能性についても検討していきます。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

11 農業振興地域・農用地区域の継続

一般施策

担当課 農業水産課

< 施策内容 >

神奈川県が指定する農業振興地域及び市が指定する農用地区域については、市の農業振興の拠点として農地の保全を図っていることから、現在の指定を継続します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	農振整備計画見直し作業 (農業振興地域整備計画管理事業)	農業振興地域整備計画管理事業	
	芹沢地内外農業用水路整備工事(農とみどりの整備事業)		
	柳島向河原地区土地活用協議会の開催支援		
事業費	9,778,650 円 (委託料3,780,000、工事費5,998,000)	5,870,824 円 (工事請負費5,870,824)	3,248,430 円 (委託料1,300,000、工事費3,168,720)

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

平成24年には、農振整備計画の見直しを実施しました。農振・農用地域内のハード整備としては、芹沢地内外農業用水路整備工事を実施しました。また、農振地域である柳島地区のソフト事業としては、平成23年度に策定した柳島向河原地区土地利用基本計画を受け、柳島向河原地区土地活用協議会を立ち上げ、農地を農地として保全していくための検討・研究の支援を行いました。その結果柳島向河原地区土地利用統制システムの確立及び作業マニュアルの作成並びに今後の活動を柳島生産組合が引き継ぐこととなりました。

《芹沢地内外農業用水路整備工事実績》

H24年度 97.8m

H25年度 106.3m

H26年度 61.5m

＜市民との協働による中期実績＞

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

今後、萩園地区産業系市街地整備事業により、農用地域が減少する可能性があります。柳島向河原地区の雨水排水対策を講じる必要があります。

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

農用地域(約85ha)、農業振興地域(約124ha)を減少させることなく、善良な農地の保全に努めました。農とみどりの整備事業を毎年実施し、農振・農用地内の農業用水路の整備を行うことで、営農環境の維持に努めました。3か年事業で行った柳島向河原地区土地活用協議会における研究、検討の支援を行い、柳島土地利用調整システム及び作業マニュアルを作成し、柳島生産組合により運用されることとなりました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組が必要(39%以下)、—=取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

引き続き農用地域を減少させず、優良な農地の保全に努めます。農振・農用地内の整備工事を行う「農とみどりの整備事業」を、県の交付金を確保しながら引き続き実施します。柳島向河原地内の農業基盤整備工事を行います。柳島向河原地区において、道の駅開設を見据えた農業の在り方、農地の活用方法について柳島生産組合と共に検討、研究します。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

12 保安林の継続

一般施策

担当課 広域事業政策課（景観みどり課）

< 施策内容 >

相模川河畔の水害防備保安林については、堤防整備などの関連事業を踏まえたうえで、原則として現在指定している保安林の継続を国に働きかけていきます。また、湘南海岸の飛砂防備保安林の継続についても神奈川県に働きかけます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	堤防整備の実施に伴う樹木の移植・伐採 保安林の維持管理に関する関係機関との協議		環境に配慮した堤防整備への 要望活動 (関係機関に対し、年16回)
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・保安林の継続という面の評価として量的にもD評価なほど減少してしまったのでしょうか。
 ・実績が不明確。「茅ヶ崎市が占有権のある地区については 相模川の河畔林を育てる会の保全作業の活動スケジュールを国(京浜河川事務所)に提供した」と書いたほうが正しい。
 ・相模川の保安林も柳島の防砂林も 重要なコア地域に該当する。自然関係団体だけが周知では困る。庁内、地域などにこの場所の重要性を知らせてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	環境に配慮した堤防整備への要望活動(国)		
	保安林の維持管理に関する関係機関(国・県)への情報提供		
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

堤防整備については、環境に配慮した事業実施の継続を国に対して要望(年20回)を行いました。保安林の維持管理については、現地における各種保全活動スケジュールを河川管理者(国)に情報提供を行い、湘南海岸の砂防林保全についても継続して県に対して働きかけを行いました。また、相模川下水道左岸処理場進入路整備における保安林解除による代替植栽帯の一部区画はハマヒルガオ・テリハノイバラなどの海岸植生に配慮した植栽帯として保全管理を実施しています。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

河川管理者である国と保全管理のルール、システムを検討する前提として、市としての保全管理の方向性を明確にするとともに、関係団体や庁内関係課に対して、堤防の整備に関する情報提供を積極的に行い、情報共有を図る必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

現在指定している保安林は継続して指定ができています。堤防の整備についても、関係団体等に対して工事についての情報提供が不十分なところございましたが、概ね計画どおりの進められています。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

保安林の管理について関係機関等と引き続き調整を行います。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

12 保安林の継続

一般施策

担当課 (広域事業政策課) 景観みどり課

< 施策内容 >

相模川河畔の水害防備保安林については、堤防整備などの関連事業を踏まえたうえで、原則として現在指定している保安林の継続を国に働きかけていきます。また、湘南海岸の飛砂防備保安林の継続についても神奈川県に働きかけます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	指定の継続	飛砂防備保安林の解除による代替地の設置要望 (県協議にて代替地設置決定)	チガヤ・マツ・海岸植生に配慮した 植栽帯1,090㎡整備決定
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・保安林の継続という面の評価として量的にもD評価なほど減少してしまったのでしょうか。
 ・実績が不明確。「茅ヶ崎市が占有権のある地区については 相模川の河畔林を育てる会の保全作業の活動スケジュールを国(京浜河川事務所)に提供した」と書いたほうが正しい。
 ・相模川の保安林も柳島の防砂林も 重要なコア地域に該当する。自然関係団体だけが周知では困る。庁内、地域などにこの場所の重要性を知らせてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

相模川下水道左岸処理場進入路整備における保安林解除による代替植栽帯の一部区画をハマヒルガオ・テリハノイバラなどの海岸植生に配慮した草地として保全管理を実施しました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

定期的に適切な保全管理を行っております。

C

A＝極めて順調に進んでいる(90%以上), B＝概ね順調に進んでいる(75～89%), C＝ある程度進んでいる(60～74%), D＝あまり進んでいない(40～59%), E＝今後、積極的な取組みが必要(39%以下), －＝取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今後も海岸植生に配慮した草地として保全管理を行っていきます。

13 保存樹林・樹木の指定・支援の充実

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

保存樹林・樹木は、現在指定されている樹林・樹木の継続と新規指定を目指します。また、より担保性を高めるために制度の見直しを図り、現在の助成金に加えて、保存樹林・樹木所有者の維持管理の負担を軽減するために、市が市民や事業者へ維持管理の協力を働きかけ、維持管理支援の充実を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	保存樹林の指定・解除 (指定1件、解除1件160.52㎡) (指定1件、解除2件3,579.4㎡) (解除1件601.72㎡)		
	保存樹木の指定・解除 (指定3件、解除1本) (指定3件)		
	適正な維持管理の指導		
	現地調査等による候補地の一部検証		
事業費	26,804,000 円	27,062,000 円	25,494,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・形態をなしていない指定地、相続等による減少等による減少等の課題があることが示されているが、その点も踏まえての現制度の問題解決に取り組む考え方を有しておく必要があると思う。

・要綱を変更したようであるが、みどり審議会に公開してほしい。そのために解除になったと感じている地権者もいるようであるが、保存樹林の継続が可能のようにシステムの変更も必要。5年に一度の申請のやり方、相談などの充実を図りたい。

・地域周辺の市民を巻き込んで保存樹林を大切に作る仕組みを考えてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	保存樹木林指定(2件) 解除(1件)	保存樹木林指定(2件) 解除(2件) 一部解除(1件)	保存樹林指定(4件) 解除(1件) 一部解除(1件)
	保存樹林制度の見直しの 検討	候補地の選定、候補地所有者 へのアンケート、ヒアリング	候補地所有者へのヒアリン グ、指定への交渉
事業費	24,939,500 円	25,378,664 円	35,364,102 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

申請主義であった保存樹林制度ですが、市内に残る大規模な樹林を調査し、積極的な周知を行いました。その結果、6件の新規指定(面積17898.375㎡)を行いました。また、年数が経過し、現況と異なる樹林地については解除、一部解除等の適切な指導を行った。さらなる保存樹林の周知啓発に向け、一部公開について交渉を行っている。

《保存樹林 新規指定実績》	《保存樹木 新規指定実績》
平成25年度 2件(5662.24㎡)	2件
平成26年度 4件(12236.135㎡)	1件

<市民との協働による中期実績>

保存樹林制度の周知や市街地の緑化への周知啓発のため、保存樹林について、一般公開ができないか検討を行いました。

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに関わる部分については、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

500㎡以上の樹林地は市内にほとんど残っていません。また保存樹林制度では相続の発生による解除には対応できないため、保存樹林の長中期的な担保を図る必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

6件の新規指定を行うことができました。面積も増加傾向にあり、一部公開への交渉も継続的に行っています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせ、指定箇所数、面積を増加するよう見直しを行います。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

14 景観法に基づく届出による景観誘導

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為などや開発行為、指定地区内の建築行為などについて、景観行政団体として景観法に基づく行為の届出により既存樹木の保存や緑地、公園、広場などの景観誘導を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	景観法に基づく届出の審査 (62件) (127件) (120件)		
	既存樹木の保存、緑地・公園・広場などの景観誘導の実施		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・形態をなしていない指定地、相続等による減少等による減少等の課題があることが示されているが、その点も踏まえての現制度の問題解決に取り組む考え方を有しておく必要があると思う。

・要綱を変更したようであるが、みどり審議会に公開してほしい。そのために解除になったと感じている地権者もいるようであるが、保存樹木の継続が可能ないようにシステムの変更も必要。5年に一度の申請のやり方、相談などの充実を図りたい。

・地域周辺の市民を巻き込んで保存樹林を大切にする仕組みを考えてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

各年を通じて、景観法に基づく行為の届出により既存樹木の保存や緑地、公園、広場などの景観誘導を図りました。また、大規模土地利用にかかわる届出対象物件や公共施設計画案件については、景観まちづくりアドバイザーを活用した指導、誘導を行いました。

《届出実績》

平成24年度 民間104件 公共4件
 平成25年度 民間94件 公共7件
 平成26年度 民間86件 公共3件

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

相続等により発生した開発の動向を、早期の段階で入手する必要がある、引き続きあります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

・開発などの動きを早期に着手し、庁内で情報共有を行える体制が整ったことで、建築計画の初期段階で事業者側と協議ができるようになりました。既存樹木などを活かした開発も見られ、着実に成果が出ています。
 ・事前相談時に、外構計画、既存の樹木やみどりの創出の方策について協議を行っています。法や条例の理解も進んでおり、事業者側もそれら点について工夫をいただいています。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

中期同様に、引き続き、事前相談などを通じて、事業者と外構計画、既存の樹木やみどりの創出の方策について協議を行います。

(1)地域制緑地などによるみどりの保全

15 景観重要公共施設の指定によるみどりの保全

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

景観重要公共施設は、道路、河川、港湾、都市公園などの公共施設で良好な景観の形成に重要な公共施設を景観法に基づき指定し、景観行政団体が景観計画に施設の整備に関する事項や施設に関する占用などの許可の基準を定め、良好な景観形成を図るものです。本市では、県道茅ヶ崎停車場茅ヶ崎、県道丸子中山茅ヶ崎、国道1号、国道134号、市道0210号線の一部(愛称道路:エメロード)、市道1673号線(愛称道路:一里塚通り)、市道1675号線(都市計画道路:3・5・7元町新栄町線)、中央公園、茅ヶ崎漁港を指定しています。これらの公共施設については、整備に関する事項などの許可の基準に従い良好な景観を形成し、みどりの保全を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	街路樹の植樹 (市道1675号線[景観重要道路])	県の道路工事へ指導 (周辺みどりへの配慮) (茅ヶ崎海岸[景観重要公共施設])	街路樹の植樹 (市道1675号線[景観重要道路])
事業費	1,438,000 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

Blank box for comments received from the Review Committee during the previous evaluation period (January 2013).

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

現在の重要公共施設は道路のみ。河川、丘陵地、田園なども早く重要公共施設として認定してほしい。

Blank box for comments received during the mid-term implementation period (June 2014).

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	新たな指定候補地の抽出	景観重要公共施設指定に関する委託	里山公園指定に向けた調査
	新たな指定候補地の現況調査・研究	景観まちづくり審議会への報告・諮問	新たな指定候補地の現況調査・研究
事業費	0 円	2,940,000 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

- ・平成25年度に、市道2244号(JA茅ヶ崎東側道路)及び、市道5634号(鶴嶺神社参道)を景観重要公共施設として指定を行いました。
- ・様々な景観要素等から指定候補地を3か所抽出し、その中の1か所(市道0203号線の一部、市道1718号線、市道1209号線)について現況調査を行いました。里山公園についても指定に向けた調査を行っています。
- ・鶴嶺参道の松並木について、社会教育課・道路管理課と連携を図りながら、保全を行っています。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

- ・歩行者など、人を中心としたまちづくりの実現に向け、道路や公園などを整備や占用事項を定めらえる景観重要公共施設は、有効に活用できる制度であり、次期指定候補地の検討にあたっては、その点も含めて検討する必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

指定は順調に進んでおり、引き続き、指定に向けた調査、手続きを進めます。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

本市のまちづくりテーマを踏まえ、景観重要公共施設の指定を進めていきます。

(2)地区のみどりの保全

16 保全配慮地区指定によるみどりの保全

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

保全配慮地区は、風致景観や生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点などの都市における緑地の状況などを勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけられ、その地区内で講じる緑地保全施策などを場所を限定して定めるものです。本市では、海岸のみどりや歴史と文化が息づくみどりなどが見られる湘南海岸地域を対象に保全配慮地区を指定し、個性ある邸園文化を感じるまち並みを目指して、市民・事業者・行政の協働により複合的な緑地保全施策を展開していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	規模の大きな開発行為実施の際、既存樹木の保全や緑地についての協議を実施		
			職員により現地調査、保全方法の提案
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○ 保全配慮地区での開発行為に際しては、樹木の保全や緑化について協議を行ったことは評価できる。(NO.16 ①)

○ 毎年の課題として挙げられているように指定と協議だけでは緑地の保全に結びつかなかったことから、成果があったとは認められず、施策内容である邸園文化のある街並みづくりは達成されていない。(NO.16 ②)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

みどりの基本計画で示されている計画図を具現化するために、何から取り組んでいくか、いわゆる事業計画を担当課として持つ必要がある。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	他地区との差別化を図るために、新制度構築の検討、現制度の見直しの検討		他地区との差別化を図るために、新制度構築の検討、現制度の見直しについて条例の見直しに合わせて検討
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

保全配慮地区における生け垣の築造・保全制度や保存樹林・保存樹木の助成金の優遇措置を検討したが、具体的な制度の見直しには至っていません。

<市民との協働による中期実績>

条例に見直しについては、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

・保全配慮地区が具体的な制度として創設されていません。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

保全配慮地区における生け垣の築造・保全制度や保存樹林・保存樹木の助成金の優遇措置をを検討にとどまり、具体的な制度の見直しには至っていません。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しにあわせて、検討していく必要があります。

(2)地区のみどりの保全

17 伐採樹木届出制度の創設

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

保全配慮地区などを対象に、一定規模以上の樹木を伐採する際に市に届出を義務づけ、樹木の移植や保全措置を図るように誘導する制度の創設を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○「伐採樹木届出制度」については、平成21年度から指摘されているが、制度化を急ぐ必要がある。(NO.17)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・条例の検討着手は良いが、この制度の創設の検討に着手したとは言えないのではないか。評価はEでは。
・新しい保全条例に位置付けてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

取組はありませんでした。

＜市民との協働による中期実績＞

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

取組はありませんでした。

—

A＝極めて順調に進んでいる(90%以上), B＝概ね順調に進んでいる(75～89%), C＝ある程度進んでいる(60～74%), D＝あまり進んでいない(40～59%), E＝今後、積極的な取組が必要(39%以下), —＝取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

・茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しと共に、制度の在り方から検討をする必要があります。

(3)農地の保全

18 (仮称)水田保全対策事業の推進

優先施策

担当課 農業水産課・学務課

< 施策内容 >

(仮称)水田保全対策事業は、食糧生産の場としてだけでなく、環境・防災・景観など多面的機能を有している水田の減少を食い止め、貴重な農地を保全するために実施する事業です。水田保全と農業振興を図るために、地場産米の学校給食や災害備蓄食糧への活用事業、水田景観保全事業などを実施します。また、集中豪雨などにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを防止し、浸水被害の軽減を図るため、一定の遊水機能がある水田などの土地所有者に補助金を交付します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	学校給食での市内産米利用への協力 (市内全校3回(3t)) (市内全校3回(3t)) (市内全校3回(3t))		
	NPO法人が製品化した災害備蓄用レトルトパックを購入・備蓄 (7,000食) (7,000食) (7,000食)		
	水田へレンゲ草の種を播種 (農業者14名に配布、約2ha) (農業者15名に配布、約3ha) (農業者14名に配布、約3ha)		
事業費	1,322,000 円	13,467,000 円	1,340,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○水田の確保と保全のための活用事業としての学校給食への茅ヶ崎産米の提供、災害備蓄用レトルトパックの購入、レンゲソウの種子支給は順調に継続されており、一定の成果を挙げていると評価できる。(NO.18 ①)

○遊水機能の担保を目的とした補助については、徐々に対象件数と面積を増やしており、一定の面積の土地の確保が達成されていると考えることができる。しかしそれが保全対象として求められる面積のどの程度に相当するのかわからないため、達成度は判断することができない。(NO.18 ②)

○課題に挙げられているように、事業の周知徹底を図り、補助と活用対象を増やす必要がある。(NO.18 ③)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・保全対象として求められる面積のどの程度に相当するものなのかわからない。達成度の判断ができない。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

<平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	備蓄米搬送支援		
	備蓄米購入		
	レンゲ草種子の購入・配布		
	農道・用排水路の整備・維持管理		
事業費	1,332,764 円 (消耗品等)	1,516,343 円 (消耗品等)	1,558,756 円 (消耗品等)

<施策内容を踏まえた中期実績>

・水田保全対策事業の一環として、水田景観保全と土壌改良のため、レンゲ草種子を配布し、水田への播種を行いました。
 ・地場産米の使用による災害備蓄食料(おかゆ)を購入し、非常時の備えとしました。
 ・学校給食での市内産米の導入に対し、協力を行った。
 ・水田の耕作に支障がないよう、農業用水路の整備及び維持管理を実施しました。
 《レンゲ草種子の配布実績》
 H24年度 13名(約340ha)
 H25年度 16名(約441ha)
 H26年度 15名(約409ha)

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

水稻については、作っても利益がでないとの話が聞かれ、田んぼは減少しています。
 畑作と同様、農家の高齢化、後継者不足といった問題があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

水田保全対策事業の一環として、水田景観保全と土壌改良のため、レンゲ草種子の配布を行ってきたが、賛否両論のご意見をいただく中、地力が上がったという声を多く聞かれ、成果はでています。
 市内農業用水路はかなりの老朽化具合であるも、適切な時期に維持管理を行うことで、支障なく稲作を行うことができています。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今後も引き続き実施していきます。

(3)農地の保全

18 (仮称)水田保全対策事業の推進

優先施策

担当課 下水道河川建設課

< 施策内容 >

(仮称)水田保全対策事業は、食糧生産の場としてだけでなく、環境・防災・景観など多面的機能を有している水田の減少を食い止め、貴重な農地を保全するために実施する事業です。水田保全と農業振興を図るために、地場産米の学校給食や災害備蓄食糧への活用事業、水田景観保全事業などを実施します。また、集中豪雨などにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを防止し、浸水被害の軽減を図るため、一定の遊水機能がある水田などの土地所有者に補助金を交付します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	遊水機能土地補助金制度の実施(1㎡あたり年50円)		
	(212件、363,787.82㎡ 18,189,388円)	(223件、374,680.62㎡ 18,734,028円)	(242件、402,280.62㎡ 20,114,028円)
	補助対象範囲を市街化区域から市内全域へと拡大		
事業費	18,190,000 円	18,735,000 円	20,115,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○水田の確保と保全のための活用事業としての学校給食への茅ヶ崎産米の提供、災害備蓄用レトルトパックの購入、レンゲソウの種子支給は順調に継続されており、一定の成果を挙げていると評価できる。(NO.18 ①)

○遊水機能の担保を目的とした補助については、徐々に対象件数と面積を増やしており、一定の面積の土地の確保が達成されていると考えることができる。しかしそれが保全対象として求められる面積のどの程度に相当するのかわからないため、達成度は判断することができない。(NO.18 ②)

○課題に挙げられているように、事業の周知徹底を図り、補助と活用対象を増やす必要がある。(NO.18 ③)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・保全対象として求められる面積のどの程度に相当するものなのかわからない。達成度の判断ができない。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	遊水機能土地保全補助金の申請受付・審査・補助金交付手続き		
	生産組合長会議でのPR		
	未申請者への周知活動		
事業費	20,774,658 円 遊水機能土地保全補助金	21,097,550 円 遊水機能土地保全補助	20,928,726 円 遊水機能土地保全補助金

<施策内容を踏まえた中期実績>

遊水機能土地保全補助金の交付を継続して行いました。補助単価は、 $m^2 \times 50$ 円です。

《実績》

平成24年度 260件 415,493.23 m^2
 平成25年度 273件 421,951.117 m^2
 平成26年度 268件 418,574.53 m^2

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

水田等の土地所有者に対して補助制度の周知を進めていますが、高齢化や担い手の問題から全体として減少傾向にあります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

3か年の申請の割合が保全対象として求められる面積全体に対して約86～88%であり、概ね順調に進んでいるものと評価しています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

中期課題を踏まえ、今後の方向性としては、制度の拡大というよりは、維持・改良に主眼を置いて事業に取り組むべきと考えています。

(3)農地の保全

19 食育・地産地消の推進

一般施策

担当課 農業水産課（学務課）

< 施策内容 >

市内で生産された地場の食材を朝市で販売したり地域の学校給食で用いることにより、食育・地産地消を進めます。また、小中学生が農作業や収穫などを体験することで、農業への理解を深める取り組みを進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	学校給食での市内農産物利用への協力 (ほうれん草) (夏野菜、さつまいも、ほうれん草) (夏野菜、さつまいも、ほうれん草)		
	[海辺の朝市支援 及び松浪朝市開始]	朝市活動支援 (海辺の朝市及び松浪朝市の支援)	[海辺の朝市及び松浪朝市支援、 遊休農地活用した震災復興支援]
	[農業まつりなどのイベント開催]	地産地消推進事業の実施 農業まつりなどのイベント開催 産学官連携の茅ヶ崎弁当 (200食販売)など	[農業まつりなどのイベント開催 産学官連携の茅ヶ崎弁当 (1,001食販売)など]
事業費	1,700,000 円	2,164,000 円	2,104,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○茅ヶ崎カリーへの茅ヶ崎産野菜の提供は継続的に全校対象に行われており、子どもたちへの地元食材の普及手段として評価でき、継続するべきである。量の調達の限界は、定常的な課題であることから、対応策の検討が必要である。(NO.19 ①)

○大学との連携による「茅ヶ崎弁当」の開発なども話題性があり、人材も含めた地産地消事業となっており評価できる。(NO.19 ②)

○現在は市民農園、観光農園、地産地消の取り組みなどが個々に行われているが、農家・市民・学校、その他一般に対して制度や事業、実績等を知らせる広報活動が必要である。(NO.19～22)

○利用者である市民や子どもたちの反響等から事業の成果を把握することも必要である。(NO.19～22)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	地場産農水産物の学校給食導入		
	農業・漁業体験プロジェクト		
	茅産茅消普及協議会による地産地消推進事業		
事業費	19,539,761 円 (補助金等)	19,253,557 円 (補助金等)	41,285,025 円 (補助金等)

<施策内容を踏まえた中期実績>

地場産農水産物の学校給食への導入を学務課と連携し行い、茅ヶ崎青果地方卸売市場をはじめ、農家、漁業者等にご協力をいただきながら実施しました。また、農業・漁業体験プロジェクトを実施し、遊休農地を活用したサツマイモ作りや田植え、稲刈り、稚魚放流体験などのイベントを市内の親子や文教大学の大学生とともに実施しました。「茅産茅消応援団」の取組としては、地場産野菜が買える場所の「見える化」を図るため、23年度に作成した「茅産茅消応援団のぼり旗」を、市青果商組合や、市の各種イベント等で活用し、周知を図りました。平成24年度には見える化第2弾として、「茅産茅消やおやさんマップ」の作成、さらには、10年ぶりの復活となった「茅産茅消青果まつり」の開催、青果商組合主催の「茅産茅消応援セール」を実施しました。

<市民との協働による中期実績>

農業・漁業体験プロジェクトは親子や文教大学など多様な参加者を巻き込み、継続的に実施しています。茅産茅消応援団に関しても、青果商組合や丸大魚市場等、かかわる団体や市民を拡大しています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

地産地消の推進に関しては、終わりのない事業であると認識しており、周知PRに完全もないことから、地道にイベント等を開催し、広く周知を行うとともに、常に知恵と工夫を駆使して事業を展開していく必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

平成24年度はサツマイモ体験のみであった事業を、25年度より「農業・漁業体験プロジェクト」として、畑のみならず、田んぼ漁業、買い物ツアー、さらには収穫祭を年間を通じて実施する事業に発展させました。「茅産茅消応援団」の活動として、25年度には丸大魚市場にも参画していただき、さらに26年度には魚商組合にもご協力をいただくことができ、地場産農水産物の「見える化」が進んでおります。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き各種イベントの実施により、地場産農畜水産物の魅力をイベント等を通じたPRをしていくとともに、買い物ツアーや農業・漁業体験プロジェクト、茅産茅消応援団の活動や道の駅開設を見据えた側面支援を行います。

(3)農地の保全

19 食育・地産地消の推進

一般施策

担当課 (農業水産課) 学務課

< 施策内容 >

市内で生産された地場の食材を朝市で販売したり地域の学校給食で用いることにより、食育・地産地消を進めます。また、小中学生が農作業や収穫などを体験することで、農業への理解を深める取り組みを進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	学校給食での市内米の利用 (市内全校年3回) (市内全校年3回) (市内全校年3回)		
	学校給食での市内農産物による茅ヶ崎カーリーの実施 (ほうれん草) (夏野菜、さつまいも、ほうれん草) (夏野菜、さつまいも、ほうれん草)		
	地産地消の推進 (地場野菜11品目) (地場野菜13品目) (地場野菜14品目)		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○茅ヶ崎カーリーへの茅ヶ崎産野菜の提供は継続的に全校対象に行われており、子どもたちへの地元食材の普及手段として評価でき、継続するべきである。量の調達に限界は、定常的な課題であることから、対応策の検討が必要である。(NO.19 ①)

○大学との連携による「茅ヶ崎弁当」の開発なども話題性があり、人材も含めた地産地消事業となっており評価できる。(NO.19 ②)

○現在は市民農園、観光農園、地産地消の取り組みなどが個々に行われているが、農家・市民・学校、その他一般に対して制度や事業、実績等を知らせる広報活動が必要である。(NO.19～22)

○利用者である市民や子どもたちの反響等から事業の成果を把握することも必要である。(NO.19～22)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	給食への地場産物の使用		
事業費	0 円	0 円	0 円

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

地場産米の学校給食への利用を全小学校での使用を定着させ、学校給食へ優先的に地場産物を出荷していただく仕組みを青果市場、青果商組合、生産者の協力により順調に実施されています。茅ヶ崎カーリー等、事前に茅ヶ崎産野菜を使用することを予定した給食の取り組みに当たっては、市内の生産量等を考慮し、茅ヶ崎の農業に寄り添う形での地産地消となるよう、学校ごとに実施日をずらすなど、改善を進めることができました。また、給食献立を作成する栄養士が茅ヶ崎の農業について学ぶ機会を持ち、一般的な野菜の旬と茅ヶ崎産野菜の多く収穫される次期を分けて記載した「献立作成基準」を作成しました。

＜市民との協働による中期実績＞

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

市内の生産者の減少や高齢化などにより、生産に手間のかかる空豆など以前は茅ヶ崎産を使用することができた食材も、生産量そのものが少なく茅ヶ崎産の使用ができなくなりました。一部の生産者が生産したとしても、給食使用日にピンポイントで収穫し購入することは自然環境に大きく影響される農産物では不可能です。給食での地場産物使用は、あくまで茅ヶ崎の農業に寄り添うものであるため、今後については、茅ヶ崎の農業のあり方についてを見据えた取り組みが必要であると考えられます。

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

給食への地場産物使用は、青果市場、青果商組合、生産者の協力により、決して大産地ではない茅ヶ崎の農業からみて、十分に高い水準にあると考えます。特に市内での生産量の多い、ほうれん草、小松菜などは、給食での使用量に対する茅ヶ崎産の割合がほうれん草8割以上、小松菜6割以上を占めています。さらに、茅ヶ崎カーリーの取り組みや地場産物を使用した献立作成など、より茅ヶ崎の農業に寄り添う形への改善を図ることもできました。

A

A＝極めて順調に進んでいる(90%以上)、B＝概ね順調に進んでいる(75～89%)、C＝ある程度進んでいる(60～74%)、D＝あまり進んでいない(40～59%)、E＝今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、－＝取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

前述のとおり、給食での地場産物使用は、あくまでも茅ヶ崎市の農業に寄り添うものとして、生産者、市場、青果商組合とより連携を深め、新鮮な食材を給食に使用するとともに、給食をとおして、児童の茅ヶ崎の農業への理解を深める食育についても推進をしてまいります。後期以降についても、茅ヶ崎での生産量の多いほうれん草、小松菜については、高い割合での地場産使用率を維持し、同じく生鮮量の多いハウストマト、秋ナスなどについても活用できる献立作りを進めます。

(3)農地の保全

20 複合的営農支援の継続

一般施策

担当課 農業水産課

< 施策内容 >

市内の農地の有効活用を図るとともに、市民の余暇の充実と農業への理解を深め、農業の振興を図ることを目的とした「援農ボランティア制度」(市事業)や農地の貸し手と借り手を結び付け、農業者に農地の斡旋を行う「担い手農地情報活用事業」(市事業)、市民農園規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の栽培技術を持った人が販売を視野に入れた本格的な農業に取り組む「かながわ農業サポーター」(神奈川県事業)などを継続的に実施します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	援農ボランティア制度の実施		
	登録者数135名 農家登録数29件 斡旋成立件数70件		登録者数188名 農家登録数28件 斡旋成立件数90件
	農業研修講座の実施		
	農業研修講座受講生21名 農業研修講座19回	農業研修講座受講生21名 農業研修講座19回	農業研修講座受講生24名 農業研修講座19回
	担い手農地情報活用事業の実施		
	(約1,900㎡の農地を3農業者に貸借)		
	かながわ農業サポーター事業の実施		
	(新規 サポーター0人)	(新規 サポーター1人)	(新規 サポーター2人)
事業費	485,000 円	446,000 円	537,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

- 援農ボランティアの登録及び受入れ農家数については、順調に増えており実績を挙げていると言える。一方で、継続に関する課題も出てきており、今後に向けた調査分析が必要である。(NO.20)
- 現在は市民農園、観光農園、地産地消の取り組みなどが個々に行われているが、農家・市民・学校、その他一般に対して制度や事業、実績等を知らせる広報活動が必要である。(NO.19～22)
- 利用者である市民や子どもたちの反響等から事業の成果を把握することも必要である。(NO.19～22)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	援農ボランティアの周知、募集、登録受付、マッチング		
	農業研修講座の開催		
	担い手農地情報活用事業:農地を貸したい地権者と営農規模を拡大したい意欲ある農業者とのマッチング・利用権設定手続き支援		
	かながわ農業サポーター制度の活用に伴う農地賃借手続き支援		
事業費	503,167 円 (報償費等)	509,405 円 (報償費等)	477,589 円 (報償費等)

<施策内容を踏まえた中期実績>

援農ボランティア支援事業の実施により、農家とボランティアの斡旋を行いました。援農ボランティアの育成には農業研修講座を実施し、講座終了後にボランティアとして斡旋を行いました。また、農地を貸したい地権者と、営農規模を拡大したい意欲ある営農者とのマッチングを行い新規就農を促しました。かながわ農業サポーターになった人に対し利用権設定に係る事務支援を行いました。

《援農ボランティア実績》	《新規就農実績》
H24年度 112件(うち103件成立)	H24年度 2名
H25年度 133件(うち119件成立)	H25年度 2名
H26年度 135件(うち131件成立)	H26年度 3名

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

援農ボランティア制度については、定着率の悪さを打開するため、農業研修講座を援農ボランティア育成講座として、平成27年度より実施することとします。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

各事業とも、斡旋を行うための様々な細かい調整が必要な事業であるが、地道に根気強く実施したことにより、継続して新規就農者を生み出すことができました。援農ボランティアについても継続して、100件を超える斡旋ができています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、—=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き上記業務を継続実施し、営農支援を行います。

(3)農地の保全

21 市民農園の推進

一般施策

担当課 農業水産課

< 施策内容 >

市内の耕作をしなくなった農地を地権者自らが区画貸し農園として開設し、市民に貸し出す市民農園事業を推進するとともに、既存の市営家庭菜園についても円滑な運営を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市民農園の開設 (18カ所、新規地権者開設6カ所) (24カ所、新規地権者開設6カ所) (27カ所、新規地権者開設5カ所)		
	市営家庭菜園の管理・運営 (利用者更新8カ所、利用者継続6カ所、利用者自主管理体制づくり2カ所、閉園1カ所、平成22年度利用者募集6カ所) (利用者更新6カ所、利用者継続7カ所、利用者自主管理体制づくり6カ所) (利用者更新0カ所、利用者継続13カ所、利用者自主管理体制づくり5カ所、平成24年度利用者募集6カ所、閉園1カ所、1菜園の一部を市民農園へ移行)		
事業費	447,000 円	240,000 円	526,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

- 市民農園については、制度に関する認知度向上の取り組みが遅れており、普及措置を図ることが必要である。(NO.21)
- 現在は市民農園、観光農園、地産地消の取り組みなどが個々に行われているが、農家・市民・学校、その他一般に対して制度や事業、実績等を知らせる広報活動が必要である。(NO.19~22)
- 利用者である市民や子どもたちの反響等から事業の成果を把握することも必要である。(NO.19~22)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・< 施策内容を踏まえた課題 >に「・・・小さな区割りで農業のプロではない方々が、それぞれに自分の思うままに工作を行うことで、周りの営農者から見ると良い環境とは言えないという実情がある。との問題提起がされている。非常に大切な指摘だと思う。みどりの基本計画に堂々と位置づけられることができる良い市民農園にするには、どうしたら良いのか取り組んでほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	市民農園開設に係る相談及び開設支援		
	家庭菜園の運営・管理		
	家庭菜園の更新・募集・抽選等		
事業費	268,334 円 (消耗品等)	178,638 円 (消耗品等)	285,621 円 (消耗品等)

<施策内容を踏まえた中期実績>

市民農園の周知及び開設支援を実施した結果、16農園が新規開園しました。

《開設実績》

H24年度 5農園

H25年度 6農園

H26年度 5農園

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

農地の利用については、農業者が農地を農業のために使うことが最も効果的、効率的であり、農地保全施策として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を中心に施策を展開しています。受け手とのマッチングがうまくいかないことや、畑の状態がそぐわない、地権者の意向がある場合等に、特定農地貸付法に基づく市民農園の開設支援を行います。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

市民農園の開設支援としては、相談から手続き支援、現地確認から区画割支援、公募の支援を行ってきた結果、24年度5農園、25年度6農園、26年度5農園の開設がされ、放棄された農地を農地として保全することができました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、—=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き農地保全手法の一つとして、市民農園の開設支援を行います。

(3)農地の保全

22 観光農園の推進

一般施策

担当課 農業水産課

< 施策内容 >

市民が地場産の野菜や果物などの収穫を体験し、直接購入することができる観光農園を継続的に推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市内農産物の直売所や観光農園の周知		
	市内農家の直売所を巡る買い物ツアーの実施 (年3回全51人参加)	市内農家の直売所を巡る買い物ツアーの実施 (年3回全46人参加)	市内農家の直売所を巡る買い物ツアーの実施 (年4回全72人参加)
	果樹持寄り品評会の実施 (年2回)	果樹持寄り品評会の実施 (年2回)	果樹持寄り品評会の実施 (年2回)
事業費	298,000 円	282,000 円	298,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○観光農園については、軒数に限りがあることから、定常的な広報は現状維持とし、イベント等で効果的に周知をすることが望ましい。(NO.22)

○現在は市民農園、観光農園、地産地消の取り組みなどが個々に行われているが、農家・市民・学校、その他一般に対して制度や事業、実績等を知らせる広報活動が必要である。(NO.19～22)

○利用者である市民や子どもたちの反響等から事業の成果を把握することも必要である。(NO.19～22)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	窓口や品評会・農業まつり等での「茅ヶ崎市観光農園マップ」の配布による周知 ホームページによる観光農園の紹介		
	広報紙を活用した観光農園のPR		
	買い物ツアーの調整・実施		
事業費	19,539,761 円 (補助金等)	19,253,557 円 (補助金等)	41,285,025 円 (補助金等19,955,025、選果機補助金21,330,000)

<施策内容を踏まえた中期実績>

各年を通じて、窓口や果樹の持寄り品評会、春・秋の農業まつり等のイベントの機会を利用し、「茅ヶ崎市観光農園マップ」の配布による周知を行いました。また、夏・秋の果樹のシーズンに、「観光農園へ行こう」と題し、広報紙にて観光農園のPRを行いました。市内の直売所や観光農園などを市のマイクロバスで巡る「買い物ツアー」を年5回実施し、市民の方々に実際に購入や体験をしてもらい、喜びを感じてもらうとともに、観光農園、直売所の周知と農業への理解を図りました。

《買い物ツアー実施状況》

H24年度 3回 のべ48人参加

H25年度 3回 のべ50人参加

H26年度 4回 のべ79人参加

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

市内観光農園に関しては、人気の農園では固定客で手いっぱいという農園も多いです。観光農園を運営する農家のたゆまぬ努力により、市内観光農園の人気は上々であると認識していますが、総面積が広くないことから需要に対し供給が追い付かない声も聞こえています。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

観光農園の運営者が需要が供給に対し追いつかない中、市としては適度に時期を捉えてPRを行い、観光農園の継続的な運営を支援することができています。

B

A＝極めて順調に進んでいる(90%以上)、B＝概ね順調に進んでいる(75～89%)、C＝ある程度進んでいる(60～74%)、D＝あまり進んでいない(40～59%)、E＝今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、－＝取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き、適度に、かつタイムリーなPR活動を実施します。

(4)公園・緑地の再生

23 公園再生(公園リニューアル)の推進

優先施策

担当課 公園緑地課

< 施策内容 >

公園・緑地の再生(公園リニューアル)は、公園・緑地の現状・課題を把握するとともに、地域住民の公園・緑地に対するニーズの把握や改善方針の検討を行い、市民・事業者・行政の協働による取り組みを目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	次期総合計画にむけた検討		
	甘沼樹木センターの開放 (地元自治会と各種協議を実施) (10月に地元自治会と管理協定締結)		
	老朽化遊具の更新 (更新が必要な55基のうち7割完了)		
	既存公園施設の修繕及び改修工事		
事業費	23,107,000 円	23,351,000 円	48,499,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

- 老朽化した遊具の更新が約7割完了したことは、利用者の安全面から評価できる。(NO.23 ①)
- 公園緑地の管理については、自治会、地元住民との連携が進んでいることは評価できる。(NO.23 ②)
- 公園緑地の新設・再生にあたって、魅力度アップに資するため、利用者である市民の公園緑地に対するニーズを定期的に把握するアンケート調査(3年毎とか5年毎とか)の実施を期待する。(NO.23 ③)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・公園全体の再生計画に基づき施策展開されているのか。またその計画に市民の声をどのように把握し反映しているのか。この基本的な点を記述してほしい。

・つなぐみどりとして重要な市街地の緑としての位置づけになっている。生物多様性、景観また低炭素まちづくり計画の推進にもかかわることなので、他課とも連携し推進を望む。(23及び42)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	老朽化遊具の更新(繰越) (更新が必要な55基のうち8割完了)	老朽化遊具の更新 (全ての遊具の更新完了)	老朽化遊具の更新(10か所、17基)
	既存公園施設の改修工事及び修繕 (改修工事 15か所、修繕 61件)	既存公園施設の改修工事及び修繕 (改修工事14か所、修繕72件)	既存公園施設の改修工事及び修繕 (改修工事17か所、修繕73件)
			遊具点検業務 中央公園再整備計画策定業務
事業費	19,584,573 円 修繕料、工事請負費	33,217,622 円 修繕料、工事請負費	36,564,832 円 委託料、修繕料、工事請負費

<施策内容を踏まえた中期実績>

平成25年度までに、安全確保を図るため行っている老朽化した遊具の更新について、更新が必要とされた55基全てを完了しました。(点検対象遊具数:333基)。平成26年度には、遊具の一斉点検を改めて実施し、点検結果に基づき、10か所で17基の遊具を更新しました。また、既存公園の改修工事を行い、フェンスや園路の改修を行いました。(平成24年度15か所、平成25年度14か所、平成26年度17か所)
 中央公園について、中央公園再整備計画を平成27年3月末に策定しました。

<市民との協働による中期実績>

- ・公園施設の改修に当たっては、その内容について地元自治会と協議しながら実施しました。
- ・中央公園再整備計画の策定に当たり、アンケート調査、現地ヒアリングを行うとともに、パブコメを実施しました。
- ・甘沼樹木センターは、緑地の一部であるが、引き続き、地元解放を継続しています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

- ・再生整備後の維持管理や現状把握においては、地域の方々の関わりが非常に重要で、平成26年度より開始した公園愛護会制度の拡充等にもより、市と連携した安全、安心の確保について、その継続性を図っていく必要があります。
- ・年々管理施設が増加するとともに、経年劣化による施設の老朽化が進行していくことから、施策の進捗に当たっては財源が増加傾向となります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

施設の老朽化の進行により、今後も継続的な実施が必要となりますが、安全、安心の確保という点からも順調に進行しています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

- ・施策の推進に当たっては、計画的な公園再生実施のため、「公園施設長寿命化計画」の策定を予定しています。また、再生整備に当たっては、その検討段階から地元自治会との調整を行い、今後も継続して進めていきます。
- ・中央公園再整備計画に当たっては関係課との庁内調整、連携を図りましたが、今後もみどりの創出、保全を意識しつつ各種計画等との連携を図っていきます。

(5)河川のみどりの再生

24 千ノ川整備事業の推進

優先施策

担当課 下水道河川建設課

< 施策内容 >

千ノ川整備事業は、検討委員会を設立し、多自然型護岸整備や管理用通路の整備などの事業計画を立案し、事業を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画策定 2ヶ年事業 策定事業費:38,850千円	千ノ川改修全体設計変更 の承認の取得に向けた国・ 県との申請協議	千ノ川の総合流域防災計画 について国の承認 飯島橋下流右岸約L=60m 護岸改修 菱沼雨水幹線右岸の植栽等 L=200m工事完了
事業費	27,850,000 円	0 円	59,291,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○千ノ川整備事業については、茅ヶ崎市におけるみどりのネットワークの構築においても重要な施策である。そのため、千ノ川について、いかにして線的緑地を創出していくかの検討が望まれる。(NO.24 ①)

○今後は、用地取得のための財源確保が必要であるという課題に対し、どのような対策を講じるのかを検討する必要がある。(NO.24 ②)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・26も含めみどりの基本計画で優先施策ともされている施策であるが、「検討委員会の結果予定しない。」が結果では理解できない。<次年度以降の考え方>にある「管理用道路の植栽等については引き続き検討する。」と併せ千ノ川をどうするのか考えておくべきと思う。(24・43, 26, 44, 45も関連)

・千ノ川の管理用道路以外の緑化の方法の検討の進捗状況を書いてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	地権者との用地交渉		
			新千ノ川橋下流右岸 約L=61.2m 護岸改修 菱沼雨水幹線右岸の植 栽等L=212m工事完了
事業費	9,912,000 円	139,030,465 円	41,221,640 円 <small>工事請負費(一部27年度に繰越)</small>

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

整備に必要となる用地取得に向け、測量業務委託や補償費算定業務委託等を行ったうえで、平成26年度に護岸整備工事を実施しました。また、菱沼雨水幹線右岸の管理用通路整備工事を実施しました。千ノ川の整備については、「千ノ川整備実施計画」に基づき、浸水対策を主眼としたコンクリート護岸による整備を進めることとなっていますが、菱沼雨水幹線右岸の管理用通路整備工事に際して植栽帯を設けました。(樹種ソメイヨシノ 11本)。

＜市民との協働による中期実績＞

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

市街地を流れる千ノ川は幅員が狭く、安定的な流れを確保するためにはコンクリートタイプの護岸を用いて工事をする必要があり、千ノ川の整備については、「千ノ川整備実施計画」に基づき、治水を最優先として浸水対策を主眼としたコンクリート護岸による整備を進めることとなっています。そのなかで、治水を最優先としながら、管理用通路の植栽など可能な形で緑化に配慮していくことが今後の課題です。

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

護岸整備とともに、菱沼雨水幹線右岸の管理用通路整備工事を行い、芝生帯の敷設や桜の植栽など周辺環境に配慮しながら緑化を進めることができました。

B

A＝極めて順調に進んでいる(90%以上)、B＝概ね順調に進んでいる(75～89%)、C＝ある程度進んでいる(60～74%)、D＝あまり進んでいない(40～59%)、E＝今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、－＝取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

今後も、治水を最優先とした整備を進めながら、管理用通路の植栽など可能な形で緑化に配慮していきます。管理通路以外の緑化については、治水を最優先としながら実施する手法があるか今後研究していきます。

(5)河川のみどりの再生

25 移植林の育成管理の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

萩園の水害防備保安林の一部では、相模川築堤工事にともない既存樹木の移植工事が実施される予定です。移植に伴い、市民参加による樹林の適正な管理を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	維持管理の協議 (国、自治会、市民団体等)	樹木の移植部分を含めた 築堤前国有地の占用 (占用申請→許可、10.166㎡)	
		「相模川の河畔林を育てる会」支援 (発足支援、野鳥観察会窓口)	事業者との 連携による 保全活動 (茅ヶ崎地区 工場等 緑化推進 協議会)
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○萩園における移植林の維持管理については、住民との協議が進み、保全活動を行う主体の立ち上げ、支援に至ったことは評価できる。実体ある保全管理のための支援を引き続き行うことが望まれる。活動団体の疲弊を招かないよう、活動団体外との連携を支援することが望まれる。(NO.25)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・26年度は職員が 相模川の河畔林を育てる会の保全作業に参加している。
・さらに地域との連携や国との情報交換、保全のアイデアなど景観みどり課としての対応をお願いしたい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	相模川の河畔林を育てる会・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会との保全作業		枯死した樹木の伐採
事業費	0 円	0 円	131,760 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

相模川の河畔林を育てる会とともに保全活動を行いました。保全活動の際は広報紙による周知を行いました。
 また、平成24年度～平成25年度にかけては、近隣自治会へ配布するチラシの作成・印刷の支援を行いました。
 平成26年度には枯死した樹木の伐採を行いました。

<市民との協働による中期実績>

相模川の河畔林を育てる会や茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と連携・協力し、保全活動を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

保全管理に関わる関係者との連帯を十分にする必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

継続した保全活動は実施できていますが、一部、保全管理に関わる関係者との情報共有の連携が不十分な事例がありました。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

市民団体「相模川の河畔林を育てる会」が行う保全活動について、情報提供や作業物品の準備等、継続的な支援を行います。

(5)河川のみどりの再生

26 多自然型護岸の整備

一般施策

担当課 広域事業政策課（下水道河川建設課）

< 施策内容 >

本市は、千ノ川などの護岸整備にあたり多自然型護岸整備を進めるとともに、神奈川県が実施する小出川の護岸整備にあわせて河川の自然環境を保全・再生するため多自然型護岸整備を引き続き河川管理者に要望します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p style="text-align: center;">小出川の多自然型護岸整備について管理者(県)へ要望</p> <p style="text-align: center;">(護岸整備延長 約450m) (護岸整備延長 約640m) (護岸整備延長 約120m)</p>		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・小出川の多自然型護岸整備は県が行っているのでAの評価はいかなものか。
 ・むしろ小出川周辺の自然環境の保全を要望してほしい。
 ・26も含めみどりの基本計画で優先施策ともされている施策であるが、「検討委員会の結果予定しない。」が結果では理解できない。<次年度以降の考え方>にある「管理用道路の植栽等については引き続き検討する。」と併せ千ノ川をどうするのか考えておくべきと思う。(24・43, 26, 44, 45も関連)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	小出川の多自然型護岸整備について管理者(県)へ要望		
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

小出川の護岸整備については、継続して多自然型護岸整備の要望を行い、要望通りの整備が行われました。

《実績値》

平成24年度 約510m(寺尾橋上流の寒川側右岸)

平成25年度 約75m(寺尾橋上流の左岸)、約320m(聖天橋上流の左岸)

平成26年度 約80m(寺尾橋下流の左岸)

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

市の要望どおり多自然型護岸整備による工法で、概ね順調に事業が進捗しています。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き、河川管理者である県に対して、適宜、協議調整を図りながら多自然型護岸整備を要望をしていきます。なお、平成27年度については、大曲橋下流の右岸約87mの護岸を整備する予定です。

(5)河川のみどりの再生

26 多自然型護岸の整備

一般施策

担当課 (広域事業政策課) 下水道河川建設課

< 施策内容 >

本市は、千ノ川などの護岸整備にあたり多自然型護岸整備を進めるとともに、神奈川県が実施する小出川の護岸整備にあわせて河川の自然環境を保全・再生するため多自然型護岸整備を引き続き河川管理者に要望します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画の策定 (千ノ川整備詳細設計検討委員会による)	事業実施に向けた国・県との協議	神奈川県総合計画実施計画事業に対し、整備を要望
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・小出川の多自然型護岸整備は県が行っているののでAの評価はいかなものか。
 ・むしろ小出川周辺の自然環境の保全を要望してほしい。
 ・26も含めみどりの基本計画で優先施策ともされている施策であるが、「検討委員会の結果予定しない。」が結果では理解できない。<次年度以降の考え方>にある「管理用道路の植栽等については引き続き検討する。」と併せ千ノ川をどうするのか考えておくべきと思う。(24・43, 26, 44, 45も関連)
 ・千ノ川の管理用道路以外の緑化の方法の検討の進捗状況を書いてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

取り組みはありませんでした。

＜市民との協働による中期実績＞

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

多自然型護岸整備としては、取り組みはありませんでした。

— A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

市街地を流れる千ノ川は幅員が狭く、安定的な流れを確保するためにはコンクリートタイプの護岸を用いて工事をする必要があり、「千ノ川整備実施計画」に基づき、治水を最優先として浸水対策を主眼としたコンクリート護岸による整備を進めることとなっており、多自然型護岸による整備は難しいのが現状です。多自然型護岸整備については、今後文化資料館の整備と併せて、駒寄川整備事業のなかで自然環境に配慮した多自然型護岸整備を行う予定です。

(5)河川のみどりの再生

27 河川沿い緑化の推進

一般施策

担当課 広域事業政策課・景観みどり課

< 施策内容 >

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	協働による小出川沿いの除草・清掃等 (市民・県・市による協働 2回) (市民・県・市による協働 2回) (市民・県・市による協働 2回)		
	市民団体開催の小出川彼岸花まつり支援		
事業費	0 円	0 円	25,086,000 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○小出川沿いの緑化については、河川管理者(県)への多自然型護岸整備の要望とあわせて、周辺環境への配慮、生物多様性への配慮を行いつつ、河川のみどりのネットワーク形成を図ることが必要である。(NO.27)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・小出川の緑化については各地域の自治会の思惑で利用されている。河川のみどりのネットワークについて真剣に取り組む時期にきている。
・生物多様性の配慮をしながら、緑化を行いたい。小出川は草刈りの回数を減らすことも検討してほしい。
・26も含めみどりの基本計画で優先施策ともされている施策であるが、「検討委員会の結果予定しない。」が結果では理解できない。<次年度以降の考え方>にある「管理用道路の植栽等については引き続き検討する。」と併せ千ノ川をどうするのか考えておくべきと思う。(24・43, 26, 44, 45も関連)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	市民団体による小出川沿いの除草・清掃等		
	市民・県・市協働による除草等		
	小出川や千の川(県管理区間)における市民団体主催イベントの支援		
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

市を窓口として、市民と県による小出川沿いの除草・清掃活動を行い(年2回)、河川環境の維持管理に努めました。また、小出川や千の川(県管理区間)周辺で活動する市民団体のイベント等を支援することにより、河川沿いの緑化を推進しました。

<市民との協働による中期実績>

各年を通じて、市民団体と協働により小出川沿いの除草、清掃を実施し、維持管理に努めました。

《市民と県による小出川沿いの除草・清掃活動》

平成24年度 2回

平成25年度 2回

平成26年度 2回

<施策内容を踏まえた中期課題>

在来植物保護のため除草方法について注意する必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

これまで、市民団体と継続して協働による河川の維持管理を実施している。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), - =取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き、在来植物保護などに注意しながら市民、行政の協働による河川の除草、清掃等を実施し、適正な維持管理に努めます。

(6)海岸のみどりの再生

28 海岸性植生保全・再生の推進

一般施策

担当課 農業水産課・景観みどり課

< 施策内容 >

「茅ヶ崎海岸グランドプラン」に基づき、市民・行政が連携し、茅ヶ崎漁港周辺地区における公共空間の確保と緑地整備などの海岸性植生保全・再生に向けた取り組みを推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	砂防柵及び植生モデル地を設置、飛砂による影響調査の実施		
	砂防柵の間隔確認、風向による植生モデル地の影響調査の実施		
			海浜植物の観察、保護・育成 (NPO法人ゆい、中学校生徒)
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(1)地域制緑地などによるみどりの保全】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○海浜植生の保護・修復については、飛砂に関する調査を実施し、それに基づく飛砂防止対策をはじめとした海浜植生の管理・育成・修復に取り組んでいることは評価できる。(NO.28 ①)
 ○養浜事業の展開によって、帰化植物(シナダレスズメガヤ、マメゲンバイナズナ等)が増えていることについては、注意が必要である。(NO.28 ②)
 ○貴重な海浜植生をはじめ、白砂青松の海浜部は、市にとって貴重な財産である。古来より湘南として、我が国有数の保養地とイメージされた地であり、今日でも市外から訪れる人も多い。
 この重要な海浜部を現代的なニーズも踏まえながら、如何にして、より魅力ある海浜エリアとしていくか、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」の実施等によって、「茅ヶ崎市総合計画」が掲げる将来の都市像「海と太陽とみどりの中で、ひとが輝き、まちが輝く湘南・茅ヶ崎」の具現化を念頭に置いた取り組みを望みたい。(NO.28 ③)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・「グランドプラン」は重要な要素であると思うので、その進捗状況の報告も必要と思われる。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	砂草の里親による海浜植物の植生		
	漁港後背地海浜植物の保護		
事業費	0 円	1,017,100 円	2,192,000 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

25年度、26年度はNPO法人ゆいとともに市民提案型協働推進事業として行いました。移植会、観察会、砂草講座等のイベントを開催し、参加者は増加傾向にあります。また、一般の参加者だけでなく、保育園等、こどもを対象にした移植も行い、参加する主体に広がりが見られ、26年度には、市民への周知の看板や在来種の種子を入れた土嚢を試験的に設置するなど、発展的に展開しました。茅ヶ崎漁港付近の約40㎡に移植を行い、移植した海浜植物についても、着実に活着しています。

《実績》

平成25年度 移植会、観察会など合計11回 のべ219人参加

平成26年度 移植会、観察会など合計17回 のべ331人参加

<市民との協働による中期実績>

25年度、26年度は市民提案型協働推進事業として行い、海浜植物の移植会、観察会を行いました。移植会等への述べ参加人数も増加しています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

・漁港周辺における他団体や県の行う養浜事業との兼ね合いもあり、移植地の確保や看板の設置等は調整が必要です。また、グランドプランと整合性を図りながら進めていく必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

移植会や観察会へののべ参加人数も増加し、保育園や学校等、教育関連機関への広がりも出ています。看板の設置等、市民への周知も進んでいます。また、移植した海浜植物も確実に活着しており、おおむね順調に進んでいるといえます。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、- =取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

グランドプランとの整合性を図りながら、進めていきます。

(7)公共施設緑化・整備の推進

29 (仮称)小出第二小学校用地の活用

優先施策

担当課 青少年課・教育政策課

< 施策内容 >

(仮称)小出第二小学校用地は、隣接する清水谷、市民の森の立地特性に十分に配慮しながら、自然とのふれあいを実感できる教育関連施設を検討し、清水谷などの里山ランドスケープの環境や景観の連続性に配慮した整備を進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	「(仮称)小出第二小学校用地の活用に関する内部検討会議」の開催		
	市民との意見交換会の実施		
	「教育委員会内部検討会議」の開催 (会議要綱設置)		
			柳島キャンプ場の状況を注視し、 野外研修センターについて検討
事業費	100,000 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○(仮称)小出第二小学校用地の活用については、いくつかの検討会議が開催され、幅広い議論が交わされた中で、周辺の貴重な自然環境に配慮しつつ有効な活用を図るとされたことは評価できるが、柳島キャンプ場の整備状況を見守った結果、進捗は見られなかった。今後は、市の自然情報や自然体験の拠点として、柳島キャンプ場や里山公園など他施設との連携を考慮して機能を検討し、計画を進めることが望まれる。(NO.29)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・平成20年にも藤沢と平塚に視察に行かれている。検討内容を丁寧に記してもらいたい。これで達成度を測るのは難しい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

(仮称)小出第二小学校用地の活用については、各年を通じて、教育委員会内部検討会議を開催し、清水谷特別緑地保全地区や市民の森など周辺地域や導入施設の検討を行うための視察等を行いました。視察するとともに、平成24年度には環境審議会の答申内容について環境政策課より説明を受け、周辺に貴重な自然環境があることを十分踏まえた上で施設整備をすべきであることの再確認を行っております。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

柳島キャンプ場の開設や里山公園内に野外炊事場が設置されており、そうした類似施設の利用状況を勘案しながら、また、周辺の自然環境や景観への配慮をした中で、教育関連施設の設置を含めた青少年健全育成に資する活用についての方向性を検討をする必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

(仮称)小出第二小学校用地を取り巻く状況については、教育委員会内及び関係各課と情報共有ができていると考えますが、具体的な教育関連施設については検討段階に達していません。

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き、暫定スポーツ広場としての利用状況や、市内の類似施設の状況の把握を行うとともに、青少年の健全育成に資する活用について検討します。

30 公共施設緑化推進指針の作成

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

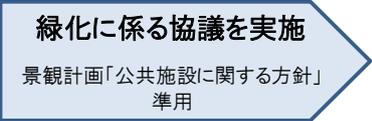
学校や庁舎などの建替や大規模改修時に屋上緑化や壁面緑化、駐車場緑化などの緑化推進を図るために、公共施設の緑化のあり方を指針として作成します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			 <p>緑化に係る協議を実施 景観計画「公共施設に関する方針」 準用</p>
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○公共施設緑化推進指針については、作成に至らなかった。その理由として挙げられている公共施設に関する諸計画及び景観計画との整合、検証は必要なプロセスであるが、内容が開示されていないため判断できない。次期は、その検討を踏まえて緑化指針を策定するか否かの方針を決める必要がある。(NO.30)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

公共施設緑化については、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しの中で緑化基準の見直しに合わせて検討を行っています。なお、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについては、茅ヶ崎市みどり審議会及び環境審議会において、ご議論を頂き条例の骨格の検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

公共施設緑化について、緑化基準と併せて条例の見直しの中で包括的に検討を行う必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

公共施設の緑化については、条例の見直しの中で再検討を行うこととしました。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成25年度より、施策NO2、3、13、16、17、30、31、48、52、53、54、55、56、57、62、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、制度を創設するかどうかも含めて条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。また、緑化基準については、事業者への説明や行政の開発審査部局も含めた検討を行う必要があります。

(7)公共施設緑化・整備の推進

31 公共施設(新築・改築)緑化の推進

一般施策

担当課 施設再編整備課(景観みどり課)(市民自治推進課)

<施策内容>

学校や庁舎などの公共施設は、市民参加のもとに進められる公共施設整備・再編計画との連携を図り緑化を推進します。また、立地特性を活かして、市民の日常生活空間に潤いを与え、地域のモデルとなる緑化を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	(対角線表示)		
事業費	0 円	0 円	0 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

C A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○具体的な施設の緑化として、緑のカーテンや高砂コミュニティセンターの新築に際して、緑化を行ったことは評価できる。緑のカーテンについては、一時的な緑化であるが、運動としての意味があり、今後も継続していくことが望ましい。(NO.31)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

・条例への位置づけ方は今後の課題でよいが、指針の作成は前期課題であり、具体的な指針(案)を示すべきだと思う。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
	事業費	67,461,150 円	104,646,150 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

基本設計では、新庁舎での緑化の考え方を「緑化景観計画」として取りまとめました。新庁舎の広場は、明快なグリッド配置による高木や水平的な芝生で構成する「みどりの配置計画」と、多様なみどりによる「四季の移ろいを感じる植栽計画」とし、緑地面積率22%を確保する計画としました。新庁舎の工事は継続中であり、緑地面積率22%を確保すべく工事を進めております。

<市民との協働による中期実績>

平成24年度には、基本設計内の「緑化景観計画」を取りまとめるに当たり、市民やの関係団体との意見交換会を行いました。
 平成25年度には、実施設計を取りまとめるのにあたり、説明会を開催し、市民や関係団体から意見を伺いました。
 平成26年度には、現場見学会を開催し、市民へ新庁舎の概要の説明を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

現在までの新庁舎建設工事は順調に進んでいるが、緑化面積率22%を確保するためにはその後に続く本庁舎解体工事及び本庁舎跡地整備工事を、総合計画第3次実施計画への位置づけた上で計画通り進めていく必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

基本設計で「緑化景観計画」を取りまとめ、実際には「みどりの配置計画」及び「四季の移ろいを感じる植栽計画」として現在工事を進行中であり極めて順調に事業が進んでおります。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

新庁舎建設工事及び本庁舎解体後の跡地整備工事において、計画通り「緑地面積率22%」の確保を目指し事業を進めていきます。

(7)公共施設緑化・整備の推進

31 公共施設(新築・改築)緑化の推進

一般施策

担当課 (施設再編整備課) 景観みどり課 (市民自治推進課)

<施策内容>

学校や庁舎などの公共施設は、市民参加のもとに進められる公共施設整備・再編計画との連携を図り緑化を推進します。また、立地特性を活かして、市民の日常生活空間に潤いを与え、地域のモデルとなる緑化を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		市役所新庁舎建設検討会議にて緑化の協議実施 (仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画の協議(緑化推進の位置づけ)	茅ヶ崎市役所新庁舎基本計画のみどりに係る位置付け (みどり豊かなまち並みの形成に資する庁舎)
	緑化の推進 (庁舎等の緑のカーテン)		
事業費	23,000 円	17,000 円	16,000 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

Empty box for comments.

<中期展開時期中(平成26年6月)>

・条例への位置づけ方は今後の課題でよいが、指針の作成は前期課題であり、具体的な指針(案)を示すべきだと思う。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

(仮称)松浪地区地域集会施設については、15、25%の緑地を予定通り確保し、みどり審議会にも報告を行いました。
 公共施設緑化については、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しの中で緑化基準の見直しに合わせて検討を行っています。なお、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについては、茅ヶ崎市みどり審議会及び環境審議会において、ご議論を頂き条例の骨格の検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

公共施設緑化については、条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成25年度より、施策NO2、3、13、16、17、30、31、48、52、53、54、55、56、57、62、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、制度を創設するかどうかも含めて条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。また、緑化基準については、事業者への説明や行政の開発審査部局も含めた検討を行う必要があります。

(7)公共施設緑化・整備の推進

31 公共施設(新築・改築)緑化の推進

一般施策

担当課 (施設再編整備課) (景観みどり課) 市民自治推進課

<施策内容>

学校や庁舎などの公共施設は、市民参加のもとに進められる公共施設整備・再編計画との連携を図り緑化を推進します。また、立地特性を活かして、市民の日常生活空間に潤いを与え、地域のモデルとなる緑化を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

<中期展開時期中(平成26年6月)>

・条例への位置づけ方は今後の課題でよいが、指針の作成は前期課題であり、具体的な指針(案)を示すべきだと思う。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組		建設検討委員会 近隣住民説明会 ● 景観まちづくり審議会報告 ● 景観まちづくり審議会報告 ● 景観まちづくり審議会諮問 ● みどり審議会報告	建設工事 ● 工事契約締結の承 ● 設置条例の議決 ● 指定管理者指定 ● 完了検査 ● 引き渡し
事業費	0 円	27,834,450 円	542,588,760 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

松浪地区地域集会施設の整備にあたり、設計を進めていく中で、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例に準じ、敷地内に建築物の敷地面積の15.25%の植栽地を確保しました。平成26年7月から工事をスタートし、予定通り8.5ヶ月の工期を終え、平成27年3月20日に引き渡しが行われました。

また、当該地は、第1種低層住居専用地域に位置し、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、設計当初の段階から近隣住民説明会を開き、近隣の景観等に配慮した設計を進めた。また、計画の際には、景観まちづくり審議会、当該施設の色彩計画、緑化計画、建物設計図等に関して報告を行い、助言をいただき修正を加えながら設計を行いました。みどり審議会にも報告を行っています。

<市民との協働による中期実績>

松浪地区地域集会施設は、地域住民の自主的活動の推進を図ることを目的としており、設計段階においては、自治会や地域の各種団体、公募委員で構成された(仮称)松浪地区地域集会施設建設検討委員会の中で基本設計、実施設計について議論され、その中で緑化計画も協議を行い、地域からのご意見を踏まえて設計を行いました。また、近隣住民の方々を対象に説明会を開催し、近隣に配慮した設計となるよう、植栽、近隣の住宅と当該施設との建物の離隔等についての工夫を行いながら設計を行いました。当該施設の指定管理に対しては、施設所管課として管理運営面における必要な助言を行いながら、供用開始に向けた準備が進められました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

設計、建設工事、引き渡し、施設の供用開始までに至るスケジュールにおいて、当該施設の設置目的・性質上、地域との調整、合意形成等について、時間に余裕のある意見交換が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

(仮称)松浪地区地域集会施設建設検討委員会を平成25年3月から平成26年1月までに9回実施し、近隣住民説明会を平成27年5月から7月までに計4回実施し、地域の方々からのご意見をいただきました。また、景観まちづくり審議会には、平成25年9月、平成26年1月に事業の状況報告を行い、主に、色彩計画、緑化計画、建物設計図等について助言をいただき、適宜、設計に修正を加えながら、基本設計、実施設計を平成25年度末までに完了しました。また、みどり審議会にも報告を行っております。建設工事は平成26年7月から開始し、工期8.5ヶ月を経て、平成27年4月1日に当初の事業計画のとおり供用開始することができました。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)、—=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成27年4月1日供用開始以降については、建物の維持管理、部屋の貸し出し等、必要に応じて指定管理者に助言を行い、施設の適正な管理運営を図っていきます。また、特に植栽については、樹種に応じて、適切な管理を行えるよう、指定管理者に対して必要な助言を行っていきます。

(8)学校緑化の推進

32 学校ビオトープの推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

生態系ネットワークを補完し、子どもたちの環境教育などに貢献することを目的に、水草などを植栽したトンボ池や、地域の樹木を植栽した林を整備した学校ビオトープを子どもたちや地域住民とともに推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○学校ビオトープ、学校緑化とも一部の学校ではあるが実績があったことは評価できる。(NO.32)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・< 施策内容を踏まえた課題 >で「各学校のコンセプトで実施が決定されるので、計画的な推進は困難。」とされているが、みどりの基本計画における市内のみどりのネットワーク構築の視点からみどりの基本計画担当課が教育部局ともっと密に展開策を練るべきである。(32, 33も同様。72も関連)

・単年度で行ったことで達成度をはかるのは意味がない。飛び石ビオトープが目的なので継続した事業になってほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

・市内小中学校のビオトープについて調査を実施し、生物多様性の保全上校庭に池、草地、樹林地があることの重要性を伝えました。
 ・浜須賀中学校の校庭池や萩園中学校のビオトープなどにおいて、アズマヒキガエルの調査を行い、多数の幼生を確認しました。松浪小学校、浜須賀中学校でアズマヒキガエルの調査を行いました。

○
 <市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

各学校ごとに異なる環境や特色を踏まえて、推進していく必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

ビオトープの調査や総合学習の時間を通じて、学校との連帯ができています。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

学校向けのみどりの意識啓発にエキスパート職員が対応できることを各学校に周知し、学校との連携を強化・拡大していく中でビオトープへの理解・協力を求めています。

(8)学校緑化の推進

33 学校緑化の推進

一般施策

担当課 教育施設課

< 施策内容 >

学校の屋上及び校庭(敷地)の芝生、外周部の生垣などの緑化を進めるとともに、外柵などに設置するハンギングプランターによる修景緑化やフェンス、壁面などを緑化する取り組みを地域住民と協力し推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	中庭等への芝生敷設 (茅ヶ崎小学校中庭90㎡) (浜須賀小学校南側中庭450㎡) (梅田中学校サブグラウンド750㎡)		各種検討により芝生化の検証 汐見台小学校の屋上空間利用、庭園内の芝生を生育 各学校での自主的な緑のカーテン、プランターの設置
事業費	394,000 円	4,897,000 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○学校緑化については、市内におけるみどりの拠点として重要である。市内のみどりのネットワークに位置付けることを踏まえて支援を続けるべきである。(NO.33 ①)

○緑化実施直後から、学校では継続的な管理運営の課題に直面している。これらの人材面及び経費面の課題について、どう対処するかを検討する必要がある。(NO.33 ②)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・< 施策内容を踏まえた課題 >で「各学校のコンセプトで実施が決定されるので、計画的な推進は困難。」とされているが、みどりの基本計画における市内のみどりのネットワーク構築の視点からみどりの基本計画担当課が教育部局ともっと密に展開策を練るべきである。(32, 33も同様。72も関連)

・単年度で行ったことで達成度をはかるのは意味がない。飛び石ビオトープが目的なので継続した事業になってほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	各学校による自主的な緑化推進の取り組み		各学校による自主的な緑化推進の取り組み及び緑化プロジェクト参加
	校庭芝生化の課題の抽出及び敷地内一部芝生化実施校による育成状況等による検証作業		
	小学校屋上に設置した田んぼ、畑及び庭園の維持管理		
事業費	6,690,170 円 樹木剪定費用等	6,665,128 円 樹木剪定費用等	7,175,520 円 樹木剪定費用等

<施策内容を踏まえた中期実績>

小中学校において敷地内の樹木等の生育や施設に影響のない範囲でみどりカーテンを行うなどして自主的な緑化の推進に取り組んでいます。学校の校庭芝生化については、敷地内を一部芝生化している小学校3校、中学校1校における生育とともに、課題の抽出等の検証作業を進め、方針案を検討しました。また、各校の教育施設業務員の協力によるグループ作業において、樹木の選定、育成等の維持管理を行いました。汐見台小学校では、学校緑化の推進のため、小学校屋上に設置した田んぼ、畑及び庭園の維持管理を行っております。(平成23年4月新設)
 松林小学校では「かながわトラストみどり財団」の指定校緑化事業を活用し、校内で緑化の促進活動に取り組みました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

校庭芝生化については、モデル校(小学校2校、中学校1校)で敷地の一部を使い実施しておりますが、学校により芝の育成状態があまり良くなく、芝生内に児童・生徒が入らないようにしなければ適切な管理できないということも伝えられています。また、運動場の芝生化を広く実施していくには、年間を通して授業等教育活動の外にも部活動、学校開放事業等が行われているため活動休止期間を設け、芝を育成することなどの課題があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

校庭芝生化等の事業については一部対応に悩む部分もあるが、学校緑地化の取り組みについては、教職員等の協力をいただきながら、樹木、田んぼ等の維持管理を継続的に実施しています。緑化活動を推進する団体の緑化プロジェクト等を積極的に活用し、校内緑化に取り組むこともできました。



A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

校庭芝生化については、学校管理者のヒアリングや(社)神奈川県造園業協会校庭芝生化プロジェクトチーム等のアドバイス等を伺いながら、引き続き検証を行っていきます。学校緑化の維持管理については、教育施設業務員等の協力により、引き続き取り組みを実施していきます。

(9)道路緑化の推進

34 街路樹緑化の推進

一般施策

担当課 広域事業政策課（道路建設課）（公園緑地課）

<施策内容>

国道や県道の道路整備においては、地域にふさわしく整備後の維持管理についても配慮した樹種を選定し、街路樹緑化整備を働きかけます。また、市道の道路整備においても、地域にふさわしい樹種を選定し、街路樹緑化を進めるとともに、質の高い街路樹の創出を図り、適正な維持管理に努めます。

<計画上施策の展開時期>

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	危険箇所や市民から要望を道路管理者(国・県)へ要望		
			国が高速道路の高架下などの緑地整備計画を作成(西久保地域にて説明を実施)
事業費	0 円	0 円	0 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○街路樹緑化の推進については、街路整備に伴う新規街路樹植栽や良質な街路樹管理に向けて、国・県・市・住民が連携をとり対応していることは評価できる。(NO.34 ①)

○街路樹緑化については、公園緑地や自然緑地等の拠点緑地をネットワーク化する線的緑地として、また、鳥・昆虫等のエコロジカルネットワーク形成の役割を有する重要な緑地である。地域にふさわしい樹種の植栽によって、街並みと一体になって、茅ヶ崎らしさを具現化する緑地ともなる。

街路樹をはじめ道路緑化の重要性に鑑みて、全市的な「道路一緑化プラン」を策定し、樹種・植栽法・管理水準等を定め、質の高い道路緑化の創出を期待する。そのために、プランの作成・具現化の中心となる主管課を定め、国道・県道にも市側の考え方を伝え、協調して進めるとともに住民との連携も含めた体制づくりが必要である。(NO.34 ②)

○「道路一緑化プラン」策定に際しては、既存街路樹のリニューアルの必要性についての検討が望まれる。(NO.3435)

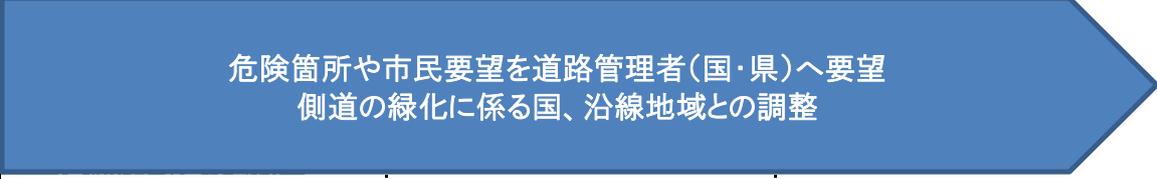
<中期展開時期中(平成26年6月)>

・35も含めそれぞれの担当課が課題を抱えながらも努力されている。この状態からみどりの基本計画で位置づけているようなよりグレードの高い街路樹としていくためには、ネットワーク構築も含め、みどりの基本計画担当課の高い見地からのコーディネーター役を果たすことが求められると思う。

・【34について】前期の答申にもあるが、街路樹緑化は線的緑地として重要。道路緑化プランは景観みどり課でどの程度とりにくんでいるのか、記述が必要。香川甘沼幹線道路の植栽は期待している。

・相模縦貫道の下に残地のツツジ、アオキが半分枯れている。環境にあったものを植えることがまず基本。景観みどり課で意見が言える体制が必要。34と関連していること。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

危険箇所や市民から要望のあった箇所の樹木等剪定を道路管理者に要望を行い、新湘南国道及びさがみ縦貫道路の側道緑化に係る国と地元自治会との調整を図るなど適正な維持管理の推進に努めました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

道路管理者(国、県等)と調整を図りながら、適正な維持管理に努めています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

国道、県道の街路樹の適正な維持管理を行っていくため、市民等からの連絡には迅速に対応し、道路管理者に報告する体制を継続していきます。

(9)道路緑化の推進

34 街路樹緑化の推進

一般施策

担当課 (広域事業政策課) 道路建設課 (公園緑地課)

< 施策内容 >

国道や県道の道路整備においては、地域にふさわしく整備後の維持管理についても配慮した樹種を選定し、街路樹緑化整備を働きかけます。また、市道の道路整備においても、地域にふさわしい樹種を選定し、街路樹緑化を進めるとともに、質の高い街路樹の創出を図り、適正な維持管理に努めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	街路樹選定の斤内及び地元調整		
	街路樹等の植栽 (赤羽根甘沼線にツツジを植樹) (市道0217号線に松を植樹) (東海岸寒川線にヤマモモ、サツキツツジ、ホルトノキを植樹)		
	緑の里親制度の登録団体による植栽帯の維持管理 (花の散歩道)		
事業費	1,000,000 円	70,000 円	4,500,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○街路樹緑化の推進については、街路整備に伴う新規街路樹植栽や良質な街路樹管理に向けて、国・県・市・住民が連携をとり対応していることは評価できる。(NO.34 ①)

○街路樹緑化については、公園緑地や自然緑地等の拠点緑地をネットワーク化する線的緑地として、また、鳥・昆虫等のエコロジカルネットワーク形成の役割を有する重要な緑地である。地域にふさわしい樹種の植栽によって、街並みと一体になって、茅ヶ崎らしさを具現化する緑地ともなる。

街路樹をはじめ道路緑化の重要性に鑑みて、全市的な「道路一緑化プラン」を策定し、樹種・植栽法・管理水準等を定め、質の高い道路緑化の創出を期待する。そのために、プランの作成・具現化の中心となる主管課を定め、国道・県道にも市側の考え方を伝え、協調して進めるとともに住民との連携も含めた体制づくりが必要である。(NO.34 ②)

○「道路一緑化プラン」策定に際しては、既存街路樹のリニューアルの必要性についての検討が望まれる。(NO.3435)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・35も含めそれぞれの担当課が課題を抱えながらも努力されている。この状態からみどりの基本計画で位置づけているようなよりグレードの高い街路樹としていくためには、ネットワーク構築も含め、みどりの基本計画担当課の高い見地からのコーディネーター役を果たすことが求められると思う。

・【34について】前期の答申にもあるが、街路樹緑化は線的緑地として重要。道路緑化プランは景観みどり課でどの程度とりにくんでいるのか、記述が必要。香川甘沼幹線道路の植栽は期待している。

・相模縦貫道の下に残地のツツジ、アオキが半分枯れている。環境にあったものを植えることがまず基本。景観みどり課で意見が言える体制が必要。34と関連していること。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	歩道設置工事	香川甘沼線道路改良工事	東海岸寒川線植樹帯整備
事業費	518,904 円	16,300,000 円	37,193,480 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

24年度に新国道線歩道設置工事において、植樹帯を57㎡整備し、既整備済みの植樹帯と合わせた240㎡となりました。(樹種ツツジ、308本)
 25～26年度に香川甘沼線道路改良工事において、植樹帯を94㎡整備しました。(樹種ツツジ、255本)
 26年度に東海岸寒川線の整備後の残地を活用し、植樹帯を52㎡整備しました。(樹種ツツジ、255本)

<市民との協働による中期実績>

新国道線歩道設置工事で整備した植樹帯133㎡については、自治会に花壇として管理していただいています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

歩道に植樹帯を整備する際は、法令に基づく有効幅員を確保する必要があり、整備可能な路線が限られます。
 自転車走行空間整備の需要が高まっており、限られた道路幅員の中で、自転車走行空間整備と植樹帯整備の両立が困難になってくるものと考えられます。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

新設道路の歩道や道路整備に伴う残地に植樹帯を整備し街路樹緑化を推進することができました。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今後も植樹帯の整備を図ってまいります。

(9)道路緑化の推進

34 街路樹緑化の推進

一般施策

担当課 (広域事業政策課) (道路建設課) 公園緑地課

< 施策内容 >

国道や県道の道路整備においては、地域にふさわしく整備後の維持管理についても配慮した樹種を選定し、街路樹緑化整備を働きかけます。また、市道の道路整備においても、地域にふさわしい樹種を選定し、街路樹緑化を進めるとともに、質の高い街路樹の創出を図り、適正な維持管理に努めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市内全域の街路樹及び植栽帯の除草、剪定を直営及び業者委託による実施		
	地域及び里親ボランティアによる植樹帯の管理や美化活動		
事業費	19,553,000 円	18,529,000 円	18,762,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○街路樹緑化の推進については、街路整備に伴う新規街路樹植栽や良質な街路樹管理に向けて、国・県・市・住民が連携をとり対応していることは評価できる。(NO.35 ①)

○街路樹緑化については、公園緑地や自然緑地等の拠点緑地をネットワーク化する線的緑地として、また、鳥・昆虫等のエコロジカルネットワーク形成の役割を有する重要な緑地である。地域にふさわしい樹種の植栽によって、街並みと一体になって、茅ヶ崎らしさを具現化する緑地ともなる。

街路樹をはじめ道路緑化の重要性に鑑みて、全市的な「道路緑化プラン」を策定し、樹種・植栽法・管理水準等を定め、質の高い道路緑化の創出を期待する。そのために、プランの作成・具現化の中心となる主管課を定め、国道・県道にも市側の考え方を伝え、協調して進めるとともに住民との連携も含めた体制づくりが必要である。(NO.34 ②)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・35も含めそれぞれの担当課が課題を抱えながらも努力されている。この状態からみどりの基本計画で位置づけているようなよりグレードの高い街路樹としていくためには、ネットワーク構築も含め、みどりの基本計画担当課の高い見地からのコーディネーター役を果たすことが求められると思う。

・【34について】前期の答申にもあるが、街路樹緑化は線的緑地として重要。道路緑化プランは景観みどり課でどの程度とりにくんでいるのか、記述が必要。香川甘沼幹線道路の植栽は期待している。

・相模縦貫道の下に残地のツツジ、アオキが半分枯れている。環境にあったものを植えることがまず基本。景観みどり課で意見が言える体制が必要。34と関連していること。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	市内全域の街路樹及び植栽帯の除草、剪定を直営及び業者委託による実施		
	地域及び里親ボランティアによる植樹帯の管理や美化活動		
事業費	18,536,700 円	20,606,200 円	24,436,183 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

街路樹及び道路残地(植栽帯)約30,400㎡について、良好な環境維持の確保のため、除草、剪定を直営及び委託により実施しました。

<市民との協働による中期実績>

柳島小和田線(鉄砲道)や新国道線予定地の街路樹植栽帯について、地元自治会や緑の里親ボランティアにより、花の植え付けや除草、清掃活動を継続的に行っていただいています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

街路沿線の土地の宅地化(細分化)に伴う出入口の確保等から、今後も既存街路樹の減少が想定されます。また、人員削減に伴う委託化と財源確保の必要性があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

街路整備においては新国道線予定地、香川甘沼線、新湘南バイパス側道等の植栽について、関係課との協議を実施しました。また、緑化後の維持管理については、今後も適正な管理を継続的に実施していきます。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

道路の新規整備及び改修に当たっては、質の高い樹種の選定等について今後も整備担当課や地元との調整に努めます。緑化後の街路樹についても、継続的に適正な維持管理に努めます。

(9)道路緑化の推進

35 街路樹リニューアルの推進

一般施策

担当課 公園緑地課

<施策内容>

地域のシンボルとなる街路樹については、地域住民の意見を踏まえたうえで地域にふさわしい街路樹を選定し、リニューアルを推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	(実現の可能性も含めた検討)	街路樹リニューアルの推進 (実現の可能性も含めた検討、 海岸地区において地元自治会との 意見交換及び調整)	茅ヶ崎駅北口 ペDESTリアンデッキへの 植栽
事業費	0 円	0 円	258,000 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○「道路一緑化プラン」策定に際しては、既存街路樹のリニューアルの必要性についての検討が望まれる。(NO.3435)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

・35も含めそれぞれの担当課が課題を抱えながらも努力されている。この状態からみどりの基本計画で位置づけているようなよりグレードの高い街路樹としていくためには、ネットワーク構築も含め、みどりの基本計画担当課の高い見地からのコーディネーター役を果たすことが求められると思う。

・【34について】前期の答申にもあるが、街路樹緑化は線的緑地として重要。道路緑化プランは景観みどり課でどの程度とりくんでいるのか、記述が必要。香川甘沼幹線道路の植栽は期待している。

・相模縦貫道の下に残地のツツジ、アオキが半分枯れている。環境にあったものを植えることがまず基本。景観みどり課で意見が言える体制が必要。34と関連していること。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	街路樹リニューアルの推進(実現の可能性も含めた検討)		
			ペDESTリアンデッキ植栽管理 街路樹植栽
事業費	0 円	359,100 円 委託料	873,420 円 委託料

<施策内容を踏まえた中期実績>

平成26年度に駅北口のペDESTリアンデッキの植栽管理を引き続き茅ヶ崎市緑化協会に委託するとともに、ライフタウン内及びみづき地区で一部街路樹の植栽を行いました。平成23年度にリニューアルした駅北口のペDESTリアンデッキの植栽について、茅ヶ崎市緑化協会と委託契約して適正な維持管理を図っており、今後も継続していきます。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

・立ち枯れや台風による倒木などに伴い、部分的な植え替え等は実施してきているが、路線としてのリニューアルについて、現時点では具体的な地域要望が出ていない状況となっています。

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・地域の総意として街路樹リニューアルの要望が挙がった際には、地域と連携しつつ積極的に実施の具体的検討を進めていきます。
 ・鉄砲道の街路樹のリニューアルについては、平成28年度より進めていく予定です。

(9)道路緑化の推進

36 ポケットパークの整備

一般施策

担当課 広域事業政策課（公園緑地課）

<施策内容>

国道、県道及び市道の道路整備事業において、整備後に残地が発生した場合は、市は地域の憩いの場としてポケットパークの整備を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p style="text-align: center;">ポケットパークの整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> さがみ縦貫道路整備後の残地や高架下の有効活用について、関係機関と協議 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> さがみ縦貫道路整備後の残地や高架下の整備、ポケットパークの整備などについて関係機関に案を提示し協議 </div> </div>		
事業費	0 円	0 円	0 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○道路残地については、地元と調整、ポケットパークとしての整備が前向きに取り組まれていることは評価できる。(NO.36 ①)
 ○さがみ縦貫道高架下や残地の活用については、景観みどり課は関係課と協議し、早急にみどりのあるべき姿を示し、その有効利用を図る必要がある。(NO.36 ②)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

・35も含めそれぞれの担当課が課題を抱えながらも努力されている。この状態からみどりの基本計画で位置づけているようなよりグレードの高い街路樹としていくためには、ネットワーク構築も含め、みどりの基本計画担当課の高い見地からのコーディネーター役を果たすことが求められると思う。
 ・【34について】前期の答申にもあるが、街路樹緑化は線的緑地として重要。道路緑化プランは景観みどり課でどの程度とりくんでいるのか、記述が必要。香川甘沼幹線道路の植栽は期待している。
 ・相模縦貫道の下に残地のツツジ、アオキが半分枯れている。環境にあったものを植えることがまず基本。景観みどり課で意見が言える体制が必要。34と関連していること。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	3,565,080 円 ポケットパーク整備工事費

<施策内容を踏まえた中期実績>

さがみ縦貫道路整備後の残地や高架下の有効活用について、整備方法や将来的な管理も含めて地元自治会や関係機関、庁内関係各課等と協議を行い、高架下の整備やポケットパークについて整備の推進に努め、新湘南バイパス高架下の側道工事残地4箇所にポケットパークを整備しました。
 4か所の面積(711㎡)

<市民との協働による中期実績>

ポケットパークの整備については、地元自治会を含め、関係機関と協議(年10回)を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

地域や関係機関と調整を図りながら、概ね順調にポケットパークの整備を実施しました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

新湘南バイパス高架下のポケットパーク整備は平成26年度に完了し、現時点では整備予定はないが、今後必要に応じて検討します。

(9)道路緑化の推進

36 ポケットパークの整備

一般施策

担当課 (広域事業政策課) 公園緑地課

<施策内容>

国道、県道及び市道の道路整備事業において、整備後に残地が発生した場合は、市は地域の憩いの場としてポケットパークの整備を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p style="text-align: center;">ポケットパークの整備 整備担当課との協議及び地元調整</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>今宿地内 130㎡ 茅ヶ崎二丁目地内 88㎡</p> </div> <div style="text-align: right;">(赤松町地内 224㎡)</div> </div>		
事業費	0 円	570,000 円	0 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

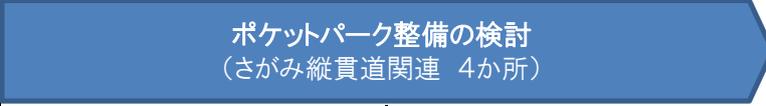
<前期評価時(平成25年1月)>

○道路残地については、地元と調整、ポケットパークとしての整備が前向きに取り組まれていることは評価できる。(NO.36 ①)
 ○さがみ縦貫道高架下や残地の活用については、景観みどり課は関係課と協議し、早急にみどりのあるべき姿を示し、その有効利用を図る必要がある。(NO.36 ②)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

・35も含めそれぞれの担当課が課題を抱えながらも努力されている。この状態からみどりの基本計画で位置づけているようなよりグレードの高い街路樹としていくためには、ネットワーク構築も含め、みどりの基本計画担当課の高い見地からのコーディネーター役を果たすことが求められると思う。
 ・【34について】前期の答申にもあるが、街路樹緑化は線的緑地として重要。道路緑化プランは景観みどり課でどの程度とりくんでいるのか、記述が必要。香川甘沼幹線道路の植栽は期待している。
 ・相模縦貫道の下に残地のツツジ、アオキが半分枯れている。環境にあったものを植えることがまず基本。景観みどり課で意見が言える体制が必要。34と関連していること。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	3,565,080 円 <small>ポケットパーク整備工事費※広域事業政策課再掲</small>

<施策内容を踏まえた中期実績>

相模縦貫道建設工事に伴う道路残地4か所について、これまで関係機関と協議を継続してきたが、地元自治会にも整備内容についてご理解をいただくなかで、年度末に整備工事が完了しました。(合計 面積589㎡)
 平成26年度末時点におけるポケットパークの設置数は9箇所となっています。(合計 面積1369㎡)

<市民との協働による中期実績>

3か所のポケットパークについては、地域で清掃や美化活動に関わっていただいています。新たな整備か所についても、一部に花壇を設置するなどし、可能な美化活動や除草、清掃等の維持管理について、地元の方々に関わっていただく方向で調整を図っていきます。

<施策内容を踏まえた中期課題>

今回新たに整備した側道残地4か所を含め、現在、9か所のポケットパークがあるが、地域で清掃や美化活動に関わっていただいているのは3か所で、今後さらに地域との連携を図り、安全、安心の確保につなげていく必要があります。
 整備に当たっては、特に隣接家屋(地権者)の設置に対するご理解をいただく必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

整備数は増加しつつあり、順調に進んでいます。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・隣接住民等のご理解の下、ポケットパークの設置が可能な場合には、引き続き整備担当課との協議及び地元調整により、整備促進を図っていきます。

担当課 公園緑地課

< 施策内容 >

市民の森は、自然とのふれあいの場、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめるレクリエーションの場として、市民と合意形成を図りつつ、都市公園として公園整備に取り組みます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市民ワーキングの実施 (ツリーデッキの製作やベンチ設置など 整備内容の検討及び下草刈り等)		市民ワーキングを 市民活動団体として登録 (「冒険遊び場」との連携による 巣箱づくりや管理棟建て替えに ついての検討、下草刈りや間伐等)
	市民の森活用イベント (ツリーフェスタ2009を開催) (ツリーフェスタ2010を開催) (ツリーフェスタ2011を開催)		
事業費	547,000 円	668,000 円	4,733,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○市民の森については、市民活動団体と協働して、定例的にワーキングを実施するとともに、維持管理作業にも取り組んでいることは評価できる。また、用地の公有化率も56.1%に達したことも評価できる。(NO.37 ①)

○市民の森の再整備については、計画をまとめあげるとともに、都市公園としての整備事業を進める等の事業手法を明確にし、必要な財源確保の具体化を図る必要がある。(NO.37 ②)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	市民ワーキングの実施(毎月1回実施)管理等デッキの製作等内容検討及び下草刈り等		
	管理棟建替え		ツリーハウス修繕
	ツリーフェスタ開催		
事業費	5,926,109 円 委託料、工事請負費等	21,428,623 円 委託料、土地購入費等	1,429,870 円 委託料、修繕料等

<施策内容を踏まえた中期実績>

・市民活動団体「市民の森ワーキング」とともに毎月定例的にワーキングを実施し、再整備に関する検討をはじめ、下草刈り、間伐等の作業や手作りによる整備を継続的に実施しています。毎年秋には、イベントとして「ツリーフェスタ」を実施、森の活用と周知を図っています。平成25年度には、これまで樹苗園として活用していた隣接地について、相続の発生に伴い、用地(面積826㎡)を購入しました。平成26年度末における公有化率は58.3%となっています。また、再整備事業の一環として、平成24年度には管理棟の建て替え、平成26年度にはツリーハウスの修繕、維持管理用のスロープ(森への導入路)を設置しました。

<市民との協働による中期実績>

再整備に当たっては、市民活動団体「市民の森ワーキング」と連携して、継続的に活動を行っています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

市民活動団体「市民の森ワーキング」の継続と組織拡大の必要性があります。
 借地か所の相続発生に伴う用地購入の検討及び再整備実施のための財源確保の必要性があります。
 イベント等の充実と森の活用方法の更なる検討が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

平成26年度末の公有化率58.3%となり、増加しています。再整備についても、更なる森の活用方法の検討や施設の老朽化への対応等課題はありますが、市民活動団体との連携により確実に進行しています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・市民活動団体「市民の森ワーキング」との協働により、手作りでの整備と再整備の検討を今後も継続して進めていきます。
 ・ツリーハウスを主体とした施設拡充の内容とイベント等による森の活性化等について今後も継続的に検討を行っています。
 ・都市公園化に向けた具体的な検討を今後行っていく必要があります。

38 (仮称)柳島スポーツ公園の整備

優先施策

担当課 スポーツ健康課

< 施策内容 >

(仮称)柳島スポーツ公園の整備にあたっては、スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備を進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p>(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想の策定</p>	<p>(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画の策定</p> <p>茅ヶ崎市みどり審議会に報告</p>	<p>(仮称)柳島スポーツ公園整備基本設計の作成</p> <p>都市計画決定に向けた事務手続き及び都市計画決定</p> <p>事業認可事務手続き申請</p> <p>(仮称)柳島スポーツ公園の整備事業手法の検討及び整備事業手法(PFI方式)の決定</p>
事業費	16,682,000 円	56,119,000 円	24,599,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○(仮称)柳島スポーツ公園の整備については、都市計画法に基づく諸手続きを終え、事業化が進んでいることは評価できる。事業手法としてPFI方式が導入されるとしているが、内容の明確化が必要である。(NO.38)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	事前準備 (不動産鑑定 評価、税務協)	用地取得(地権者 との交渉、契約、移 転登記等)	維持管理業務の委託
	PFI事業事務 手続き	用地取得(地権者との交渉、契約、移 転登記等)・維持管理業務の委託	地権者への説明(適宜実施)
	地権者への説明	地権者への説明(適宜実施)	PFI事業事務手続き(入札公 告、入札、事業契約の締結)
		PFI事業事務手続き(実施方針及び要求 水準書の公表、特定事業の選定の公表)	PFI事業 による設 計等の実 施 茅ヶ崎市 みどり審議会 に報告
事業費	1,273,081,955 円 委託料・用地取得費など	573,869,017 円 委託料・用地取得費など	220,345,743 円 委託料など

<施策内容を踏まえた中期実績>

- ・事業用地の円滑な取得を図るとともに事業の進捗状況を報告するため、地権者を代表する柳島向河原土地対策委員会等において適宜説明を行いました。
- ・事業用地の取得を進め、平成26年3月末現在で99.5%の用地を取得しました。また、取得した用地を適切に管理するため、草刈等の維持管理業務を委託しました。
- ・PFI法に基づいた事務手続きを進め、民間資金等活用アドバイザー業務の委託を行いながら入札公告、入札、事業契約の締結等を行い、実施設計に着手しました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

- ・公園緑地機能を備えたスポーツ公園の整備をめざし、PFI事業者による実施設計及び建設工事を進める必要があります。
- ・国や神奈川県と密に連携し、国庫補助金・交付金の活用等、本事業にとって最適な財源を確保する必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

- ・用地取得及びPFI事業事務手続きが順調に進んでいます。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

- ・平成30年3月の開園に向けて、PFI事業者による実施設計及び建設工事を進めます。

(10)公園・緑地の整備

39 身近な公園の整備(借地公園含む)

優先施策

担当課 公園緑地課

< 施策内容 >

公園が不足している地域において優先的に公園の整備を検討します。公園整備にあたっては、住民参加を図りながら、立地特性を活かした公園整備を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p style="text-align: center;">公園整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 病院官舎跡地2箇所(506㎡) 借地1箇所(520㎡) 緑地2箇所(1,248㎡) 借地公園の一部を用地購入 (2396㎡) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 香川四丁目地内の元青少年広場 (1,641㎡)を借地公園として リニューアル(緑越事業) 借地公園の一部を用地購入(746㎡) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 開発事業に伴う提供公園 事業者及び地元調整 小桜町(1,330㎡) 中島(171㎡) </div> </div>		
事業費	284,558,000 円	70,547,000 円	3,871,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○都市公園の整備については、みどりの基本計画において、基準年である平成20年2.38㎡/人から1,548,000㎡を整備し、目標年の平成30年に8.73㎡/人とするを目標としている。そのためには、市域の適正な公園配置を構築するための「公園整備プラン」を策定するとともに、財源の裏付けある事業計画を早期に樹立する必要がある。身近な公園の整備もこの中に含まれる。(NO.39)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	公園整備設計委託 (茅ヶ崎海岸グランドプランC地区)	公園整備基本構想策定業務委託 (西久保地区)	借地公園設置の検討
	開発事業に伴う提供公園等の事業者との協議		
		茅ヶ崎海岸グランドプランに伴う公園整備の検討	
事業費	4,864,230 円 委託料	2,488,500 円 委託料	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

・都市公園を6か所整備し、2969㎡増加(内訳は市整備2か所、提供公園4か所)しました。平成26年度末時点での都市公園は170箇所、716,736㎡となっています。(県立公園を含む)
 ・茅ヶ崎海岸グランドプランに基づく公園整備について、詳細設計を実施し、神奈川県及び関連団体との調整を継続的に実施しました。
 ・借地公園は4箇所4049㎡であり、実施には至っていないものも、借地公園設置の検討を4か所(4地区)行っています。

<市民との協働による中期実績>

借地公園の候補地選定や公園整備の実施に当たっては、検討段階より地元自治会等との協議を進め、地域の意向を可能な限り生かせるよう、検討を進めています。平成24年度には、公園の新設に伴い、自治会による美化活動箇所が新たに1か所追加されました。
 西久保地区における公園整備(約2,000㎡)については、地域が主体となりイメージを作成し、それをもとに基本構想図を作成しました。また、今後も整備に向け、維持管理も含めて継続して地域とともに整備内容を検討していくこととなっています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

・用地の確保とともに、公園設置に対する地域の十分な理解を得ることが重要となります。
 ・借地公園の継続性と、相続発生時の買い取り希望に対する財源確保の必要性があります。
 ・整備後の公園の運営管理について、整備段階から地域との連携を図り安心安全の確保につなげていくことが必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

公園数は毎年確実に増加しています。市民1人当たり都市公園面積8.73㎡の目標に向け、今後も積極的な拡充を図っていきます。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成25年度より借地公園候補地の選定を積極的に進めていますが、今後も特に公園の空白地域を重点として、財政状況を見極めながら、住民参加を図りつつ、公園整備のさらなる推進を図っていきます。

担当課 公園緑地課

< 施策内容 >

「茅ヶ崎グランドプラン」に基づく茅ヶ崎漁港周辺の整備とともに、海岸一帯の整備が市民から望まれているため、湘南海岸公園については、神奈川県と協議を進め、整備を働きかけていきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	県への都市公園化についての要望 (湘南地域首長懇談会にて要望) (取り組みを進めるには至らず) (取り組みを進めるには至らず)		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	37,300,121 円 運営管理経費等	22,429,308 円 運営管理経費等	27,378,459 円 運営管理経費等

<施策内容を踏まえた中期実績>

湘南海岸公園の一部でもある、茅ヶ崎海岸グランドプラン関連の協議は神奈川県と継続的に行っていますが、湘南海岸公園自体の整備促進については、県に整備要望を伝えるにとどまっています。

一方で、茅ヶ崎海岸グランドプラン内に位置づけられた公園の整備内容の検討や柳島キャンプ場の運営管理、イベントデッキの一部管理を行うなど、市としての取り組みを推進しています。また、しおさい広場の県から市への管理移管について、庁内関係各課と連携しながら神奈川県との協議を進めています。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

- ・神奈川県現状計画では、湘南海岸公園の整備予定がないため、今後も継続して県と協議をしたとしても、可能性が低いことが想定されます。
- ・茅ヶ崎海岸グランドプランに基づく公園整備について、神奈川県事業実施予定との協議、調整に時間を要していません。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

柳島キャンプ場の運営管理やイベントデッキの管理等は順調に進んでいます。湘南海岸公園としての公園整備等における取り組みについては、関係機関等との協議、調整は進めているものの、具体的な実施には至っていません。

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

区域内の他事業の進捗状況を勘案しつつ、引き続き神奈川県に対し、公園整備の協議を行っていくとともに、茅ヶ崎海岸グランドプランに基づく公園整備の具体的な取り組みを今後も継続して進めていきます。また、本施策はみどりの基本計画における都市公園等の面積水準の目標に大きく関わるものであり、みどりの基本計画改定に向け、湘南海岸公園整備促進の方向性を整理します。

(10)公園・緑地の整備

41 県立茅ヶ崎里山公園の整備促進

一般施策

担当課 広域事業政策課

<施策内容>

県立茅ヶ崎里山公園は、レクリエーション拠点として重要であるとともに、自然環境保全上重要であるという認識のもと、全園供用開始に向けた整備を神奈川県に働きかけていきます。

<計画上施策の展開時期>

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	県・関係機関への全園供用開始に向けた要望 (市長会及び各政党等を通じた要望活動)		
	全面供用開始に向けた整備(県) (4筆の用地取得及び整備工事 (開園面積 19.8ha))		
事業費	35,000 円	15,000 円	11,000 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

<中期展開時期中(平成26年6月)>

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	県・関係機関への全面供用開始に向けた要望 (各政党を通じた要望活動)		
	全面供用開始に向けた整備(県) (7筆の用地取得及び整備工事)		公園の有効的な利活用やPR等 について関係団体等との協議、 調整
事業費	5,512 円	12,800 円	8,220 円 消耗品費

<施策内容を踏まえた中期実績>

各政党を通じて整備促進の要望活動を行い、全面供用開始に向けて、平成24年度には7筆の用地取得(4,968.93㎡)、平成25年度には2筆の用地取得(1,908.89㎡)を行い、畑の村や丘の村の整備工事が実施されました。公園は25年度末に全面供用開始となり、地元や関係団体等と公園の有効な利活用について協議、調整を行いました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

要望活動や関係機関との調整の結果、平成25年度末に殆どの整備は完了し、全面供用開始とすることができました。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今後も引き続き、北部の自然環境の保全を維持しつつ、公園の有効活用について関係機関と協議していくとともに、公園の外周道路の整備も進めていきます。

42 ビオトープの創出の推進

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

河川沿いなどの生態系ネットワークの形成を補完することが求められる地域に位置する公園などでは、生物多様性に配慮し、身近に自然とふれあうことが可能なビオトープの創出を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			事業所内 ビオトープ調 査・周知 (電源開発 株)
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○生態系ネットワークを如何に形成するかの基本な考え方を明確にすることが必要である。(NO.42)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・担当課としてどう取り組んで行くのか考え方を明確にしておくべきである。
 ・つなぐみどりとして重要な市街地の緑としての位置づけになっている。生物多様性、景観また低炭素まちづくり計画の推進にもかかわることなので、他課とも連携し推進を望む。(23及び42)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	円蔵中総合学習		
	ビオトープの調査		
	表土移植		ビオトープと生態系管理入門講座
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

- ・市内小中学校のビオトープについて調査を実施し、生物多様性の保全上校庭に池、草地、樹林地があることの重要性を伝えました。
- ・浜須賀中学校の校庭池や萩園中学校のビオトープなどにおいて、アズマヒキガエルの調査を行い、多数の幼生を確認しました。松浪小学校、浜須賀中学校でアズマヒキガエルの調査を行いました。
- ・市内の私有地13か所についてもビオトープ調査を行いました。
- ・平成26年度にはビオトープと生態系管理入門講座を全5回(のべ89名参加)実施し、ビオトープの普及啓発に努めました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

ビオトープの調査や総合学習の時間を通じて啓発を行いました。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

みどりの意識啓発・助言にエキスパート職員が対応できることを周知していきます。

担当課 下水道河川建設課

<施策内容>

千ノ川整備事業は、検討委員会を設立し、多自然型護岸整備や管理用通路の整備などの事業計画を立案し、事業を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費			

<審議会からの前期評価【(7)】>

B

A=施策に進捗がみ

□これまでに審議会からい

<前期評価時(平成25年1月)>

○千ノ川整備事業について、そのため、千ノ川について、
 ○今後は、用地取得のため、必要がある。(NO.43 (

【再掲】(No24)

も重要な施策である。(NO.43 ①) 策を講じるのかを検討

<中期展開時期中(平成26年)>

・26も含めみどりの基本計画の結果では理解できない。<する。>と併せ千ノ川をどう

の結果予定しない。」が、については引き続き検討(も関連)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	【再掲】(No24)		
事業費			

<施策内容を踏まえた中期実績>

	【再掲】(No24)		
--	-------------------	--	--

<市民との協働による中期実績>

	【再掲】(No24)		
--	-------------------	--	--

<施策内容を踏まえた中期課題>

	【再掲】(No24)		
--	-------------------	--	--

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み>

	【再掲】(No24)		
--	-------------------	--	--



A=極めて順調に進んでいる
 D=あまり進んでいない

進んでいる(60～74%),
 していない(0%)

<後期以降の考え方>

	【再掲】(No24)		
--	-------------------	--	--

44 親水護岸の整備

一般施策

担当課 下水道河川建設課

< 施策内容 >

河川護岸整備にあわせて市民が水辺に親しみ、自然とふれあえる場となる親水護岸の整備を進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 社会実験による 梅田橋下流右岸の 親水護岸を期間限定で開放 </div>		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○梅田橋下流右岸の親水護岸の整備は完了したが、安全性への不安が市民から出るなど、開放できない状態になっている。親水護岸の計画立案に際しての調査や、必要性を再検討する必要があると思われる。(NO.44)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・26も含めみどりの基本計画で優先施策ともされている施策であるが、「検討委員会の結果予定しない。」が結果では理解できない。<次年度以降の考え方>にある「管理用道路の植栽等については引き続き検討する。」と併せ千ノ川をどうするのか考えておくべきと思う。(24・43, 27・46, 44, 45も関連)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

取り組みはありませんでした。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

親水護岸整備としては、取り組みはありませんでした。

— A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

市街地を流れる千ノ川は幅員が狭く、安定的な流れを確保するためにはコンクリートタイプの護岸を用いて工事をする必要があり、「千ノ川整備実施計画」に基づき、治水を最優先として浸水対策を主眼としたコンクリート護岸による整備を進めることとなっており、親水護岸による整備は難しいのが現状です。親水護岸整備については、今後文化資料館の整備と併せて、駒寄川整備事業のなかで自然環境に配慮した親水護岸整備を行うか検討していきます。

45 散策路(管理用通路)の整備

一般施策

担当課 下水道河川建設課

<施策内容>

河川整備事業において、市民の散策路となるような管理用通路の確保と整備を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画策定	千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けた国・県との申請協議	千ノ川の総合流域防災計画について国の承認 飯島橋下流右岸約L=60m護岸改修 菱沼雨水幹線右岸の植栽等L=200m工事完了
事業費	0 円	0 円	0 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

<中期展開時期中(平成26年6月)>

・26も含めみどりの基本計画で優先施策ともされている施策であるが、「検討委員会の結果予定しない。」が結果では理解できない。<次年度以降の考え方>にある「管理用道路の植栽等については引き続き検討する。」と併せ千ノ川をどうするのか考えておくべきと思う。(24・43, 26, 44, 45も関連)
・千ノ川の管理用道路以外の緑化の方法の検討の進捗状況を書いてほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			菱沼雨水幹線右岸の植栽等L=212m工事完了
事業費	0 円	0 円	16,721,640 円 工事請負費

<施策内容を踏まえた中期実績>

平成26年度に、菱沼雨水幹線右岸の管理用通路整備工事に際して植栽帯を設けました(樹種ソメイヨシノ11本)。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

散策路等を緑化した場合、自治会会員の高齢化が進む中で、その緑地の維持管理をどのようにするか
 の整理が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

菱沼雨水幹線右岸の管理用通路整備工事を行い、芝生帯の敷設や桜の植栽など周辺環境に配慮しながら
 緑化を進めることができました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%),
 D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今後も、治水を最優先とした整備を進めながら、管理用通路の植栽など可能な形で緑化に配慮していきま
 す。管理通路以外の緑化については、治水を最優先としながら実施する手法があるか今後研究していきま
 す。

46 河川沿い緑化の推進

一般施策

担当課 広域事業政策課・景観みどり課

< 施策内容 >

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費			

< 審議会からの前期評価【(7)】 >

B

A=施策に進捗がみ

これまでに審議会からい

< 前期評価時(平成25年1月) >

○小出川沿いの緑化につい
への配慮、生物多様性への
(NO.46)

【再掲】(No27)

あわせて、周辺環境
が必要である。

< 中期展開時期中(平成26年) >

・26も含めみどりの基本計
結果では理解できない。<
する。』と併せ千ノ川をどう

の結果予定しない。」が
については引き続き検討
も関連)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	【再掲】(No27)		
事業費			

<施策内容を踏まえた中期実

	【再掲】(No27)		
--	-------------------	--	--

<市民との協働による中期実

	【再掲】(No27)		
--	-------------------	--	--

<施策内容を踏まえた中期課

	【再掲】(No27)		
--	-------------------	--	--

<担当課による中期(平成24

	【再掲】(No27)		
--	-------------------	--	--



A=極めて順調に進
 D=あまり進んでいな

進んでいる(60～74%),
 なし(0%)

<後期以降の考え方>

	【再掲】(No27)		
--	-------------------	--	--

47 下水道暗渠上部緑化の推進

担当課 下水道河川建設課

< 施策内容 >

土地利用条件などにより暗渠整備を行う際には、地域住民と協力し、上部の緑化を進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>暗渠整備の際の上部緑化</p> <p>〔 菱沼三丁目地内での 〕 〔 萩園雨水幹線の整備に係る 〕</p> <p>〔 雨水渠の上部整備完了 〕 〔 地元自治会協議 〕</p> </div>	
事業費	0 円	39,251,000 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

計画期間中に取組みはありません。

—

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

暗渠整備については地元との調整が必要であり、計画的に整備することは難しいのが現状です。土地利用条件などにより暗渠整備を行う際には、整備について地元自治会などと協議を行い、上部緑化を推進します。

(12)地区の緑化推進

48 緑化重点地区指定による緑化の推進

優先施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

緑化重点地区は、駅前など都市のシンボルとなる地区、特にみどりが少ない住宅地、緑化の必要性が高い地区などを重点的に緑化を推進すべき地区として位置づけ、都市公園の整備などその地区内で講じる緑化施策を定めるものです。本市では、茅ヶ崎駅周辺地域及び茅ヶ崎南東部地域を対象に緑化重点地区を指定し、市民・事業者・行政の協働により複合的な緑化推進施策を展開していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p>開発行為実施時において既存樹木の保全や緑化の協議</p> <p>(仮称)中海岸・共恵地区地域集会施設及び 保育園複合施設</p> <p>〔 汐見台小学校 〕</p>		
			<p>茅ヶ崎駅北口ペDESTRIAN デッキ植栽リニューアル (1,172株)</p>
事業費	0 円	0 円	258,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○緑化重点地区の緑化の推進については、みどりの基本計画の施策の具現化を図るための展開にあたって、景観みどり課は、関連事業間の調整や行政、事業者、市民の協働を進める中心的役割を果たし、市内の緑化の先進的モデル地区としての整備を積極的に進める必要がある。(NO.48)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・みどりの基本計画における緑化重点地区計画を如何に具体化していくのか。まず何から取り組むのかスケジュールを明確に示すべきである。(48・52も関連)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

緑化重点地区における生け垣の築造・保全制度や保存樹林・保存樹木の助成金の優遇措置を検討したが、具体的な制度の見直しには至っていません。

<市民との協働による中期実績>

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに関わる部分については、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

緑化重点地区において、具体的な制度が創設されていません。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

緑化重点地区における生け垣の築造・保全制度や保存樹林・保存樹木の助成金の優遇措置をを検討にとどまり、具体的な制度の見直しには至っていません。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しにあわせて、検討していく必要があります。

(12)地区の緑化推進

49 香川駅周辺緑化の推進

一般施策

担当課 拠点整備課

<施策内容>

香川駅周辺地区まちづくり整備にともない、駅前広場の緑化や建物緑化などの緑化を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		<p style="text-align: center;">香川駅周辺地区緑化推進</p> <p style="text-align: center;">(まちづくり検討会立ち上げ) } (まちづくり検討会の分科会における 緑に関連した意見交換)</p>	<p style="text-align: center;">香川駅自転車駐車場の 整備に伴う緑地整備</p> <p style="text-align: center;">(約130㎡)</p>
事業費	0 円	28,359,000 円	135,009,000 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○香川駅周辺緑化の推進については、まちづくり検討会を立ち上げ、積極的な検討が始まったことは評価できる。(NO.49)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	香川駅周辺まちづくり検討会の開催 (事業者、自治会関係者、地権者)		
	暫定駅前広場用地確保		香川駅西口駅前広場の整備 (緑地面積:200㎡)
事業費	123,624,008 円 委託料、公有財産購入費等	25,783,755 円 委託料、公有財産購入費等	5,013,560 円 委託料、公有財産購入費、工事費等

<施策内容を踏まえた中期実績>

平成26年度において、駅前広場用地が確保できたため、香川駅西口駅前広場を整備し、新たに約200㎡の緑地を設けました。

<市民との協働による中期実績>

市民・事業者・市で構成される香川駅周辺まちづくり検討会を継続開催し、「香川駅周辺地区まちづくり整備計画」の目標実現化に向けて先行整備街区の設定や短期・長期両面からのまちづくり等について検討を重ね、「香川駅周辺まちづくりの提案」を取りまとめました。この中で公園・緑地の課題として、「身近な憩いの場所として公園・緑地の確保」が挙げられています。平成26年度には、前年度に取りまとめられた「香川駅周辺まちづくりの提案」を踏まえ、課題解決および長期的な進展を見据えた活動検討会を開催しました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

整備のタイミングを見据え、緑地の確保も併せて検討するが、用地の確保等長期的な視点で行うことが必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

駅前広場を整備するとともに、整備に併せ新たに緑地を整備しました。また、継続的にまちづくり検討会を開催し、地域住民と意見交換を行い香川駅周辺整備を進めました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成26年度に香川駅西口駅前広場を整備したため、後期以降新たな整備を行う予定はなく、緑地の整備については困難です。ただし、まちづくり検討会は継続して実施し、長期的な整備として東口も含め、緑地の創出も検討していく予定です。

50 辻堂駅西口周辺整備事業との連携

担当課 拠点整備課

<施策内容>

辻堂駅西口周辺整備事業においては、辻堂駅西口を基点とした街路整備にあわせて、ポケットパークなどの緑化を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p>ポケットパークなどの緑化推進</p> <p>(UR都市再生機構と協議し、ツリーサークル及び樹木を設置) (ポケットパーク224.09㎡ 赤松町) (対象なし)</p>		
事業費	17,109,000 円	2,061,000 円	0 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○辻堂駅西口周辺整備事業の進捗に対応し、みどりを創出する取り組みが望まれる。(NO.50)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	6,947,934 円 負担金、消耗品費	70,998 円 消耗品費	18,581,000 円 委託料、消耗品費

<施策内容を踏まえた中期実績>

・駅改良事業及び西口南側道路整備事業は、予定どおり平成24年度内に事業が完了しました。
 ・商業者勉強会については、当初より期間が延びたものの、意見を取りまとめ、業務が完了しました。
 ・まちづくり勉強会にて、地元自治会を中心に意見交換を行い、整備計画の改訂を実施しました。また小和田地区を対象にまちづくり勉強会及びまちあるきを開催し、地区で抱える課題の洗い出しを行いました。

<市民との協働による中期実績>

赤松町地区や小和田地区等、地元住民との意見交換会やまちあるきを開催し、地元自治会との意見交換を行った中で、地区の課題の整理を行っています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

小和田地区の勉強会で取りまとめた課題を今後、まちづくりの計画として取りまとめていく必要があります。また、赤松町地区の土地区画整理事業にて整備される公共用地についての検討を実施していきます。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

・駅改良事業及び西口南側整備事業が完了しました。
 ・今後のまちづくりについて、継続的に地元自治会を中心に勉強会を実施し、課題の整理を行いました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

赤松町地区の土地区画整理事業における公共用地の整備、活用方法等の検討を地元自治会を中心に協議していく必要があります。

(12)地区の緑化推進

51 浜見平地区における緑化の推進

一般施策

担当課 拠点整備課

<施策内容>

浜見平地区まちづくり計画及び都市デザインガイドラインの規定により、より多くの環境空地率を確保できるように、既存樹木の移植やみどりの継承、創出を図ります。

<計画上施策の展開時期>

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	松尾川暗渠化工事(緑道) (緑道化工事287m施工)		
	浜見平団地建替事業(UR)の第1期工区緑化誘導 (緑化率、質の配慮)		
事業費	34,279,000 円	159,203,000 円	159,445,000 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○浜見平地区における緑化の推進については、「浜見平まちづくり計画」等に基づき着実に緑化が進められていることは評価できる。(N0.51)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	松尾川暗渠化工事(緑道)		
	浜見平団地建替(UR)の第Ⅰ期工区緑化指導 (緑化率、質の配慮)		浜見平団地建替事業(UR)の第Ⅱ期工区緑化誘導 (緑化率、質の配慮)
事業費	23,323,650 円 工事請負費	42,483,000 円 工事請負費	60,920,640 円 工事請負費

<施策内容を踏まえた中期実績>

・松尾川雨水幹線内の整備については、鉄砲道以南229mを含む総延長871mのうち、累計407m(せせらぎ121m含む)の暗渠化工事また、緑道化工事を行いました。
 (24年度 130m暗渠化。25年度 121m緑道化。26年度 229m暗渠化。)
 ・松尾川雨水幹線内の整備については各年を通じて、地元自治会と継続した協議を行いながら工事を行っています。

<市民との協働による中期実績>

せせらぎ整備については、地元自治会と13回の協議を重ね、報告・調整を行いながら実施しました。地元自治会の要望を踏まえたなかでせせらぎ水路の整備方針を決定し、整備を進めました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

松尾川雨水幹線内の鉄砲道以南の一部229mについては、隣接街区(A-2街区)の共用開始に合わせ、統一された空間となるよう景観に係る調整を行い整備をする必要があります。また、緑化については、水路蓋掛け上部の土被りが少ないため、プランター等の活用を検討します。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

地元自治会と協議を行い松尾川雨水幹線の暗渠化及び緑道化の整備を行いました。また、一部区間においては地元からの要望によりせせらぎ水路を整備し平成26年8月に通水式を行いました。

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

浜見平地区における緑化の推進については、UR都市機構による浜見平団地の建替え事業に合わせつつ、地元自治会との調整を図りながら、松尾川の上部緑道化工事、左富士通りの道路整備工事及び鉄砲道の電線類地中化工事を推進していきます。

(12)地区の緑化推進

52 茅ヶ崎駅周辺の緑化推進・充実

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

商店街や地域住民・行政の協働によりプランターや樹木コンテナの設置、花壇管理などの緑化推進・充実に協力します。また、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区では、景観計画の「景観形成基準」に適合した緑化推進を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市民団体との協力による緑化推進方策の検討 (茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区)		茅ヶ崎駅北口ペデストリアンデッキ植栽リニューアル (1,172株)
	景観計画の「景観形成基準」に適合した緑化推進の誘導 (2件) (5件) (1件)		
	街路樹の植樹 (市道1675号線〔景観重要道路〕) (3本)		街路樹の植樹 (市道1675号線〔景観重要道路〕) (1本)
事業費	1,438,000 円	0 円	258,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・みどりの基本計画における緑化重点地区計画を如何に具体化していくのか。まず何から取り組むのかスケジュールを明確に示すべきである。(48・52も関連)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	5,109,000 円 地域商店会販売促進事業補助金	5,053,000 円 地域商店会販売促進事業補助金	4,918,000 円 地域商店会販売促進事業補助金

<施策内容を踏まえた中期実績>

・平成23年度にリニューアルした駅北口のペDESTリアンデッキの植栽について、茅ヶ崎市緑化協会と管理内容を協議し、個別の委託として適正な維持管理を行っていくこととしました。
 ・茅ヶ崎駅北口特別計画まちづくり地区において10件(24年度3件、25年度5件、26年度2件)の届出があり、景観計画の「景観形成基準」に適合するように景観誘導を図った。また、公共施設計画案件については、景観まちづくりアドバイザーを活用した指導、誘導を行いました。

<市民との協働による中期実績>

地域商店会販売促進事業補助金対象21商店会のうち茅ヶ崎駅周辺で活動している団体(24年度3団体、25年度2団体、26年度2団体)が自主的に販売促進事業として、季節に応じた鉢物の設置や花壇への植え替えを行っています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

・良好な環境保持のためには、景観法による誘導だけでなく、地域の皆様に維持管理等に継続的に関わっていただくことが必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

・景観法に基づく届出について、審査及び景観誘導を粛々と行っており、事業者が行う緑化推進事業への支援を行っています。また、地域による活動を支援しています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・引き続き景観法に基づく指導を行うとともに、地域による活動を支援します。

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

緑化地域制度は、みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の敷地における建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を条例により義務づける制度で、これにより効果的に緑を創出することが可能となります。本市では、緑化重点地区や特にみどりの減少が著しい地域から段階的に緑化地域の指定を検討し、緑化推進を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○緑化地域制度については、後期に実施することとなっているが、制度の検討や枠組みについて着手を始めるべきである。(NO.53)

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.56)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

取り組みはありませんでした。

— A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成25年度より、施策NO2、3、13、16、17、30、31、48、52、53、54、55、56、57、62、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、制度を創設するかどうかも含めてみどりの保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせて検討を行います。

(13)民有地緑化の推進

54 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し

優先施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」では、3,000㎡以上の開発行為において公園の設置を定めています。また、一定規模以上の共同住宅などを建築する目的で行う特定開発事業において敷地面積の15%以上(近隣商業地域及び商業地域は10%以上)の植栽地を設置することし、緑化推進を図ってきました。今後は、特定開発事業に伴う公園及び緑化の質の向上を目指し、接道部の緑化や既存樹木の利活用など良好なみどりのまち並みを形成するうえで重要となる取り組みを積極的に誘導するなど、条例の内容を見直します。また、開発事業完了後も緑地が適正に管理されているか確認できる体制づくりを検討します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	条例内容における他市町村の事例収集及び研究	条例改正及び緑化ガイドライン作成を見据えた他市町村の事例収集及び研究	
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○本条例の見直しについては、他市町村の事例研究は進めているが、どのような点が茅ヶ崎市における改正のポイントになるのかが示されておらず、素案づくりが進んでいない。緑化対象・緑化率・緑化基準なども含めて検討し、条例化に向けて進める必要がある。(NO.54)

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.57)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	緑化基準の検討(対象範囲、植栽基準等の事例整理)	緑化基準及び新たな緑地保全制度の検討	緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについて各保全・再生・創出施策を検討
事業費	5,000,000 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

緑化基準については、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しの中で緑化基準の見直しに合わせて検討を行っています。なお、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについては、茅ヶ崎市みどり審議会及び環境審議会において、ご議論を頂き条例の骨格の検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

緑化基準については、緑地を設けることが難しい敷地も存在し、事業者の理解や開発部局との調整が必要であり、現実的に可能となる基準をつくる必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

他市事例の調査研究を行い、条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討を行いました。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成25年度より、施策NO2、3、13、16、17、30、31、48、52、53、54、55、56、57、62、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、制度を創設するかどうかも含めてみどりの保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。また、緑化基準については、事業者への説明や行政の開発審査部局も含めた検討を行う必要があります。

(13)民有地緑化の推進

55 駐車場緑化の基準づくり

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

みどり豊かなまちづくりを推進するため、駐車場を対象として、一定の面積以上の緑化や接道部の緑化を義務づける制度創設に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例調査		緑化ガイドラインとの関連を整理し、基準内容の検討を実施
事業費	0 円	0 円	5,000,000 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.58)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

・条例の検討と併せて、駐車場緑化の制度創設の具体的な考え方を示す必要がある。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	5,000,000 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

駐車場緑化の基準づくりについては他自治体の緑化計算方法や植栽基準、事例整理など有効な緑化手法について情報の収集に努めました。また、駐車場緑化については、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しの中で緑化基準の見直しに合わせて検討を行っています。なお、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについては、茅ヶ崎市みどり審議会及び環境審議会において、ご議論を頂き条例の骨格の検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例を見直しに関しては、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

駐車場緑化については、他市事例を研究した結果、駐車場緑化後の維持管理が難しく、枯れてしまう事例が多数あります。制度を創設するかどうかも含めて、条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

他市事例の調査研究を行い、制度を創設するかどうかも含めて条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討を行いました。

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成25年度より、施策NO2、3、13、16、17、30、31、48、52、53、54、55、56、57、62、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、制度を創設するかどうかも含めてみどりの保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。また、緑化基準については、事業者への説明や行政の開発審査部局も含めた検討を行う必要があります。

(13)民有地緑化の推進

56 ランドスケープコードガイドラインの作成

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

戸建住宅やマンション緑化、駐車場緑化などにおける緑化ガイドラインの作成に取り組みます。ガイドラインでは、既存樹木の保全や接道部の緑化などのみどりのまち並み景観を形成するうえで重要となる事項や緑地の永続性を担保する適切な土壌基盤をイラストなどによりまとめ、市民や事業者に広く配布・PRして民有地緑化による景観向上を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例調査		緑化ガイドライン内容の検討
事業費	0 円	0 円	5,000,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○ランドスケープコードガイドラインという表現は、一般的でなく、市民に意図が伝わりづらい。まちなみ景観条例を志向した景観コードなのか、緑化ガイドラインなのか、概念規定を再検討する必要がある。(NO.56)

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.59)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・条例の検討と併せて、駐車場緑化の制度創設の具体的な考え方を示す必要がある。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	5,000,000 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

緑化基準の設定については他自治体の緑化計算方法や植栽基準、駐車場における緑化の事例整理など有効な緑化手法について情報の収集に努めました。戸建て住宅やマンション緑化、駐車場緑化については、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しの中で緑化基準の見直しに合わせて検討を行っています。なお、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについては、茅ヶ崎市みどり審議会及び環境審議会において、ご議論を頂き条例の骨格の検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例を見直しに関しては、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

他市事例の調査研究を行い、制度を創設するかどうかも含めて条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討を行いました。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成25年度より、施策NO2、3、13、16、17、30、31、48、52、53、54、55、56、57、62、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、制度を創設するかどうかも含めてみどりの保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。また、緑化基準については、事業者への説明や行政の開発審査部局も含めた検討を行う必要があります。

(13)民有地緑化の推進

57 屋上・壁面緑化助成金制度の創設

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

市街化が進み住宅が密集した地域を対象に、一定規模の屋上・壁面緑化事業に対して費用の一部を助成する制度の創設に取り組みます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.60)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

平成25年度・26年度に他市の事例を調査・研究を行いました。また、屋上緑化、壁面緑化制度については、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しの中で緑化基準の見直しに合わせて検討を行っています。なお、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについては、茅ヶ崎市みどり審議会及び環境審議会において、ご議論を頂き条例の骨格の検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例を見直しに関しては、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

創設するかどうかも含めて条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

他市事例の調査研究を行い、制度を創設するかどうかも含めて条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討を行いました。

E A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成25年度より、施策NO2、3、13、16、17、30、31、48、52、53、54、55、56、57、62、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、制度を創設するかどうかも含めてみどりの保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせた緑化基準の見直しの中で検討していきます。また、緑化基準については、事業者への説明や行政の開発審査部局も含めた検討を行う必要があります。

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

緑化施設整備計画認定制度は、一定規模の民間の建築物の敷地の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。緑化施設整備計画認定制度が適用可能な地域は、みどりの基本計画で緑化重点地区に定められた地域または緑化地域で、敷地面積に対する緑化施設の割合が20%以上の場合です。本市では制度の運用に向けて緑化重点地区、緑化地域の指定に取り組みます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例の調査・研究		固定資産税の優遇措置がなくなったため、計画への位置づけの再考
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○緑化施設整備計画認定制度については、特例措置が今後発生する可能性があるのかどうかを予測して、今後の計画への組み込みを検討する必要がある。(NO.58)

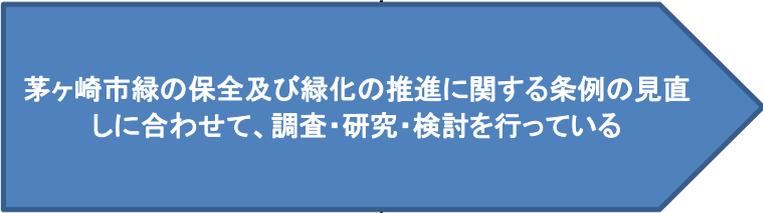
○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.61)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせて、調査・研究・検討を行いました。

<市民との協働による中期実績>

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例を見直しに関しては、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

国による税制優遇の期間が終了したため、活用のメリットがなくなっています。平成25年度からは、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせ、緑化基準の検討の項目のひとつとして、検討を行いました。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせ、緑化基準の検討の項目のひとつとして、検討を行います。

(13)民有地緑化の推進

59 記念樹配布事業の実施

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

人生の思い出となる、住宅の新築などの記念に対して、記念樹を配布する事業に取り組みます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	要綱制定		
	(583名) (10種から選択)	記念樹配布 (591名) (10種から選択)	(600名、引き取り日を3日設定) (15種から選択)
		記念樹配布者へのアンケート調査実施 (樹種、自然環境)	
事業費	1,035,000 円	1,049,000 円	438,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

- 記念樹の配布については、配布需要が少ないままにとどまっているが、アンケート等により市民の記念樹へのニーズや適切な広報のタイミングなどを再検討する必要がある。(NO.59)
- 民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。
- 駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.62)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)
- 接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	記念樹配布		
		効果検証のためのアンケート	
事業費	442,765 円	593,891 円	524,995 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

継続して事業を実施できています。申請率、配布率は横ばいではありますが、各年一定の樹木を配布しています。平成25年に実施した効果検証のためのアンケートでは、8割が配布された樹木が順調に育っていると回答しており、一定の効果があつたことがうかがえます。

《実績値》

平成24年度 配布者 667名(対象者1,142名中)
 平成25年度 配布者 620名(対象者1,096名中)
 平成26年度 配布者 616名(対象者1,141名中)

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

より配布率が上がるよう、配布の方法を検討する必要があります。また生物多様性に配慮した樹種を増やす必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

申請率、配布率は横ばいであるが、各年一定の樹木を配布することができています。平成25年に実施した効果検証のためのアンケート(対象者2421、回答数1226)では、8割が配布された樹木が順調に育っていると回答し、9割以上が記念樹配布事業は良かったと回答しています。一定の効果があつたことがうかがえます。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

より配布率が上がるよう、配布の方法を検討する必要があります。また生物多様性に配慮した樹種を増やしていきます。

(13)民有地緑化の推進

60 グリーンバンク制度の創設

一般施策

担当課 景観みどり課/公園緑地課

<施策内容>

引越しなどの際に不要となった樹木を市が引き取り、公共施設である学校・公園などで活用する今までの取り組みに加えて、樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけるグリーンバンク制度の創設に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	堤樹木センターを活用したグリーンバンク制度の実施		
	〔 引き取り〔5件・35本〕 配布〔8件15本〕 〕	〔 引き取り〔25件・288本〕 配布〔20件63本〕 〕	〔 引き取り〔14件・182本〕 配布〔36件112本〕 〕
		広報紙等による周知	
事業費	145,000 円	786,000 円	0 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.63)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	樹木の引受及び配布の受付		
	堤樹木センターの維持管理		
事業費	99,330 円 委託料	397,656 円 委託料	147,960 円 委託料

<施策内容を踏まえた中期実績>

毎年継続して制度の活用が図られています。

《グリーンバンク制度 実績》

平成24年度 29件79本(配布) 5件44本
 平成25年度 15件44本(配布) 4件50本
 平成26年度 10件40本(配布) 2件50本

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

制度をさらに周知することによる実績の拡大と、引取りがなく成長しつつある樹木の活用等について検討が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

実績は少ないものの、毎年不要樹木の受入、引取りは継続的にあり、活用が図られています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今後も継続して事業の拡大を図るとともに、不要樹木や樹木センターの活用策等についての検討を行います。

担当課 都市計画課

<施策内容>

低層住居専用地域の良好な都市環境の保全を図るために、敷地の細分化を抑制することを目的とした敷地面積最低限度の指定に向けて検討を行い、まちのみどりの保全、創出を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

<平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	都市計画決定に向けた調整 (神奈川県との事前協議)		
		意見交換会 素案の作成 パプコメ の実施	素案の 説明会 原案の 作成 原案 申出 決定 1/30 告示:2/10
事業費	6,780,000 円	2,658,000 円	3,477,000 円

<審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価>

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□これまでに審議会からいただいたご意見

<前期評価時(平成25年1月)>

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.64)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

<中期展開時期中(平成26年6月)>

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	都市計画の永久縦覧		
	敷地面積最低限度指定の内容周知・開発等事前相談		
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

敷地の細分化の抑制し良好な住環境の形成に資するため、第一種低層住居専用地域(555ha)、第二種低層住居専用地域(5.3ha)に、敷地面積の最低限度指定(125㎡・100㎡)の導入(平成24年2月10日)を行った。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

【平成23年度に実施済み】

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

【平成23年度に実施済み】

A

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

【平成23年度に実施済み】

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

一定の要件を満たす生垣の所有者に対し、保全費の助成を継続的に行っていくとともに、制度の普及を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	生け垣所有者への保全費助成 (906件、延長17,610m) (892件、延長17,717m) (917件、延長17,783m)		
	生け垣築造工事への助成 (11件、延長124m) (8件、延長228m)		
	広報紙等での周知		
事業費	5,815,000 円	7,225,000 円	7,566,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.65)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	生け垣築造・保全に関する助成		
	現地調査		
事業費	6,829,610 円	6,835,480 円	6,510,700 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

保全生け垣の数はほぼ横ばいですが、築造は新規指定は各年行っています。また、広報紙等を通じて制度のPRを行いました。

《保全生け垣 指定実績》	《生け垣築造 実績》
平成24年度 908件(17,674m)	7件(112.70㎡)
平成25年度 921件(17,830m)	7件(86.3㎡)
平成26年度 912件(17,711m)	4件(73.6㎡)

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

市民への更なる周知啓発が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

保全生け垣の数はほぼ横ばいであるが、築造は新規指定は各年行い、継続して助成を行うことができます。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

沿道景観形成事業と併せ、一部見直しも含め、事業を推進します。

63 社寺などのみどりの保全

担当課 景観みどり課（社会教育課）

< 施策内容 >

市民ボランティアによる社寺林の実態調査を進め、社寺などのみどりを文化財や景観重要樹木、保存樹木などとして指定することで保全を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	指定候補樹木候補の抽出 <small>(市民の樹木写真を投票等実施)</small> 景観重要樹木の指定 <small>(社寺2件)</small> ちがさき景観資源の指定 <small>(社寺1件)</small>	景観重要樹木候補の抽出 <small>(市民の樹木写真を投票等実施)</small> 標示版の設置 (2件) 維持管理費の補助 (1件)	景観重要樹木の周知 <small>(市民団体との協働で市民講座2回実施)</small> ちがさき景観資源の指定 <small>(社寺1件)</small>
事業費	0 円	32,000 円	214,000 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○社寺のみどりについては、調査が進み記録が公開されていることは評価できる。社寺のみどりは、市内におけるみどりの拠点であり、「ジーンバンク」※の役割を果たすことから、保全と市民への広報等の活用を進めることが望ましい。(NO.63)

※ジーンバンク: 遺伝子資源を保存するための施設

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.66)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	資源の周知・啓発		
	資源の維持管理に対するサポート体制の協議		
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

みどりフェア等のイベントの際に景観重要樹木等の周知を行いました。また、他資源(文化財等)を所管している関係課とサポート体制について協議を行いました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

指定された樹木の継続的な周知が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

景観重要樹木やちがさき景観資源については、継続した指定と周知ができています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き景観重要樹木等の指定を継続し、新規指定にむけても調査を行っていきます。
 平成27年より市内の関東の富士見百景4か所について、ちがさき景観資源の指定に向け各種手続き等を進めていきます。

(13)民有地緑化の推進

63 社寺などのみどりの保全

一般施策

担当課 (景観みどり課) 社会教育課

< 施策内容 >

市民ボランティアによる社寺林の実態調査を進め、社寺などのみどりを文化財や景観重要樹木、保存樹木などとして指定することで保全を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	社叢林調査(市民と) (特別展開催) (文化資料館調査研究報告20)		長谷(旧女子美跡)の動植物の分布調査(市民と) 鶴嶺八幡社参道の松並木の保全
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(7)公共施設緑化・整備の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○社寺のみどりについては、調査が進み記録が公開されていることは評価できる。社寺のみどりは、市内におけるみどりの拠点であり、「ジーンバンク」※の役割を果たすことから、保全と市民への広報等の活用を進めることが望ましい。(NO.63)

※ジーンバンク: 遺伝子資源を保存するための施設

○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。

駐車場緑化の基準づくり(No.55)とランドスケープコードガイドライン(No.67)は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。(施策の方針全体)

○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	文化財パトロール		
		樹木医診断実施 樹勢回復工事	
事業費	0 円	394,700 円 <small>保存修理等補助金、文化財保護管理経費委託料 等</small>	1,109,658 円 <small>保存修理等補助金、文化財保護管理経費委託料 等</small>

<施策内容を踏まえた中期実績>

各年を通じて、文化財パトロールを複数回実施し、状況確認を行いました。
 市指定天然記念物である「藤間家のキャラボク」については樹木診断を2回実施し、樹勢回復のための工事を施しました。「成瀬家のモッコク」についても樹木診断を2回実施し、樹勢回復のための工事を実施しました。「鶴嶺八幡社の松並木」について、開発に伴う伐採の相談があったが、交渉により設計変更と、微小の枝払いで対応することができました。「腰掛神社の樹叢」について、H24年度の大雪により枝折れが発生したため、保存のための処置を施しました。県指定天然記念物「浄見寺の寺林」についても保存修理事業を行いました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

天然記念物の生育に係る環境は、都市開発化等により悪化の一途をたどっています。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

パトロールと調査による樹勢の状況把握し、状況に応じて樹勢回復工事等の対策に努めていますが、環境の悪化に追いついていません。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

状況把握のための調査と調査結果に基づく保存措置のための予算増加を図ります。

(14)基本計画の推進

64 茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し 優先施策(3の再掲)

担当課 景観みどり課

<施策内容>

「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」にみどりの基本計画を位置づけ、計画の実効性を高めていくために、緑化重点地区などの施策に関する事項も条例に位置づけます。また、保存樹林制度を見直すとともに新たな緑地保全の制度の設立に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	【再掲】(No3)		
事業費			

<審議会からの前期評価【(1

C A=施策に進捗がみ

□これまでに審議会からいか

<前期評価時(平成25年1月

○本条例については、見直し
みどり施策の核となる「みどり
であり、改正すべき課題を整理
が望まれる。(NO.64)

行われているが、市の
の位置づけは不可欠
業を早急に進めること

<中期展開時期中(平成26年

--

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	【再掲】(No3)		
事業費			

<施策内容を踏まえた中期実

--	--	--

<市民との協働による中期実

--	--	--

<施策内容を踏まえた中期課

--	--	--

<担当課による中期(平成24

--	--	--



A=極めて順調に進
 D=あまり進んでいな

進んでいる(60～74%),
 なし(0%)

<後期以降の考え方>

--

(15)協力体制の構築

65 (仮称)みどり審議会の設置・運営

優先施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

みどりの保全・再生・創出を協働のもとに推進するために、市民、関係団体、学識経験者などから構成される(仮称)みどり審議会を設置します。(仮称)みどり審議会では、みどりの基本計画を実現化するための優先的に実施する施策などの進捗状況を審議し、計画の実効性を高めていきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	みどり審議会設置にかかる 庁内調整、条例案作成	みどり審議会の開催 (3回) (3回)	
事業費	0 円	327,000 円	462,000 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○ 審議会の位置づけや役割が曖昧である。報告の承認機関となっており、他課が管轄するみどり関連事業に関して、事前にあるべき審議事項の相談がないことが多い。他の審議会と連携を図り、みどりに関する審議機関として活用してほしい。(NO.65)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	みどり審議会の開催		
	作業部会		
事業費	675,452 円	456,725 円	553,840 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

審議会については順調に開催しています。平成24年度には平成21年度から23年度までの実績を前期報告書としてまとめることを主眼とし、みどり審議会へ諮問を行いました。平成25年度には、みどり審議会の答申を受けたみどりの基本計画前期報告書のとりまとめや茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しを検討しました。平成26年度は引き続き茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しの検討を行うとともに、赤羽根字十三区特別緑地保全地区指定・みどりの基本計画の進行管理について審議しました。

《審議会開催実績》

平成24年 5回(作業部会2回含まず)
 平成25年 5回
 平成26年 4回

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

平成27年度に茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しの検討やみどりの基本計画の中期評価に協議時間を要することが予想されるため、報告事項の取り扱いを検討する必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

審議会の開催については、概ね順調に進んでいます。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

みどりの基本計画の進行管理やその他の課題に応じて引き続き審議会を開催します。

(15)協力体制の構築

66 みどりの里親制度の充実・普及

優先施策

担当課 公園緑地課

< 施策内容 >

みどりの里親制度は、公園や緑地などにおいて活動場所を選定し、草花の植付けなどを行うことができる制度となっていますが、公園の緑化推進を図るため、ボランティア活動に関する様々な支援を検討し、制度の見直しを進め、市民へのPRなどを充実していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	緑の里親ボランティア制度PR (2回) (2回)		緑の里親制度普及促進事業 (行政提案型協働推進事業)
	緑の里親ボランティアによる草花の植え付けや除草、清掃活動 (登録者約420名) (登録者約480名) (登録者約490名)		
事業費	5,000 円	2,000 円	619,000 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○里親制度については、地道ではあるが里親の増加が図られており、市民のみどりと関わりの機会づくりに結び付いていると言える。平成23年度の課題に「公園愛護会制度」の導入がうたわれているが、この制度と「みどりの里親制度」との関わりを具体的にする必要はある。(NO.66)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	緑の里親ボランティアによる草花の植え付けや除草、清掃活動		
	緑の里親研修会		公園愛護会要綱制定
			自治会連合会説明会
			愛護会登録受付
事業費	133,243 円 消耗品費	107,809 円 消耗品費	339,205 円 報償費、消耗品費

<施策内容を踏まえた中期実績>

各種イベントでの里親活動のPR及びボランティア研修会を毎年実施しています。
 新たな制度として「公園愛護会制度」を立ち上げ、要綱を9月に制定しました、10月より各地区自治会連合会へ制度概要の説明と登録の働き掛けを行い、年度末までに21カ所の公園で登録がありました。
 《里山ボランティア登録実績》
 平成24年度 98か所で599名(個人、団体含む)
 平成25年度 91か所で596名(個人、団体含む)
 平成26年度 98か所で608名(個人、団体含む)

<市民との協働による中期実績>

事業自体が協働となるもので、公園愛護会制度の拡充を図っていきたいと考えています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

みどりの里親ボランティアは公園愛護会制度への移行を考えておりますが、これまで長年里親ボランティアとして、個人で活動してきていただいている方々のご理解をどこまで得られるかが今後の課題です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

施策としては順調に推移してきています。今後更に公園愛護会制度へ移行し、拡充を図っていくことが必要です。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

既存のみどりの里親ボランティアの取り込みを含め、公園愛護会制度の拡充と、登録団体との協議に基づく更なる制度の充実により、地域の見守りによる安全、安心の確保、美化促進、緑化推進に繋がるよう、見直しを図っていきます。

(15)協力体制の構築

67 里山ボランティア団体の育成

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

特別緑地保全地区などの維持管理などに市民や事業者が積極的に参加することができるように、里山ボランティア育成講座などを開催し、里山ボランティアの組織化を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p>先進事例の調査</p>	<p>今後の制度活用の検討 (生物多様性保全活動促進法)</p>	<p>特別緑地保全地区の視察 〔川崎市 黒川よこみね〕</p>
事業費	0 円	0 円	0 円
	ボランティア養成研究 (藤沢市ピオトープ管理者養成講座)		

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○里親ボランティア団体の育成については、環境基本計画の目標にある組織につなげていけるようにすることが望まれる。(NO.67)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	<p>大学との共催講座の開催 「保安全管理の推進・人材の確保について」考える機会を作った。年度に2回実施</p>	<p>条例の見直しと共に、管理団体の制度付けの中で協議検討を行った。 清水谷・平太夫新田において保全活動について広報誌に掲載し周知を行った。 自然環境評価調査員要請講座を実施</p>	
事業費	0 円	0 円	0 円

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

・24年度には、文教大学との共催講座「地域の問題解決」にて、保安全管理の推進に向けての人材の確保や「自然環境の保全とは何か」について学生・市民とともに考える機会としました。(2回)。
 ・各年を通じて、自然環境評価再調査の準備ため、調査員養成講座を実施し、人材の育成を行いました。
 ・市民団体の実施する観察会や保全活動については広報紙にて参加者を募り、支援を行いました。
 また、平成25年度より施策NO2、3、16、17、30、31、48、54、55、56、57、64、65、67、74を包括する条例の制定を目指すこととし、市民団体への支援についてもあわせて検討します。

＜市民との協働による中期実績＞

清水谷・平太夫新田においては、「清水谷を愛する会」や「相模川の河畔林を育てる会」等の活動団体主催の保全活動を広報紙に掲載し、支援を行いました。
 また、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例を見直しに関しては、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に情報を提供し、意見交換を行いました。

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

・広報活動を積極的に行いより多くの市民に、保全活動に参加を促す必要があります。

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

広報による周知や自然環境評価調査員の育成は行っていますが、今後積極的な取り組みが必要です。緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しにあわせて検討する必要があります。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上)、B=概ね順調に進んでいる(75～89%)、C=ある程度進んでいる(60～74%)、D=あまり進んでいない(40～59%)、E=今後、積極的な取り組みが必要(39%以下)、—=取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しにあわせて検討します。

(15)協力体制の構築

68 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

神奈川県「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」は、市町村長からの申出などにより、知事が土地所有者などや地域住民の主体的な活動により里地里山の保全などが図られると認められる地域を「里地里山保全等地域」として選定します。その地域内において活動団体と土地所有者などが「里地里山活動協定」を締結し、その協定を神奈川県が認定することにより、神奈川県は活動団体に対し、活動が継続的に行えるように支援します。本市では、里地里山の自然環境を保全する活動団体などに対し、申請に向けて支援し、活動団体などと土地所有者の良好な関係のもとに里地里山の保全管理が実施できるように条例の活用に取り組めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

—

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今のところ取組みがないが、候補となる団体が生じた場合、積極的な認定への支援を行います。

(15)協力体制の構築

69 事業者参加の充実

一般施策

担当課 産業振興課

< 施策内容 >

工場や商店などの事業者による工場敷地の緑化や、商店街などでのみどりの創出の取り組みを推進するため、事業者が積極的にみどりの創出事業などに参加できるよう連携を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p style="text-align: center;">茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会との連携</p> <p>(工場等の敷地緑化の推進) (工場等敷地緑化の推進) [工場等敷地緑化の推進 会員によるみどりの対話集会発表]</p>		
	<p style="text-align: right;">事業所内ピオトープ 調査・周知 (電源開発(株))</p>		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○平成23年度の年次報告にあるように、工場や事業者が緑化に取り組みやすいよう、表彰や先進例の広報などの工夫をする必要がある。電源開発のピオトープづくりの事例も他の事業体でも応用できるように周知するとよい。緑化事業者評価制度(SEGES)に関連させて、茅ヶ崎市独自の制度をつくってもよいのではないかと考える。No.69～71は関連施策として補完する関係である。(NO.69～71)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・茅ヶ崎版緑化事業者評価制度の検討はどのようになっているのか。72. 73についても統合が必要とされたはず。緑化推進の必要性の説明は審議会で指摘された。それについて何をおこなったのか、書いてほしい。(69. 70. 71, 72, 73)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

<平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	工場立地法による届出の受理		
	商店会による鉢物の設置や花壇の植え替え		
事業費	5,109,000 円 商店会販売促進補助	5,053,000 円 商店会販売促進補助	4,918,000 円 商店会販売促進補助

<施策内容を踏まえた中期実績>

工場立地法に基づく特定工場(製造業・電気供給業・ガス供給業で敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計3,000㎡以上の工場)の緑地面積は16社115,414㎡、敷地に対する緑地面積率は16.4%であり、工場立地法の緑地面積率の割合15%を超えています。(平成26年度末時点)

<市民との協働による中期実績>

地域商店会販売促進事業補助金対象の商店会の中で、団体が自主的に販売促進事業として、季節に応じた鉢物の設置や花壇への植え替えを行っています。

平成24年度 5団体(21団体中)

平成25年度 5団体(21団体中)

平成26年度 5団体(20団体中)

<施策内容を踏まえた中期課題>

地域商店会販売促進事業補助金対象の商店会により、さらなるみどりの創出の取組を進めていくような周知が必要です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

工場立地法の緑地面積率の割合が基準よりも超えています。また、商店会の緑化運動は、自主的に5団体が実施しており、お客様からも好評であるためおおむね順調に進んでいるといえます。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

今後も補助金対象商店会に対し、みどりの創出の取組への普及・啓発を行っていきます。

(15)協力体制の構築

70 工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

工場等緑化推進協議会を中心として地域貢献を目的に里山ランドスケープの保全活動への参加や、茅ヶ崎工場緑化ガイドマップづくりなど、みどりの保全・再生・創出への取り組みを推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	里山保全事業の実施 (清水谷) (清水谷) (清水谷、相模川河畔)		
	機関誌発行		
	会員企業による発表 (みどりの対話集会・(株)アルバック)		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○平成23年度の年次報告にあるように、工場や事業者が緑化に取り組みやすいよう、表彰や先進例の広報などの工夫をする必要がある。電源開発のビオトープづくりの事例も他の事業体でも応用できるように周知するとよい。緑化事業者評価制度(SEGES)に関連させて、茅ヶ崎市独自の制度をつくってもよいのではないかと考える。No.69～71は関連施策として補完する関係である。(NO.69～71)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・茅ヶ崎版緑化事業者評価制度の検討はどのようになっているのか。72. 73についても統合が必要とされたはず。緑化推進の必要性の説明は審議会で指摘された。それについて何をおこなったのか、書いてほしい。(69. 70. 71, 72, 73)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

<平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	里山保全事業(年2回)		
	機関紙の発刊		
	会員事業所見学会の開催		
	合同研修会の開催		
事業費	16,000 円	16,000 円	16,000 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

毎年継続して、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の事業として清水谷及び平太夫新田にて里山保全事業を実施し、自然環境の保全に取り組んでいます。また、先進的な緑化を行っている工場を「茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会」と合同で視察会を実施し、緑化の啓発に努めています。

<市民との協働による中期実績>

各年度継続して、里山保全事業については清水谷及び平太夫新田で行い、広報紙による参加者の募集や保全管理を行っている市民団体とともに実施しています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会については、会員の増強が課題です。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

会員の減少という課題はあるものの、継続的に事業を実施できています。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

前期・中期につづき、継続的に事業を実施するとともに、地域貢献を目的としたみどりの保全・再生・創出の事業への参画を行っていきます。

(15)協力体制の構築

71 緑化事業者評価制度(SEGES)の活用

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

SEGES(シージェス:社会・環境貢献緑地評価システム)は、(財)都市緑化基金が貢献度の高い優れたみどりを評価認定する制度です。この制度の活用により、優良な緑地を積極的に保全・維持・活用する事業者などの取り組みが一般に広く認められ、企業イメージが向上することが期待されます。また、制度の導入により、みどりの保全などに対する事業者などの取り組みへの意欲が高まることを期待されます。本市では、SEGESの活用に向けて、事業者に対し制度の説明や活用に向けたPRを推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○平成23年度の年次報告にあるように、工場や事業者が緑化に取り組みやすいよう、表彰や先進例の広報などの工夫をする必要がある。電源開発のビオトープづくりの事例も他の事業体でも応用できるように周知するとよい。緑化事業者評価制度(SEGES)に関連させて、茅ヶ崎市独自の制度をつくってもよいのではないかと考える。No.69~71は関連施策として補完する関係である。(No.69~71)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・茅ヶ崎版緑化事業者評価制度の検討はどのようになっているのか。72. 73についても統合が必要とされたはず。緑化推進の必要性の説明は審議会で指摘された。それについて何をおこなったのか、書いてほしい。(69. 70. 71, 72, 73)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

取り組みはありませんでした。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

SEGES認定には、社会や環境改善に貢献を目指す緑地300㎡以上、審査・認定・登録費用に42万円(税込)+審査員2名の交通費が必要となり、費用に対する補助を行っていないため、企業負担となっています。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

取り組みはありませんでした。

—

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

(15)協力体制の構築

72 学校との連携推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

学校緑化の推進や学校を中心として緑化推進活動を普及していくために、みどりの基本計画の周知や緑化推進に関わる情報提供を行うなど、学校との連携を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	学校などへのみどりの基本計画の情報提供を関係課へ依頼	総合学習におけるみどりの基本計画の周知・自然環境保全啓発	小中学校ビオトープ池・観察池の調査・状況報告(全15校)
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○学校との連携については、学校自体が市のみどりのネットワークの拠点になりうることや、市の広域避難所として防災上の拠点になることから緑化推進の必要性が高い。定常的に緑化に関する普及啓発ができるよう、モデル校制度や授業への組み込みなどを図ることが望まれる。校庭緑化やビオトープの優良事例なども紹介していく必要がある。(NO.72)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・茅ヶ崎版緑化事業者評価制度の検討はどのようになっているのか。72. 73についても統合が必要とされたはず。緑化推進の必要性の説明は審議会で指摘された。それについて何をおこなったのか、書いてほしい。(69. 70. 71, 72, 73)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

・各年を通じて、小中学校主催で行われる総合的な学習の時間(自然観察会・自然環境に関わる講演会)において、児童・生徒へ身近な自然環境の存在意義と保全の必要性についての意識啓発を行いました。
 ・松林小学校・地区推進協等と連携し、生物多様性に配慮した水田の保全・調査活動を実施しました。
 ・市内小中学校のビオトープについて調査を実施し、生物多様性の保全上校庭に池、草地、樹林地があることの重要性を伝えました。

＜市民との協働による中期実績＞

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

総合的な学習の時間や水田の保全活動において、学校との連携ができています。

B

A＝極めて順調に進んでいる(90%以上)、B＝概ね順調に進んでいる(75～89%)、C＝ある程度進んでいる(60～74%)、D＝あまり進んでいない(40～59%)、E＝今後、積極的な取組が必要(39%以下)、－＝取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

学校向けのみどりの意識啓発にエキスパート職員が対応できることを各学校に周知し、学校との連携を強化・拡大していきます。

(15)協力体制の構築

73 自治会などとの連携推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

地域の緑化を推進するために、みどりの基本計画の説明や緑化推進に関わる情報提供を自治会などに対して行います。また、都市緑地法などの法制度の活用に関する情報提供を行うとともに、地域住民のみどり豊かなまちづくりに関わるニーズを把握していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	みどりの基本計画の周知 (広報紙、ホームページ) (閲覧環境の整備、概要版配布)		自然環境と農地の重要性を周知
			清水谷特別緑地保全地区 指定に伴う地元説明会 (堤地区)
	みどりフェアちがさきへの自治会参加(緑化推進団体登録2団体)		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○住民に対する緑化推進の啓発を進めることは重要であるが、緑化推進が日常生活とどのように関わるのかという観点からの広報の工夫が必要である。学校や事業者に対する広報にも通じることとして、広報のあり方について研究する必要がある。(NO.73)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・茅ヶ崎版緑化事業者評価制度の検討はどのようになっているのか。72. 73についても統合が必要とされたはず。緑化推進の必要性の説明は審議会で指摘された。それについて何をおこなったのか、書いてほしい。(69. 70. 71, 72, 73)

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	みどりフェアちがさきへの自治会参加(緑化推進団体登録2団体)		
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

自治会の参加するみどりフェアちがさきと連帯し、みどりの基本計画や緑化制度についての周知・啓発を行いました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

今後、さまざまな機会にて情報提供を行う必要があります。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しや各種緑化に関する施策について、自治会連絡協議会等を通じて周知を行っていきます。

(15)協力体制の構築

74 管理協定締結の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

特別緑地保全地区や緑地保全地域内で環境保全活動を実施する活動団体などが土地所有者との良好な関係のもとに里山などの保全管理を実施できるように管理協定の締結を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		特別緑地保全地区指定後における管理の検討	
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

B

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○特別緑地保全地区にあつては、持続的な管理活動と順応的管理が可能となるような体系、体制及びロードマップの作成が必要である。(NO.74)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

清水谷保全管理計画を平成26年3月に策定し、同年4月に清水谷特別緑地保全地区における保全管理活動に関する協定書を締結しました。
 全体的な制度作りにおいては、緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに合わせて、他市町村の事例研究・調査を行い、今後指定する緑地保全地区における保全管理手法を検討しました。

<市民との協働による中期実績>

清水谷特別緑地保全地区においては、市民活動団体との協働による保全活動を実施しています。赤羽根十三区においては有志の方々が、市とともに定期的に管理を行っています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

清水谷以外に保全管理計画が定まっておらず、条例の見直しの中で包括的に検討をしていく必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

清水谷特別緑地保全地区においては、平成26年4月に清水谷特別緑地保全地区における保全管理活動に関する協定書を締結することができました。清水谷以外においては、保全管理計画が定まっておらず、条例の見直しの中で包括的に検討をしていく必要があります。

D

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

清水谷以外に保全管理計画が定まっておらず、緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しにあわせて、管理協定制度を検討します。

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

緑化に関わる基礎的な知識の習得や、樹木の剪定、低木の刈り込みなどの造園技術の実習などを行う講習会を事業者などと協働して開催し、公園・緑地や民有地などにおける緑化指導員の育成に取り組みます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既に実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			剪定等造園技術の実習を 目的とした緑化教室 (年1回)
事業費	0 円	0 円	30,000 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

 これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○緑化技術講習会や緑化指導員の育成については、年1回だけで終わるのではなく、そこから指導員育成に結び付けていく方を検討する必要がある。今後、育成したい人材をイメージして講座受講生を募集することが必要である。(NO.75)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	40,000 円	30,000 円	20,000 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

各年を通じて、樹木の剪定、低木の刈り込みなどの造園技術の実習や生物多様性の理解や身近な環境に対する緑化の啓発を目的とした緑化教室を実施しました。各年度ともアンケートの結果、参加者の満足度9割を超えています。

《緑化教室 参加人数》

平成24年 30名(はじめての剪定教室)

平成25年 57名(氷室椿庭園ガイドツアー)

平成26年 48名(チョウの魅力と自然環境)

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

市民のニーズを踏まえた造園技術の実習や講座を行う必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

参加者の満足度の高い緑化教室は実施できています。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

市民に人気のある教室を開催し、緑化の啓発に努めます。

76 緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

都市緑地法や都市公園法などの法制度における各種税制優遇などに関わる情報について緑地などの土地所有者や開発事業者などにPRするためにパンフレットの作成に取り組みます。それにあわせて、みどりの保全・再生・創出に関わる各種協力を働きかけます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	緑地保全制度についての 情報収集	制度の周知 (特別緑地保全地区、保存樹林等→ちらし まなび講座「茅ヶ崎の自然環境」新規登録)	(まなび講座「茅ヶ崎の自然環境」 1回開催) 特別緑地保全地区における 税制優遇周知
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

<平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組		保存樹林候補地の土地所有者に対する協力の働きかけ	柳谷周辺の生け垣の保全制度の周知(ポスティング)
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

平成25年度には、保存樹林候補地の土地所有者13件に対して、アンケートや訪問により保存樹林や借地公園等の制度を周知し、協力を働きかけた結果、年度内に2件の保存樹林の新規指定を行いました。平成26年度にも引き続き継続的な保全制度の周知・働きかけを行い、4件の保存樹林の指定を行うことができ一定の成果をあげることができました。

<市民との協働による中期実績>

平成25年度より、個別に地権者を訪問し、保存樹林制度・市民緑地制度・借地公園制度の周知を図りました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

相続の発生に合わせて解除をする樹林が多数出てくることが想定されるため、市民緑地制度・借地公園制度等の働きかけを行い、市街地のまとまった緑地を喪失することを防ぐために、他の制度も地権者に周知していく必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

概ね市内の大規模な樹林を保存樹林として指定することができました。また、市民緑地制度・借地公園制度等の働きかけも積極的に行っています。保存樹林の指定に関しては、地権者への働きかけの結果、大規模な市街地のみどりを保全することができ、平成25年度に2件、平成26年度に4件の保存樹林を指定しその2か年の合計は約14,500㎡に上りました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

保存樹林制度以外の保全制度について、市民緑地制度や借地公園制度(グリーンオアシス公園)を地権者に周知するとともに、新たに条例の見直しにあわせて300㎡以上の緑地の再抽出を行い、保存樹林の指定要件の緩和を検討します。また、みどりの保全制度の活用を促すために地権者を継続して働きかけを行っていきます。

77 回遊動線の設定・充実

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

自然とふれあい、歴史をめぐる動線を設定し、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携して利用促進を図るために、市民と協働で本市の優れた地域資源を活用した散策マップの作成に取り組みます。また、回遊動線の要所には、散策マップや本市の優れた地域資源に関わる解説を紹介した案内板の整備を進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

この課題にどう取り組んで行くのか。考え方を示すべきである。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

今のところ取組はありません。

—

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

後期において施策の在り方を検討していきます。

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

オープンガーデンとは、個人の庭などを一定期間、一般に公開するという活動です。みどり豊かなまちづくりを活性化するために、市民の積極的参加により、オープンガーデンを開催し、ガーデニングコンクールなどもあわせて開催することを目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○コンクールや写真コンテストなどは、必ずしも応募件数が維持されるとは限らないため、運営側の継続意思とともに、作品の表彰制度や活用目的やコンセプトを持ち、運動として実施することが必要である。また、産業振興課や公民館、民間写真会社などと連携して行うべきである。(NO.78～80)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・この課題にどう取り組んで行くのか。考え方を示すべきである。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

今のところ取組はありません。

—

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

後期において施策の在り方を検討していきます。

79 みどりのフォトコンテストの開催

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

本市の優れたみどりを発見していくために、市民が主体となり、屋敷林などの私有地や公園・緑地などの公共緑地の景観木や古木、優れたみどりの風景を対象としたみどりのフォトコンテストの開催を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○コンクールや写真コンテストなどは、必ずしも応募件数が維持されるとは限らないため、運営側の継続意思とともに、作品の表彰制度や活用目的やコンセプトを持ち、運動として実施することが必要である。また、産業振興課や公民館、民間写真会社などと連携して行うべきである。(NO.78～80)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・この課題にどう取り組んで行くのか。考え方を示すべきである。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

今のところ取組はありません。

— A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

後期において施策の在り方を検討していきます。

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

本市の名木を把握し、広く市民に周知し、今後の樹木保全に役立てるために、市民からの公募や投票などにより「茅ヶ崎の名木50選集」の編集・発刊を目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○コンクールや写真コンテストなどは、必ずしも応募件数が維持されるとは限らないため、運営側の継続意思とともに、作品の表彰制度や活用目的やコンセプトを持ち、運動として実施することが必要である。また、産業振興課や公民館、民間写真会社などと連携して行うべきである。(NO.78～80)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・この課題にどう取り組んで行くのか。考え方を示すべきである。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

今のところ取組はありません。

—

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

後期において施策の在り方を検討していきます。

(16)PR・情報提供の充実

81 ホームページの活用

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

生垣補助金制度などの各種支援施策情報や、イベント情報、市民参加の状況などをホームページを活用して広く市民に情報提供していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	記念樹配布事業、グリーンバンク事業、保存樹林・樹木事業、保全生け垣事業、緑のまちづくり基金等の情報発信		
		日めくり茅ヶ崎による市民団体との協働を広報	
			よくある質問へ項目掲載
			特別緑地保全地区紹介
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	審議会の開催案内、緑のまちづくり基金の寄付者、講座情報等をHPに掲載し情報発信		
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

審議会の開催案内及び会議録や緑のまちづくり基金の寄附者、緑化教室の講座やイベントについてHPに掲載し、情報発信を行いました。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

審議会の開催案内及び会議録や緑のまちづくり基金の寄附者、緑化教室の講座やイベント等、ホームページを活用し、情報発信ができました。今後、市民団体等の活動についてもより情報を掲載できるとよいと考えております。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

引き続き、公開可能な情報については、HPの活用をより一層図っていきます。

担当課 環境政策課（景観みどり課）（社会教育課）

< 施策内容 >

緑地保全や緑化推進を目的に、自然環境や歴史のみどり、身近なみどりなどの様々なみどりの調査を市民と行政の協働により推進していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	<p style="text-align: center;">身近な生きもの調べ(ちがさきエコワークと協働)</p> <p style="text-align: center;">(カマキリ調査82件) (タンポポ調査524件) (ツバメ調査91件)</p>		
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○みどりに関するアンケート等については、市民の認知度が低い。ともすると調査のための情報収集への協力で終わってしまいがちであるが、学校教育や生涯学習の観点からの位置づけを行うことが必要である。学校や市民、事業者を巻き込んで実施し、みどりや自然環境に関心を持つ主体を意識的に拡大するためにも活用すべきである。(NO.82)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・27年度には自然環境評価調査を始める予定である。2年間を行うべきという反省もあったが、いつからどのように行うつもりか、進行を判断する重要な要素である。記述してほしい。

・社会教育課との連携を図ってほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	「身近な生きもの調べ」事業の準備	「身近な生きもの調べ」事業の実施 松の木ウォッチング	
		環境市民講座の開催	
事業費	0 円	5,000 円 環境市民講座講師謝礼	35,000 円 環境市民講座講師謝礼

<施策内容を踏まえた中期実績>

・「身近な生きもの調べ」事業を継続的に行っています。平成24年度は新たな調査のテーマを検討し、実施の準備を行いました。また、調査ではありませんが市の北部丘陵や市南部の市街地を散策する市民講座を開催し、市内の身近な自然環境に興味・関心を持ってもらえるよう取り組みを展開しました。
 ・環境市民会議「ちがさきエコワーク」自然環境部会の協力のもと、環境市民講座「身近な生きもの調べ～大きな樹を見つけよう!～」を開催しました。講座後は市内の樹木について情報提供を呼びかけました。また、環境市民会議「ちがさきエコワーク」環境学習部会の活動として「松の木ウォッチング」を実施し、国道1号線旧街道の松並木を巡り歩きました。観察したマツの位置情報を地図に記録していく予定です。平成26年度には環境市民会議「ちがさきエコワーク」との協力のもと環境市民講座を開催しました(計8回)。みどりを主なテーマに据えた講座は3回ありました。

<市民との協働による中期実績>

・「身近な生きもの調べ」事業や市民講座における自然散策は、環境市民会議「ちがさきエコワーク」との協働のもとに開催しています。

<施策内容を踏まえた中期課題>

・環境市民講座は調査を主目的として開催しているわけではないので、環境問題への興味・関心を深めていただくための方法の一つとして調査という形態をとっていたとしても、その調査が確固たる方法論に基づき行われているわけではありません。したがって結果を活用する際、自然環境評価調査などの調査結果とは明確に区別する必要があります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

・調査を主な目的とする取り組みはないものの、一つ一つの取り組みについては市民あるいは市民団体のご協力のもと着実に実施しています。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・既存の取り組みの継続を図ります。
 ・今度実施される自然環境評価調査の結果について、「環境基本計画(2011年版)」との整合に留意しつつ調査結果の活用を検討していきます。

担当課 (環境政策課) 景観みどり課 (社会教育課)

< 施策内容 >

緑地保全や緑化推進を目的に、自然環境や歴史のみどり、身近なみどりなどの様々なみどりの調査を市民と行政の協働により推進していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		自然環境評価再調査検討会議の設置、開催 (2回)	自然環境評価再調査の実施 (9地区)
			自然環境調査体験の実施 (6回)
事業費	0 円	4,805,000 円	5,000,000 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○みどりに関するアンケート等については、市民の認知度が低い。ともすると調査のための情報収集への協力で終わってしまいがちであるが、学校教育や生涯学習の観点からの位置づけを行うことが必要である。学校や市民、事業者を巻き込んで実施し、みどりや自然環境に関心を持つ主体を意識的に拡大するためにも活用すべきである。(NO.82)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・27年度には自然環境評価調査を始める予定である。2年間を行うべきという反省もあったが、いつからどのように行うつもりか、進行を判断する重要な要素である。記述してほしい。
 ・社会教育課との連携を図ってほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	自然環境評価再調査		
	千ノ川生きもの調査指導	市民参加による生物調査	
	自然環境評価再調査	まっぷdeちがさきへの自然環境評価調査における指標種の確認位置情報の掲載	
事業費	5,080,000 円	120,000 円	80,000 円

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

自然環境評価再調査の準備ため、調査員養成講座を実施しました。自然環境評価再調査報告書を取りまとめ、公表をしました。

千ノ川の生き物調査の指導を行いました。

まっぷdeちがさきへ自然環境評価調査における指標種の確認位置情報の掲載しました。

《調査員要請講座 実績》

平成24年度 7回(のべ154名参加)

平成25年度 6回(のべ126名参加)

平成26年度 5回(のべ89名参加)

＜市民との協働による中期実績＞

平成24年度に実施した「身近な生きもの調べ」事業や市民講座における自然散策は、いずれも環境市民会議「ちがさきエコワーク」自然環境部会との協力のもとに実施しています。

平成25年度には、甘沼長谷、室田二丁目の水田などにおいて、市民参加による生物調査を実施しました。

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

講座の目的が調査員養成であるものの、参加者が講座を受けてから調査員として活動するまでには更なる専門知識の習得などが必要です。参加者には実際に評価調査を経験して知識を習得してもらう必要があるとともに、現時点での知識等に応じて講座プログラムを工夫する必要があります。

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

調査員を養成するための取り組みを行うとともに、まっぷdeちがさきへ自然環境評価調査における指標種の確認位置情報を掲載をしました。

C

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

参加者には平成27年度から実施する評価調査に調査員として参加してもらう予定です。

82 市民参加によるみどりの調査の推進

担当課 (環境政策課) (景観みどり課) 社会教育課

< 施策内容 >

緑地保全や緑化推進を目的に、自然環境や歴史のみどり、身近なみどりなどの様々なみどりの調査を市民と行政の協働により推進していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	社叢林調査(市民と) (特別展開催) (文化資料館調査研究報告20)		動植物の標本資料の調査・ 研究、整理(市民と)
			長谷(旧女子美跡)の動植物の 分布調査(市民と)
事業費	0 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○みどりに関するアンケート等については、市民の認知度が低い。ともすると調査のための情報収集への協力で終わってしまいがちであるが、学校教育や生涯学習の観点からの位置づけを行うことが必要である。学校や市民、事業者を巻き込んで実施し、みどりや自然環境に関心を持つ主体を意識的に拡大するためにも活用すべきである。(NO.82)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

- ・27年度には自然環境評価調査を始める予定である。2年間を行うべきという反省もあったが、いつからどのように行うつもりか、進行を判断する重要な要素である。記述してほしい。
- ・社会教育課との連携を図ってほしい。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

海岸に分布する動植物の分布を記録保存するための方法を検討し、海岸地域における動植物の分布調査を合計16回行い、記録保存及び生物相の現況把握ができました。
 平成26年度には、調査結果のうち、維管束植物の調査結果を目録として「文化資料館調査研究報告24」に報告を行いました。

<市民との協働による中期実績>

動植物分布調査は、文化資料館の自然史資料整理に参加している市民と協力して行いました。

<施策内容を踏まえた中期課題>

海岸部における動植物の分布調査の結果をまとめ、採集した資料の標本化を行い、文化資料館にて保管します。
 また、標本や記録写真の整理を進め、調査に参加した市民ボランティアと協力し、展示等をつづじた教育普及活動を行います。併せて維管束植物以外の調査の結果を目録としてまとめ、「文化資料館調査研究報告」に掲載し、記録保存と周知を図ります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

海岸地域の動植物の分布状況の現況調査を行い、調査結果と標本を採集することができました。
 また、調査を市民ボランティアと協力して行うことで、社会教育の機会を創出することができました。

B

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組が必要(39%以下), -=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

平成27年度は、24～26年における調査範囲となかった砂防林の調査を4回行い、海岸部の調査を補充します。
 平成28年度以降については、河川流域・市街地等の他地域における動植物の分布調査を、市民ボランティアと協議・検討し実施に向け推進します。

(17)資金の充実

83 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実

優先施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

本市では、「恵まれた自然と調和したうおいのあるまちづくり」を目標として茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を設置しています。市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するためには、基金の充実が不可欠です。そこで、基金の目標額(緑地の取得等を含む)を20億円に設定し、目標の達成に向けた基金の充実施策として下記の事業を調査、研究するとともに、基金を使用する優先度やルールについても検討します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21~23年度)	中期(平成24~26年度)	後期(平成27~30年度)
-----------------	---------------	---------------	---------------

□ 前期(平成21年度~平成23年度)の取り組み

< 平成21年度~平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	松浪緑地の取得 (960.4㎡)		
	イベント等における寄附の呼びかけ		
	自動販売機の売上げからの寄附拡充 (茅ヶ崎市屋内温水プール、浜須賀・殿山プールを追加)		(茅ヶ崎公園野球場を追加)
	基金の使用に係るルール検討		
事業費	411,070,000 円	423,989,000 円	427,452,000 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○財源不足が課題となって、実施が困難となる事業が多いことから、緑のまちづくり基金の推進は、今後のみどり政策において重要である。基金に関する広報や、他課の事業やイベント等を活用した寄附の募集などに力を入れる必要がある。(NO.83 ①)

○基金の運用ルールについては、基金の創設時に行うべき基本的要件である。策定を急ぎ、寄付者に基金の用途や意義を伝える活動を行う必要がある。(NO.83 ②)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

・24年度25年度に何に使用して、現在の基金残高が必要。清水谷に活用し、特緑の買い取り財源にはみどり基金を活用するならば早く 緑の基金条例を見直すべき。

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み
 <平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組	財源の確保に向けた調査・研究		
	関係団体との意見交換 (基金運用ガイドライン)		
	「(仮称)緑のまちづくり基金の処分に係るガイドライン」の検討		
事業費	23,451,991 円	22,311,000 円	12,077,730 円

<施策内容を踏まえた中期実績>

・「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」充実策の手法として、他自治体の施策の調査研究を行いました。民間事業者の様々な財源の確保手法についても調査を行いました。
 ・街なかのみどりについては保全すべきみどりの優先順位付けを行い、「(仮称)緑のまちづくり基金の処分に係るガイドライン」の検討を行いました。策定には至っていません。北部の自然環境豊かなみどりに使うのか、市街地に使うのか等、基金の取り崩しの優先順位について検討の必要があります。

<市民との協働による中期実績>

<施策内容を踏まえた中期課題>

北部の自然環境豊かなみどりに使うのか、市街地に使うのか等、基金の取り崩しの優先順位については、深い議論が必要となります。

<担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価>

・庁内及び関係団体・みどり審議会でも諮問をしたものの、ガイドラインの策定には至っていません。市域全体を包括的に見たときに、取り崩しの優先順位等、検討が必要です。

E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

<後期以降の考え方>

・茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し後にガイドラインの制定が策定できるように、関係団体・学識にも意見を伺いながら調査・研究・協議を行います。

(17)資金の充実

84 ナショナル・トラスト活動の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

市民や企業から寄付を募って緑地などを買い取り、豊かな自然を将来に引き継いでいく「ナショナル・トラスト」を推進するNPO団体などの育成に向けて支援していきます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続(既の実施されている事業)	前期(平成21～23年度)	中期(平成24～26年度)	後期(平成27～30年度)

□ 前期(平成21年度～平成23年度)の取り組み

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	松浪緑地の購入 (約960.4㎡)		かながわトラストみどり財団みどりの実践団体育成奨励金交付事業の周知及び 推薦による市民団体への支援
事業費	162,000,000 円	0 円	0 円

< 審議会からの前期評価【(14)基本計画の推進】に対する評価 >

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

□ これまでに審議会からいただいたご意見

< 前期評価時(平成25年1月) >

○ナショナル・トラストの概念を理解している市民は少ない。茅ヶ崎市におけるナショナル・トラストはどのような考え方や方針をもつのか、土地を取得するとどうなるのかという基本的な概要を早急に検討し、決めなければならない。また、ナショナル・トラストを市独自の考え方で進めるのであれば、市条例による法的担保を持たせ、管理主体となる組織を定めることが必要である。それらの整備には時間を要することから後期事業であっても、早期から着手することが望ましい。(NO.84)

< 中期展開時期中(平成26年6月) >

■中期(平成24年度～平成26年度)の取り組み

＜平成24年度～平成26年度までの取組、実績事業費＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円

＜施策内容を踏まえた中期実績＞

＜市民との協働による中期実績＞

＜施策内容を踏まえた中期課題＞

＜担当課による中期(平成24年度～平成26年度)評価＞

—

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75～89%), C=ある程度進んでいる(60～74%), D=あまり進んでいない(40～59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下), —=取組みなし(0%)

＜後期以降の考え方＞

茅ヶ崎市には「ナショナル・トラスト」を推進するNPO団体などが現在ありません。(公財)かながわみどりラスト財団との連携や市として育成や支援ができるのかについて詳細に検討します。

3 緑地面積の経年比較（基本計画資料-8 緑地の保全、整備等総括表 26 年度末時点）

本項での緑地面積とは、基本計画におけるP. 137の「資料-8 緑地の保全、整備等総括表」を構成している基幹公園、都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、法や条例による緑地を示しています。
 基本計画の策定時には、平成20年時点の面積が算出されています。平成27年4月1日時点では、**648.66ha（18.14%）**が市域における表中の緑地面積の合計となり、それぞれの緑地種別の面積は次のとおりとなっています。

表 8 緑地の保全、整備等総括表

緑地種別	平成20年4月1日									前期評価終了時（平成24年3月31日現在）									現況値（平成27年4月1日現在）									10年後（平成30年）										
	市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量			市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量			市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量			市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量				
	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人	カ所	面積(ha)	m ² /人					
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	136	12.02	0.54	4	2.05	2.03	140	14.07	0.61	139	12.41	0.55	4	2.35	2.28	143	14.76	0.63	144	12.60	0.55	4	2.35	2.26	148	14.95	0.63	169	13.74	0.60	5	2.18	2.07	174	15.92	0.66
		近隣公園	3	3.25	0.15	1	2.23	2.21	4	5.48	0.24	3	3.24	0.14	1	2.23	2.16	4	5.47	0.23	3	3.25	0.14	1	2.23	2.14	4	5.48	0.23	4	4.65	0.20	1	2.23	2.12	5	6.88	0.29
		地区公園	2	9.56	0.43	1	4.36	4.31	3	13.92	0.60	2	9.56	0.42	1	4.36	4.22	3	13.92	0.59	2	9.56	0.42	1	4.36	4.18	3	13.92	0.58	2	9.56	0.42	1	5.99	5.70	3	15.55	0.65
	計	141	24.83	1.12	6	8.64	8.55	147	33.47	1.45	144	25.21	1.12	6	8.94	8.66	150	34.15	1.45	149	25.41	1.12	6	8.94	8.58	155	34.35	1.44	175	27.95	1.22	7	10.40	9.89	182	38.35	1.60	
	都市基幹公園	総合公園																																				
		運動公園																																				
	計	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
	基幹公園計	141	24.83	1.12	6	8.64	8.55	147	33.47	1.45	144	25.21	1.12	6	8.94	8.66	150	34.15	1.45	149	25.41	1.12	6	8.94	8.58	155	34.35	1.44	175	27.95	1.22	7	10.40	9.89	182	38.35	1.60	
	特殊公園	風致公園																																				
		動植物公園	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01	1	0.27	0.01			1	0.27	0.01	
		歴史公園																																				
		墓園																																				
	広場公園	広場公園																																				
		広域公園				1	19.77	19.56	1	19.77	0.86				1	27.90	27.03	1	27.90	1.18				1	35.21	33.79	1	35.21	1.48				2	166.70	158.51	2	166.70	6.93
	都市公園	緑道																																				
都市公園計		152	26.68	1.21	7	28.41	28.11	159	55.09	2.38	156	27.16	1.20	8	36.87	35.73	164	64.03	2.71	162	27.49	1.21	8	44.18	42.40	170	71.67	3.01	187	29.90	1.30	12	179.99	171.14	199	209.89	8.73	
青少年広場		24	2.90	0.13	4	2.36	2.34	28	5.26	0.23	18	2.26	0.10	4	2.36	2.29	22	4.62	0.20	18	3.23	0.14	4	2.36	2.26	22	5.59	0.23	24	2.90	0.13	4	2.36	2.24	28	5.26	0.22	
未公告公園		4	0.67	0.03	2	0.64	0.63	6	1.31	0.06	6	0.61	0.03	2	0.64	0.62	8	1.25	0.05	5	0.56	0.02	2	0.64	0.61	7	1.20	0.05	1	0.05	0.00			1	0.05	0.00		
未公告緑地		2	0.11	0.00	2	0.75	0.74	4	0.86	0.04	2	0.01	0.00	2	0.75	0.73	4	0.76	0.03	2	0.01	0.00	3	0.75	0.72	5	0.76	0.03	1	0.06	0.00			1	0.06	0.00		
その他（市民の森など）		1	0.29	0.01	1	1.59	1.57	2	1.88	0.08	1	0.29	0.01	1	1.59	1.54	2	1.88	0.08	1	0.29	0.01	1	1.67	1.60	2	1.96	0.08	1	0.29	0.01			1	0.29	0.01		
運動場・グラウンド		1	0.55	0.02	2	3.44	3.40	3	3.99	0.17	1	0.55	0.02	3	5.25	5.09	4	5.80	0.25	1	0.55	0.02	3	5.25	5.04	4	5.80	0.24	1	0.55	0.02	2	4.56	4.34	3	5.11	0.21	
家庭菜園		11	1.50	0.07	4	0.42	0.42	15	1.92	0.08	8	1.08	0.05	4	0.36	0.35	12	1.44	0.06	8	1.08	0.05	3	0.24	0.23	11	1.32	0.06										
その他（公共施設等）		32	9.91	0.45	6	7.19	7.11	38	17.10	0.74	33	9.98	0.44	8	9.97	9.66	41	19.95	0.85	34	10.30	0.45	6	9.89	9.49	40	20.19	0.85	32	9.91	0.43	5	2.59	2.46	37	12.50	0.52	
公共施設緑地計		75	15.93	0.72	21	16.39	16.22	96	32.32	1.40	69	14.78	0.66	24	20.92	20.27	93	35.70	1.51	69	16.02	0.70	22	20.80	19.96	91	36.82	1.55	60	13.71	0.60	11	9.51	9.04	71	23.22	0.97	
都市公園等の公共施設緑地計	227	42.61	1.93	28	44.80	44.33	255	87.41	3.78	225	41.94	1.86	32	57.79	56.00	257	99.73	4.23	231	43.51	1.91	30	64.98	62.35	261	108.49	4.55	247	43.61	1.90	23	189.50	180.18	270	233.11	9.70		
民間施設緑地	市民農園	3	0.21	0.01	7	0.44	0.44	10	0.65	0.03	6	0.49	0.02	21	1.61	1.56	27	2.10	0.09	9	0.68	0.03	31	2.14	2.05	40	2.82	0.12	14	1.71	0.07	11	0.86	0.82	25	2.57	0.11	
	社寺境内地	54	12.55	0.57	17	5.47	5.41	71	18.02	0.78	54	12.55	0.56	17	5.47	5.30	71	18.02	0.76	54	12.55	0.55	17	5.47	5.25	71	18.02	0.76	54	12.55	0.55	17	5.47	5.20	71	18.02	0.75	
	ゴルフ場	1	22.60	1.02	3	157.60	155.93	4	180.20	7.80	1	22.60	1.00	3	157.60	152.71	4	180.20	7.64	1	22.60	0.99	3	157.60	151.23	4	180.20	7.56	1	22.60	0.98	3	157.60	149.85	4	180.20	7.50	
	民間施設緑地計	58	35.36	1.60	27	163.51	161.78	85	198.87	8.61	61	35.64	1.58	41	164.68	159.57	102	200.32	8.49	64	35.83	1.57	51	165.21	158.54	115	201.04	8.44	78	37.81	1.64	31	163.93	155.87	109	201.74	8.39	
	施設緑地計	285	77.97		55	208.31		340	286.28	12.39	286	77.58		73	222.47		359	300.05	12.72	295	79.34		81	230.19		376	309.53	12.99	325	81.42		54	353.43		379	434.85	18.09	
	特別緑地保全地区																																					
法による地域制緑地	自然環境保全地域	(1)	0.80	0.04	3	7.70	7.62	3	8.50	0.37	(1)	0.80	0.04	3	7.70	7.46	3	8.50	0.36	(1)	0.80	0.04	3	7.70	7.39	3	8.50	0.36	(1)	0.80	0.03	1	2.00	1.90	1	2.80	0.12	
	生産緑地地区	447	64.70	2.93				447	64.70	2.80	433	62.60	2.78				433	62.60	2.65	417	59.90	2.63				417	59.90	2.51	447	64.70	2.81	0	0.00	0.00	447	64.70	2.69	
	農用地区域				3	84.84	83.94	3	84.84	3.67				3	84.84	82.21	3	84.84	3.60				3	84.84	81.41	3	84.84	3.56	0	0.00	0.00	3	84.84	80.67	3	84.84	3.53	
	保安林区域		14.35	0.65		38.62	38.21		52.97	2.29		14.35	0.64		36.82	35.68		51.17	2.17		14.35	0.63		36.82	35.33		51.17	2.15		14.35	0.62		19.82	18.85		34.17	1.42	
	その他の地域制緑地		31.70	1.43		118.40	117.15		150.10	6.50		32.46	1.44		118.43	114.76		150.89	6.40		31.91	1.40		118.77	113.97		150.68	6.33		31.70	1.38		118.40	112.58		150.10	6.24	
	法による地域制緑地計	447	111.55	5.05	6	249.56	246.92	453	361.11</																													

(1) 人口

住民1人当たりの緑地面積を算出する基礎となる人口について、平成20年には231,031人、前期終了時の平成24年3月には235,903人、平成27年には約237,269人と、前期終了後と比較し、約1,300人弱増加しています。

表 9 人口の推移

	平成7年	平成20年	平成24年	平成27年	平成30年(目標年次)
市街化区域(人)	202,858	220,924	225,583	227,792	229,884
市街化調整区域(人)	9,963	10,107	10,320	10,421	10,517
都市計画区域内合計(人)	212,821	231,031	235,903	238,213	240,401

図 3 人口の推移

(単位：人)



(2) 施設緑地の面積

施設緑地の面積は、都市公園（住区基幹公園、広域公園等）、公共施設緑地（青少年広場、家庭菜園、その他公共公益施設等）、民間施設緑地（市民農園、ゴルフ場等）の合計となります。

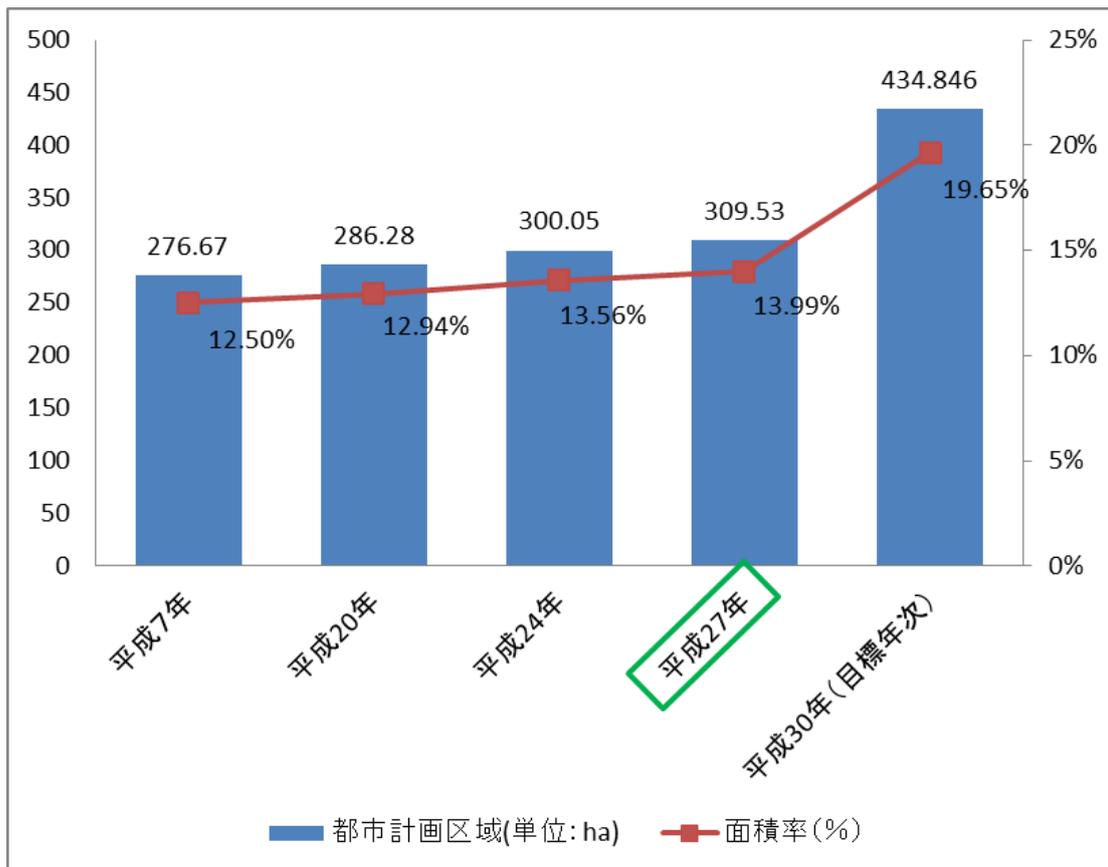
平成30年目標434.85ha へ向けての推移について、平成20年には286.28ha、前期終了後の平成24年には300.05ha、平成27年には309.53ha と前期終了後と比べ、約9ha増加しています。

増加した主な緑地としては、住区基幹公園や広域公園（7.61ha）、青少年広場（0.97ha）、市民農園（約0.72ha）などがあげられます。目立って減少した緑地と特になく、前期終了時と変化はありませんでした。

表 10 施設緑地の面積の推移

	平成7年	平成20年	平成24年	平成27年	平成30年(目標年次)
市街化区域(単位:ha)	100.15	77.97	77.58	79.34	81.416
面積率(%)	4.53%	3.52%	3.51%	3.59%	3.68%
市街化調整区域(単位:ha)	176.52	208.31	222.47	230.19	353.43
面積率(%)	7.98%	9.41%	10.05%	10.40%	15.97%
都市計画区域(単位:ha)	276.67	286.28	300.05	309.53	434.846
面積率(%)	12.50%	12.94%	13.56%	13.99%	19.65%

図 4 施設緑地の面積の推移



(3) 地域制緑地の面積

地域制緑地の面積は、法による地域制緑地（特別緑地保全地区、自然環境保全地区等）、条例等による緑地（保存樹林）の合計となります。

平成30年目標353.83ha へ向けての推移について、平成20年には339.93ha、前期終了後の平成24年には341.62ha に対し、平成27年には340.06と前期終了後と比較し、約1.56ha 減少しています。

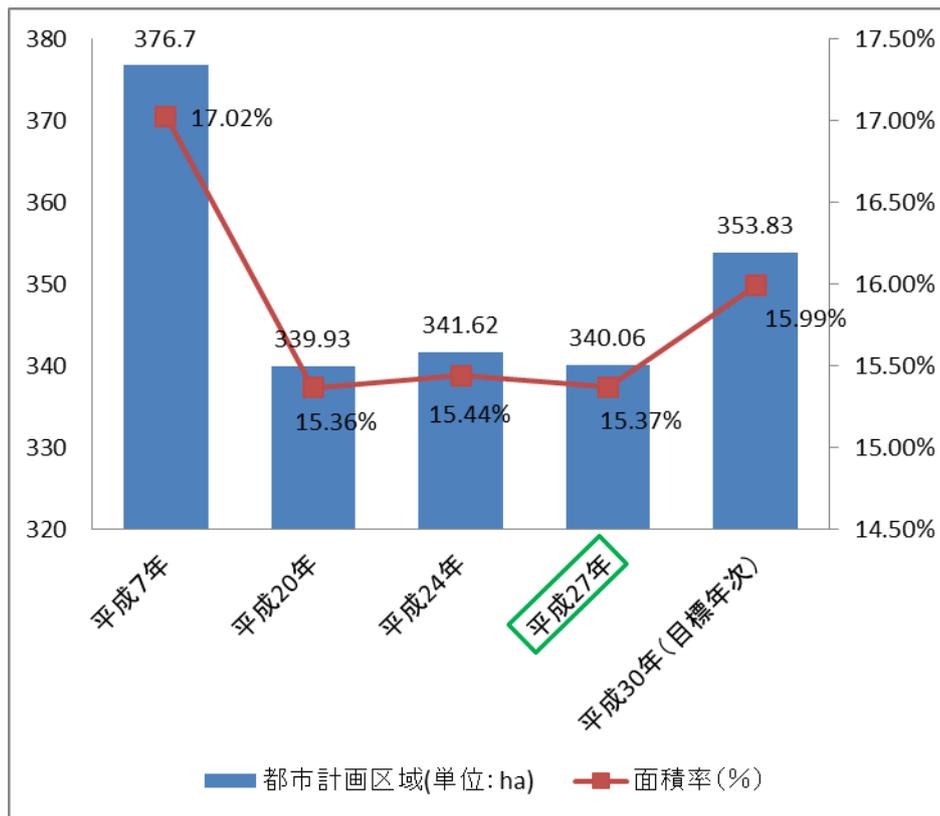
増加した主な緑地としては、保存樹林（1.35ha）などがあげられます。

減少した主な緑地としては、生産緑地（2.7ha）があげられます。

表 11 地域制緑地の面積の推移

	平成7年	平成20年	平成24年	平成27年	平成30年(目標年次)
市街化区域(単位:ha)	97.2	114.97	113.53	111.63	114.97
面積率(%)	4.39%	5.20%	5.13%	5.04%	5.20%
市街化調整区域(単位:ha)	279.5	224.96	228.09	228.43	238.86
面積率(%)	12.63%	10.17%	10.31%	10.32%	10.79%
都市計画区域(単位:ha)	376.7	339.93	341.62	340.06	353.83
面積率(%)	17.02%	15.36%	15.44%	15.37%	15.99%

図 5 地域制緑地の面積の推移



(4) 都市公園等の面積（住民1人当たり面積）

都市公園等の住民1人当たりの面積は、都市公園（住区基幹公園、広域公園等）、公共施設緑地（青少年広場、家庭菜園、その他公共公益施設等）の合計を人口で除した値となります。

都市公園の住民1人当たりの面積は、平成30年目標8.73㎡/人へ向けての推移について、平成20年には2.38㎡/人、前期終了後平成24年には2.71㎡/人であったのに対し、平成27年には3.02㎡/人と前期終了後から、約0.31㎡/人増加しています。

増加した主な要因としては、6箇所の住区基幹公園（約0.3ha）、広域公園である県立茅ヶ崎里山公園の開園面積の増加（約7ha）があげられます。

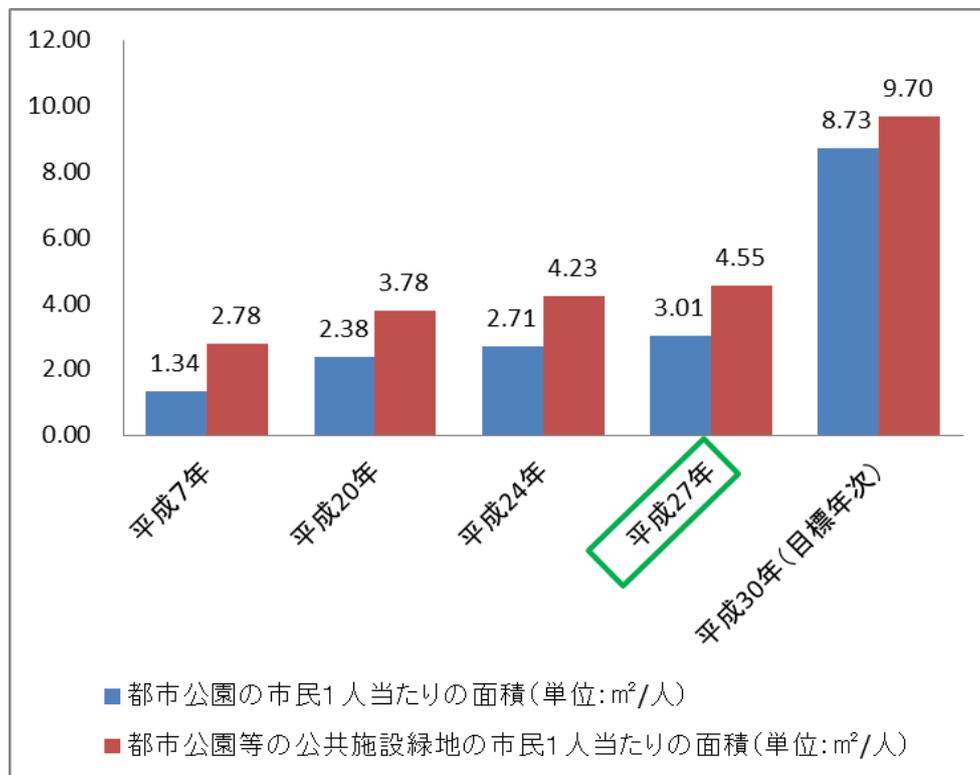
都市公園等の住民1人当たりの面積は、平成30年目標9.7㎡/人へ向けての推移について、平成20年には3.78㎡/人、前期終了後の平成24年には4.23㎡/人であったのに対し、平成27年には4.57㎡/人と前期終了後から、約0.34㎡/人増加しています。

都市公園以外について、増加した主な要因としては、運動場・グラウンドである堤スポーツ広場（約1.8ha）。減少した主な要因としては、未広告公園（約1.2ha）があげられます。

表 12 都市公園等の面積(住民1人当たり面積)の推移

	平成7年	平成20年	平成24年	平成27年	平成30年(目標年次)
都市公園の市民1人当たりの面積(単位:㎡/人)	1.34	2.38	2.71	3.01	8.73
都市公園等の公共施設緑地の市民1人当たりの面積(単位:㎡/人)	2.78	3.78	4.23	4.55	9.70

図 6 都市公園等の面積(住民1人当たり面積)の推移



(5) 緑地の確保目標量への面積推移

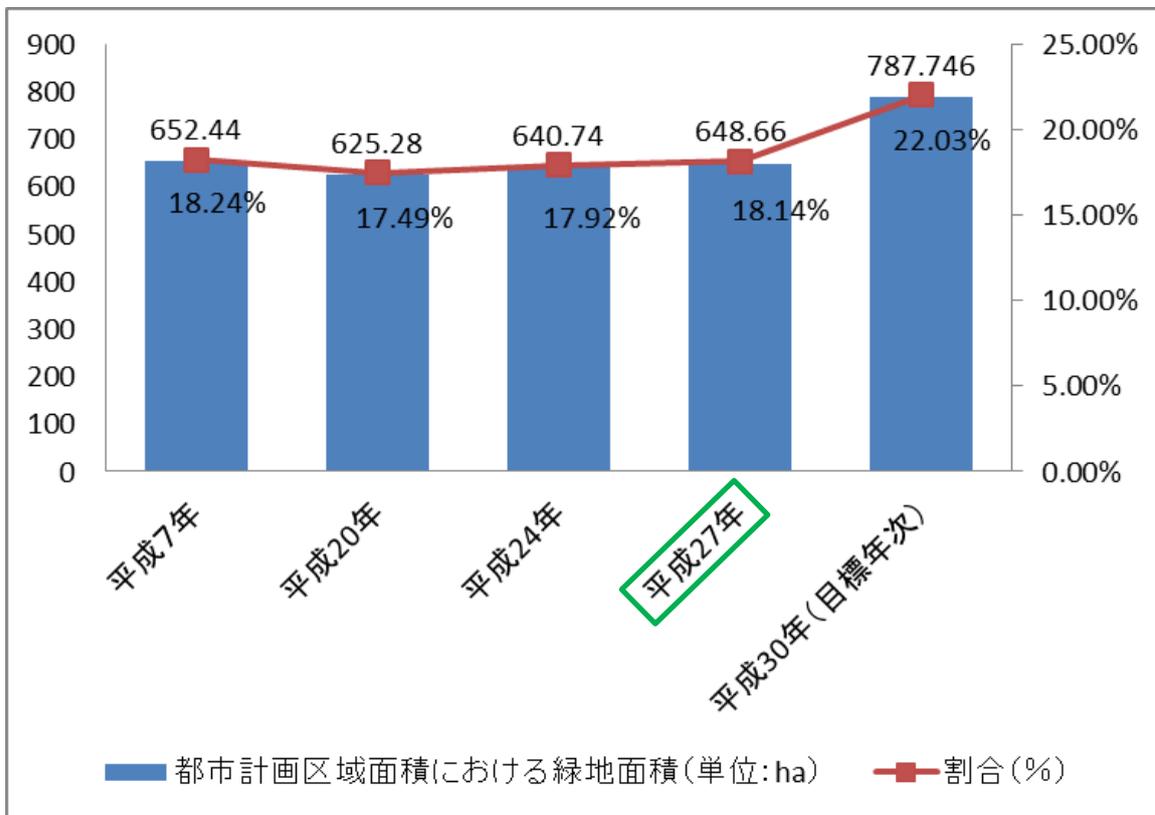
基本計画では、緑地の確保目標量（基本計画P.42）を設定しています。平成30年の目標787.75haへ向けての、都市計画区域面積(3,576ha)における緑地面積の推移について、平成20年には625.28ha、前期終了後平成24年には640.74ha、平成27年には648.66haと前期終了後から約8ha増加しています。

主な増減要因については、(1)～(4)で示しているとおりです。

表 13 緑地の確保目標量への面積推移

	平成7年	平成20年	平成24年	平成27年	平成30年(目標年次)
都市計画区域面積における緑地面積(単位:ha)	652.44	625.28	640.74	648.66	787.746
割合(%)	18.24%	17.49%	17.92%	18.14%	22.03%

図 7 緑地の確保目標量への面積推移



4 事業費の概算

みどりの基本計計画では事業費の概算を示しています。本報告書において、施策の費用対効果を検証するため、計画策定時の事業費の概算との比較を行います。

(※旧公園みどり課所管事業（現公園緑地課・景観みどり課の一部の所管事業）のみの事業費概算になります。)

(1)みどりの保全

みどりの保全については、計画で 111,995 千円、実績では 118,530 千円と 6,535 千円増加しています。「地域制緑地などによるみどりの保全」では、特別緑地保全地区指定に係り、用地取得を行ったため、実績金額が計画金額を上回っています。「地区のみどりの保全」では、平成 26 年度末で取り組みが進んでおらず、0 となっています。

表 14 事業費の概算（みどりの保全）

金額単位：千円

施策の方針	中期(計画) (H24~H26)	中期(実績) (H24~H26)	中期実績(年度別)			備考	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度		
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	109,495	118,529	45,687	35,616	37,226	特別緑地保全地区指定の推進、市民緑地制度の推進など
	地区のみどりの保全	2,500	0	0	0	0	保全配慮地区指定によるみどりの保全、伐採樹木届出制度の設立
	計	111,995	118,529	45,687	35,616	37,226	

(2)みどりの再生

みどりの再生については、計画 39,200 千円、実績では 89,367 千円と 50,167 千円上回っています。「公園・緑地の再生」では、全市的な施設の点検や市民要望の改修の結果、遊具をはじめとして、園路やフェンス等の改修箇所が増加しました。また「海岸のみどりの保全」についても、協働推進事業として実施したため、事業費は当初より上回っております。

表 15 事業費の概算（みどりの再生）

金額単位：千円

施策の方針	中期(計画) (H24~H26)	中期(実績) (H24~H26)	中期実績(年度別)			備考	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度		
みどりの再生	公園・緑地の再生	39,200	89,365	19,584	33,217	36,564	公園再生(公園リニューアル)の推進
	海岸のみどりの再生	-	3,209	0	1,017	2,192	海岸性植生保全・再生の推進
	計	39,200	92,574	19,584	34,234	38,756	

(3)みどりの創出

みどりの創出については、計画では 233,851 千円 実績では 79,829 千円と、154,022 千円下回っています。「道路緑化の推進」では、植樹可能な用地が限られ、計画的に整備することが難しいことから計画を実績が下回っています。「公園・緑地の整備」では、都市公園は中期で6カ所整備されましたが、そのうち、4カ所が提供公園であることや市民の森の用地取得が進んでいないため、実績金額が計画金額を下回っています。「地区の緑化推進」では、実績が計画を上回っていますが、これは商店会への地域商店会販売促進事業補助金を記載しているためで、その中の一部が鉢植えや花壇の植え替えに使われています。「民有地緑化の推進」では、進んでいない施策も多く、記念樹配布事業やグリーンバンク制度が当初計画を下回る金額で実施していることで実績金額が計画金額を下回っています。

表 16 事業費の概算 (みどりの創出)

金額単位：千円

施策の方針	中期(計画) (H24～H26)	中期(実績)	中期実績(年度別)			備考	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度		
みどりの創出	道路緑化の推進	5,000	1,232	0	359	873	街路樹緑化の推進、街路樹リニューアルの推進など
	公園・緑地の整備	163,385	36,136	10,790	23,917	1,429	市民の森の再整備、身近な公園の整備など
	地区の緑化推進	1,000	15,080	5,109	5,053	4,918	緑化重点地区指定による緑化の推進、茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実など
	民有地緑化の推進	64,466	27,381	12,371	7,827	7,183	緑化地域制度の導入、記念樹配布事業の実施など
計	233,851	79,829	28,270	37,156	14,403		

(4)施策の推進

施策の推進については、計画 110,209 千円、実績 75,686 千円と計画より 34,523 千円下回っています。「基本計画の推進」については当初の予定通り、「協力体制の構築」については、「地区の緑化の推進」と同様、商店会への地域商店街販売促進事業補助金を記載しているためで、その中の一部が鉢植えや花壇の植え替えに使われています。「PR・情報提供の充実」については、進んでいる施策が少なく、実績金額が計画金額を下回っています。「資金の充実」については、緑のまちづくり基金について、一般財源からの積み立てが進んでいないため、実績金額が計画金額を下回っています。

表 17 事業費の概算 (施策の推進)

金額単位：千円

施策の方針	中期(計画) (H24～H26)	中期(実績)	中期実績(年度別)			備考	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度		
施策の推進	基本計画の推進	-	0	0	0	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	
	協力体制の構築	7,334	17,393	5,933	5,633	5,827	みどり審議会の設置・運営、みどりの星制度の充実・普及など
	PR・情報提供の充実	12,875	5,370	5,120	150	100	緑地保全促進施策のPR・協力の働きかけなど
	資金の充実	90,000	57,839	23,451	22,311	12,077	茅ヶ崎市みどりのまちづくり基金の充実など
計	110,209	80,602	34,504	28,094	18,004		

表 18 事業費の概算 (全体)

金額単位 千円

施策の方針	中期(計画)	中期(実績)	中期実績(年度別)			備考	
	(H24~H26)	(H24~H26)	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	109,495	118,529	45,687	35,616	37,226	特別緑地保全地区指定の推進、市民緑地制度の推進など
	地区のみどりの保全	2,500	0	0	0	0	保全配慮地区指定によるみどりの保全、伐採樹木届出制度の設立
	計	111,995	118,529	45,687	35,616	37,226	
みどりの再生	公園・緑地の再生	39,200	89,365	19,584	33,217	36,564	公園再生(公園リニューアル)の推進
	海岸のみどりの再生	-	3,209	0	1,017	2,192	海岸性植生保全・再生の推進
	計	39,200	92,574	19,584	34,234	38,756	
みどりの創出	道路緑化の推進	5,000	1,232	0	359	873	街路樹緑化の推進、街路樹リニューアルの推進など
	公園・緑地の整備	163,385	38,136	10,790	23,917	1,429	市民の森の再整備、身近な公園の整備など
	地区の緑化推進	1,000	15,080	5,109	5,053	4,918	緑化重点地区指定による緑化の推進、茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実など
	民有地緑化の推進	64,466	27,381	12,371	7,827	7,183	緑化地域制度の導入、記念樹配布事業の実施など
	計	233,851	79,829	28,270	37,156	14,403	
施策の推進	基本計画の推進	-	0	0	0	0	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し
	協力的体制の構築	7,334	17,393	5,933	5,633	5,827	みどり審議会の設置・運営、みどりの星制度の充実・普及など
	PR・情報提供の充実	12,875	5,370	5,120	150	100	緑地保全促進施策のPR・協力の働きかけなど
	資金の充実	90,000	57,839	23,451	22,311	12,077	茅ヶ崎のみどりのまちづくり基金の充実など
	計	110,209	80,602	34,504	28,094	18,004	
	総合計	495,255	371,534	128,045	135,100	108,389	

5 緑視率の調査

(1)調査の目的と背景

現在検討を行っている“茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例”の見直しや関連施策検討など、市街地のみどりや都市景観の新たな指標としても活用することを目指し、平成26年度に緑視率※の測定を行いました。（※緑視率：路上に立った人の視野に占める草木等の緑の割合）

(2)調査の概要

調査場所：湘南海岸保全配慮地区、茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区、茅ヶ崎南東部緑化重点地区内の交差点等約60か所

日時：平成26年9月2日から19日まで

測定例<松が丘交差点 平均7.9%> ※1つの交差点において4方向分測定しています。

(北) 18.6%



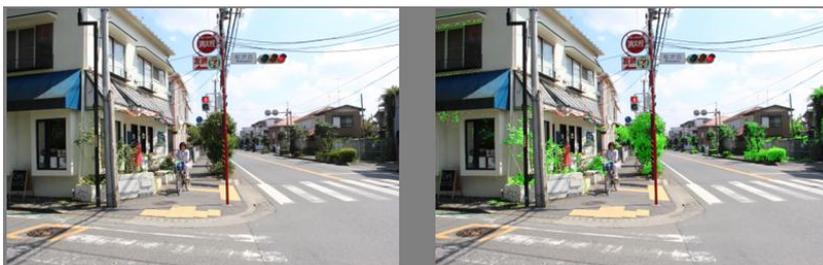
(南) 1.1%



(西) 8.0%



(東) 3.9%



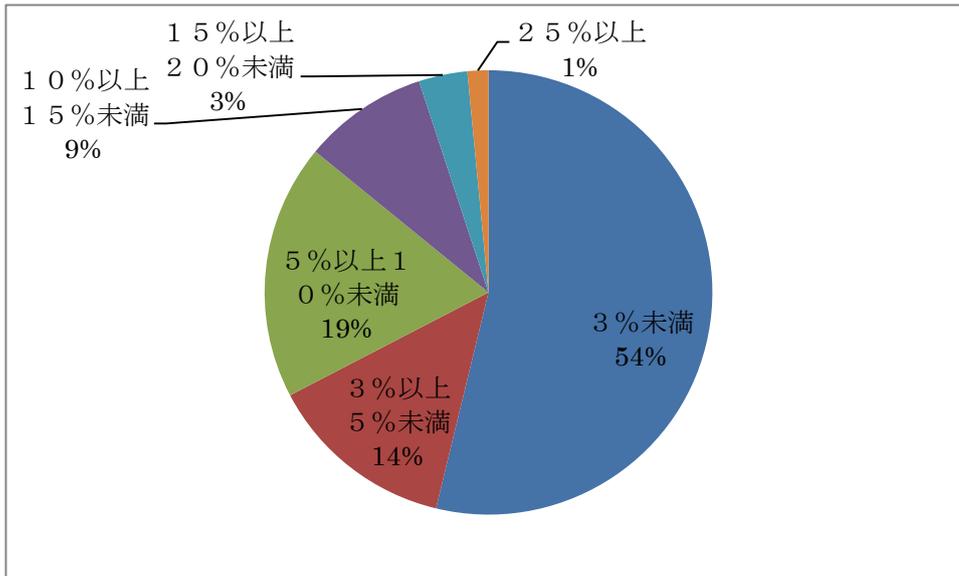
(3) 測定結果

測定箇所数	60カ所 (199方向)
平均値	4.9%

区分	方向数	写真例
3%未満	107	 <p>1 浜見平団地交差点 (南) 1.4%</p>
3%以上 5%未満	27	 <p>38 本村 (南) 3.5%</p>
5%以上 10%未満	37	 <p>43 柳旅館前 (南) 7.5%</p>

<p>10%以上 15%未満</p>	<p>18</p>	 <p>1 1 恵泉幼稚園前（北） 13.6%</p>
<p>15%以上 25%未満</p>	<p>7</p>	 <p>6 西浜駐車場（西） 18.5%</p>
<p>25%以上</p>	<p>3</p>	 <p>2 3 菱沼海岸（西） 26.3%</p>

表 19 緑視率の測定結果



(4) 考察と今後の活用について

国土交通省による調査（平成16年度：都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査）では、緑視率が25%を超えるとみどりが多いと感じると分析されており、「湘南海岸保全配慮地区」「茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区」「茅ヶ崎南東部緑化重点地区」においては、緑視率の観点からもみどりが不足していることが確認できました。

今後は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に位置づけられた施策を推進することで、緑視率の向上を目指します。具体的な施策では、見直しを行う“茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例”において、一定規模以上の建築行為及び開発行為を行う際に接道部緑化を義務付けること等を検討します。

また、大規模な開発等が行われる際に効果的に緑地を配置するための指標やみどりに関する教育を行う際の教材としての随時活用することを検討し、今回調査と同規模の調査は一定の期間を置いて実施していきます。

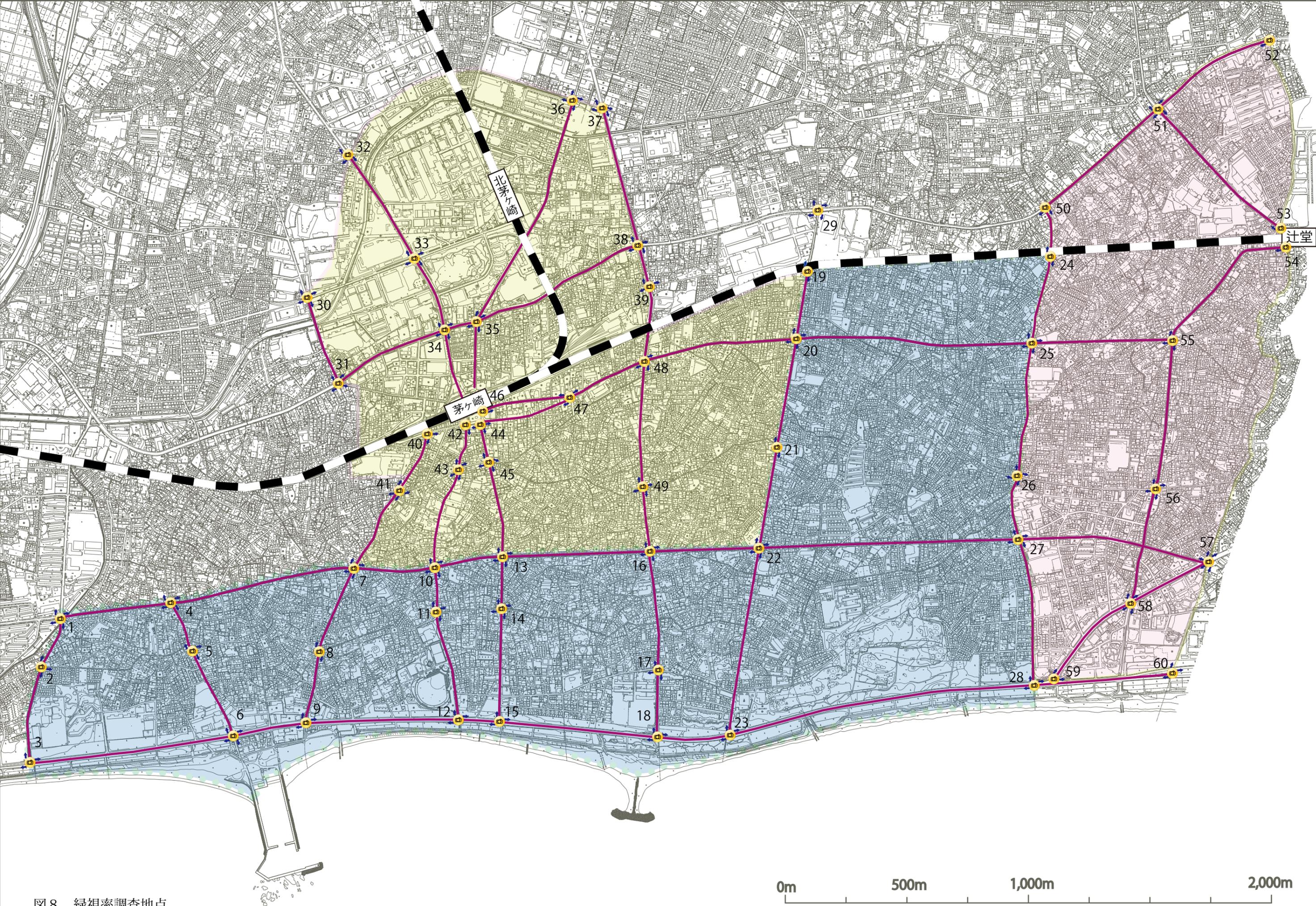


図8 緑視率調査地点

みどり審議会による答申

茅ヶ崎市みどりの基本計画中期（H24～H26）の進捗状況について、個別施策を構成している施策の方針17項目（中項目）の視点から評価・検証を行いました。

総括

みどり審議会による施策方針の評価	
審議会からの意見	<p>○「みどりの基本計画」は本市のみどりの特性を生かしつつ、各種施策の協働によって、環境保全・レクリエーション、防災、景観の4つの系統を総合化して、みどりのネットワークを構築し、市民にとって快適な都市を形成することを目指している。そのためには全庁的に展開されている各種施策にかかわる者が「みどりの基本計画」を理解し、如何なる創意工夫によって“みどり”を保全・再生・創出して行くかを一体となって実行することが大切である。</p> <p>○「みどりの基本計画」に掲げられた84の施策は景観みどり課を中心に関連各課の努力によって、一步一步進んでいるが、それぞれの施策をより質の高いものとしていくとともに、みどりの先進都市を目指す新たな挑戦をしていくためにも、引き続き「みどりの基本計画」の庁内への浸透を図り、そのポリシーを一体となって具現化する努力が必要である。</p> <p>○中期における19の優先施策については、その進捗状況にばらつきはあるものの、前向きに取り組まれていることは評価できる。ただし、「みどりの基本計画」を具体的な形で市民に成果としてアピールするためには、検討段階には入っているが方向性が示せていない施策、取組が大幅に遅れている施策について、作業ペースを大幅にスピードアップすることが必要である。</p> <p>なお、みどりに関する施策達成に必要なとされる財源の確保、複数部局にまたがる横断的な施策の推進を図る等の「みどりの基本計画」達成のための中核となる（コーディネーター役を果たす）組織の強化充実を図り、計画推進の責任体制を構築することが望まれる。</p> <p>○「みどりの基本計画」は行政・市民・事業者が一体となって取組、達成されるべき計画である。そのため三者間の協働力の強化向上は計画達成のために必要不可欠のものとなる。それには行政が情報を発信し、市民・事業者への計画の認知度を高める努力が必要となる。HPの活用をはじめとした、各種ツールやあらゆる機会を通じて、みどりの果たす役割や期待する役割に基づいた施策を周知し、三者が共通の理解の下でそれぞれの役割を果たせる状況の創出が望まれる。</p> <p>○計画も後期を迎え、目標達成に向かっての施策の推進が期待されるが、一方で、計画改訂の検討も話題となってくると思われる。そのためにも、適当な時期に、市民・事業者が求めるみどり施策や期待する施策の方向性等をアンケート調査</p>

	などを通じて把握しておくことが、行政・市民・事業者が共通した理解の下、協働して計画を達成し大きな成果を得るために必要な作業である。
中期実績に対する評価	A B C D E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

表 20 基本計画中期(H24~H26)みどり審議会による外部施策評価一覧

施策の方針		施策数	個別施策 NO	評価
総括				C
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	15	NO. 1~15	C
	地区のみどりの保全	2	NO. 16~17	E
	農地の保全	5	NO. 18~22	B
みどりの再生	公園・緑地の再生	1	NO. 23	B
	河川のみどりの再生	4	NO. 24~27	C
	海岸のみどりの再生	1	NO. 28	B
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	3	NO. 29~31	D
	学校緑化の推進	2	NO. 32~33	C
	道路緑化の推進	3	NO. 34~36	C
	公園・緑地の整備	6	NO. 37~42	B
	河川のみどりネットワークの推進	5	NO. 43~47	C
	地区の緑化推進	5	NO. 48~52	C
	民有地緑化の推進	11	NO. 53~63	D
施策の推進	基本計画の推進	1	NO. 64	D
	協力体制の構築	10	NO. 65~74	C
	PR・情報提供の充実	8	NO. 75~82	C
	資金の充実	2	NO. 83~84	E

次ページより、個別施策を構成している施策の方針17項目(中項目)ごとの評価を記載します。

(1) 地域制緑地などによるみどりの保全（施策 NO. 1～15）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	地域制緑地などによるみどりの保全		
個別施策	NO. 1～NO. 15		
優先施策	1.特別緑地保全地区指定の推進、2.市民緑地制度の推進、3.茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、4.(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
1	特別緑地保全地区指定の推進	D（景観みどり課）	13
2	市民緑地制度の推進	E（景観みどり課）	15
3	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	E（景観みどり課）	17
4	(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進	B（環境政策課） E（景観みどり課）	19
5	緑地保全地域指定の推進	—（景観みどり課）	23
6	景観重要樹木指定の推進	B（景観みどり課）	25
7	風致地区指定に向けた取り組み	D（都市計画課・景観みどり課）	27
8	緑地協定締結の推進	—（景観みどり課）	29
9	生産緑地の継続	B（都市計画課）	31
10	自然環境保全地域の継続	B（景観みどり課）	33
11	農業振興地域・農用地区域の継続	B（農業水産課）	35
12	保安林の継続	C（広域事業政策課） C（景観みどり課）	37
13	保存樹林・樹木の指定・支援の充実	B（景観みどり課）	39
14	景観法に基づく届出による景観誘導	A（景観みどり課）	43
15	景観重要公共施設の指定によるみどりの保全	A（景観みどり課）	45
審議会からの意見	<p>○特別緑地保全地区に関しては、清水谷の地区指定を行い保全計画も策定済みであり、次の赤羽根十三区の指定に着手している点は高く評価される。未指定の候補地区については、地権者、保全団体、行政など関係者の役割分担を加味しながら、指定に向けたスケジュールの検討・提示が求められる。（NO, 1）</p> <p>○市民緑地制度については、リストアップした候補地を、今後どのように計画的に推進するのかを示す具体のスケジュールの検討・提示が求められる。（NO, 2）</p> <p>○（仮称）生物多様性遺産制度の推進については、平成 29 年度以降の制度創設を目指して主に普及啓発を行っている、制度内容の具体的な検討には至っていない。「生物多様性地域戦略」の策定も視野に入れた、制度の検討が必要である。（NO, 4）</p> <p>○風致地区に関しては、海岸地域を対象とした「保全配慮地区」の指定と連動させ、指定に向けた取り組みを進めることが望まれる。（NO, 7）</p>		

中期実績に対する評価	A	B	C	D	E
------------	---	---	----------	---	---

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

(2)地区のみどりの保全（施策 NO.16～17）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	地区のみどりの保全				
個別施策	NO.16～NO.17				
優先施策	該当なし				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
16	保全配慮地区指定によるみどりの保全	E（景観みどり課）	47		
17	伐採樹木届出制度の創設	—（景観みどり課）	49		
審議会からの意見	<p>○保全配慮地区の指定は、海岸地域における茅ヶ崎らしい緑のまちづくりを誘導する重要な施策として位置づけられる。このため、風致地区や保存樹林・樹木の指定等の既存制度に加え、検討中の条例や伐採樹木届出制度等の新たな制度を活用するなど、制度内容の具体化を急ぐ必要がある。（NO, 16）</p> <p>○伐採樹木届出制度については、保全配慮地区や緑化推進重点地区等における緑の保全の実効性を担保するために、創設に向けた具体の検討に入ることが望まれる。（NO, 17）</p>				
中期実績に対する評価	A	B	C	D	E

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(3)農地の保全（施策 NO.18～22）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	農地の保全		
個別施策	NO.18～NO.22		
優先施策	18.(仮称)水田保全対策事業の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
18	(仮称)水田保全対策事業の推進	C（農業水産課・学務課） B（下水道河川建設課）	51
19	食育・地産地消の推進	A（農業水産課） A（学務課）	55
20	複合的営農支援の継続	B（農業水産課）	59
21	市民農園の推進	B（農業水産課）	61
22	観光農園の推進	B（農業水産課）	63
審議会からの意見	○当該方針の個別施策は概ね予定どおり進捗している。今後は多様化する市民ニーズに対応した市民農園及び観光農園の推進、並びに農地保全は農業という営みの継続が基盤になるという点を再認識した上で、新たな施策の検討あるいは既存施策の見直しを検討することが望まれる。		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(4)公園・緑地の再生（施策 NO.23）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	公園・緑地の再生		
個別施策	NO.23		
優先施策	23.公園再生（公園リニューアル）の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
23	公園再生（公園リニューアル）の推進	B（公園緑地課）	65
審議会からの意見	<p>○「老朽化遊具の更新」は具体的な目標設定がなされ、全てに対応された点は評価される。一方、既存公園施設の改修・改善は、具体の目標設定が見えないので進捗評価が難しいことから、策定予定の「公園施設長寿命化計画」等で具体的な目標値を設定することが望まれる。</p> <p>○今後の公園再生の際は、基本的なユーザーである地域住民の意識調査を実施し、その結果を反映させることも検討して頂きたい。さらに、公園再生の一環として、地域住民の利用拡大にも資するパークマネジメント計画の策定が期待される。</p>		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(5)河川のみどりの再生（施策 NO.24～27）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	河川のみどりの再生		
個別施策	NO.24～NO.27		
優先施策	24.千ノ川整備事業の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
24	千ノ川整備事業の推進	B（下水道河川建設課）	67
25	移植林の育成管理の推進	E（景観みどり課）	69
26	多自然型護岸の整備	A（広域事業政策課） 一（下水道河川建設課）	71
27	河川沿い緑化の推進	B（広域事業政策課） （景観みどり課）	75
審議会からの意見	<p>○優先施策である千ノ川整備事業は実施計画に基づき進捗しているが、当初目標であった多自然型護岸の整備がなされなかったこの点について、その理由を明確に提示する必要がある。（NO, 24）</p> <p>○小出川に関しては、生物多様性に配慮した緑化の推進や、周辺の自然環境保全等を、管轄する神奈川県に要望することが望まれる。（NO, 26）</p>		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A＝極めて順調に進んでいる（90%以上）、B＝概ね順調に進んでいる（75～89%）、C＝ある程度進んでいる（60～74%）、D＝あまり進んでいない（40～59%）、E＝今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(6)海岸のみどりの再生（施策 NO.28）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	海岸のみどりの再生		
個別施策	NO.28		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
28	海岸性植生保全・再生の推進	B（景観みどり課） （農業水産課）	81
審議会からの意見	○官民連携による保全活動が確実に進められている点は評価される。一方、養浜事業に伴い増加した帰化植物の駆除は、対応を強化すべき課題である。今後も「茅ヶ崎海岸ランドプラン」と整合を取りながら、海岸の緑の再生を推進することが望まれる。		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(7)公共施設緑化・整備の推進（施策 NO.29～31）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	公共施設緑化・整備の推進		
個別施策	NO.29～NO.31		
優先施策	29.(仮称)小出第二小学校用地の活用		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
29	(仮称)小出第二小学校用地の活用	D（教育政策課） （青少年課）	83
30	公共施設緑化推進指針の作成	E（景観みどり課）	85
31	公共施設（新築・改築）緑化の推進	A（施設再編整備課） D（景観みどり課） A（市民自治推進課）	87
審議会からの意見	<p>○中期においても、内部検討会議が開催され、視察等も実施し、作業が進んでいるものと推察できるが、検討内容が示されないため、具体的評価ができない。景観みどり課は「みどりの基本計画」担当課として、その活用策について積極的な提言を行ってゆく必要がある。（NO, 29）</p> <p>○指針の作成は前期からの課題で、「地域のモデルになる緑化を目指す」とみどりの基本計画にもある。「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に併せて新しい基準を設けることが望まれる。（NO, 31）</p>		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(8)学校緑化の推進（施策 NO.32～33）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	学校緑化の推進		
個別施策	NO.32～NO.33		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
32	学校ビオトープの推進	C（景観みどり課）	89
33	学校緑化の推進	C（教育施設課）	91
審議会からの意見	○モデル校を中心とした校庭芝生化・学校ビオトープの実施例、みどりのカーテンへの取り組みにおける現場の声（指導者、生徒等）をベースに、評価課題をまとめる必要がある。今後の学校緑化への取り組みの方向性が見えてくる。 (NO, 32, 33)		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A＝極めて順調に進んでいる（90%以上）、B＝概ね順調に進んでいる（75～89%）、C＝ある程度進んでいる（60～74%）、D＝あまり進んでいない（40～59%）、E＝今後、積極的な取り組みが必要（39%以下）

(9)道路緑化の推進（施策 NO.34～36）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	道路緑化の推進		
個別施策	NO.34～NO.36		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
34	街路樹緑化の推進	B（広域事業政策課） C（道路建設課） B（公園緑地課）	93
35	街路樹リニューアルの推進	B（公園緑地課）	99
36	ポケットパークの整備	B（広域事業政策課） B（公園緑地課）	101
審議会からの意見	<p>○中期の課題として「自転車走行空間整備と植樹帯整備の両立が難しい」とある。この課題への対応を注視していきたい。街路樹緑化の推進、道路残地におけるポケットパークの整備管理について、国・県・市・住民が連携をとり対応をしていることは評価できる。(NO, 34, 36)</p> <p>○前期評価においても指摘した道路緑化の「みどりの基本計画」における重要性に鑑みて、早期に全市的視点から「道路—緑化プラン（仮称）」を策定し、質の高い道路緑化の創出を期待する。「みどりの基本計画」におけるみどりのネットワーク構築に大切な役割が期待される視点から「みどりの基本計画」担当課のより積極的な対応が必要である。(NO, 34, 35)</p>		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(10)公園・緑地の整備（施策 NO.37～42）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	公園・緑地の整備		
個別施策	NO.37～NO.42		
優先施策	37.市民の森の再整備、38.(仮称)柳島スポーツ公園の整備、39.身近な公園の整備(借地公園含む)、40.湘南海岸公園の整備促進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
37	市民の森の再整備	B（公園緑地課）	107
38	(仮称)柳島スポーツ公園の整備	A（スポーツ健康課）	109
39	身近な公園の整備(借地公園含む)	B（公園緑地課）	115
40	湘南海岸公園の整備促進	D（公園緑地課）	117
41	県立茅ヶ崎里山公園の整備促進	A（広域事業政策課）	119
42	ビオトープの創出の推進	C（景観みどり課）	121
審議会からの意見	<p>○将来的な都市公園化に向け、用地買収を行いながら、市民と連携したレクリエーションの場として利用促進を継続している点は評価できる。より実現性を高める上で都市公園化に向けた具体のスケジュールの提示が必要である。（NO, 37）</p> <p>○（仮称）柳島スポーツ公園の整備は多少の遅れはあるが、順調に進んでいることは評価できる。平成30年3月にはみどりの面からも優れた公園が開園されることを期待する。（NO, 38）</p> <p>○「身近な公園の整備」について、整備が一步一步進んでいることは評価したい。しかしながら、整備目標が把握できないため、進捗状況を明確にとらえることができません。中期の整備によって市内の公園空白地がどうなっているのか示す必要がある。（NO, 39）</p> <p>○「湘南海岸公園の整備促進」は、市全体の公園面積、緑量の確保という観点から必要であり、後期での県との協議調整の推進が期待される。また、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」にもとづく事業が動き出したことは評価できるが、その具体的内容を明確にされたい。（NO, 40）</p> <p>○公園に学校ビオトープなどのモデルとなるビオトープの創出を期待する。（NO, 42）</p>		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A＝極めて順調に進んでいる（90%以上）、B＝概ね順調に進んでいる（75～89%）、C＝ある程度進んでいる（60～74%）、D＝あまり進んでいない（40～59%）、E＝今後、積極的な取り組みが必要（39%以下）

(11)河川のみどりネットワークの推進（施策 NO.43～47）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	河川のみどりネットワークの推進		
個別施策	NO.43～NO.47		
優先施策	43.千ノ川整備事業の推進【再掲】		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
43	千ノ川整備事業の推進	B（下水道河川建設課）	123
44	親水護岸の整備	—（下水道河川建設課）	125
45	散策路(管理用通路)の整備	B（下水道河川建設課）	127
46	河川沿い緑化の推進	B（広域事業政策課） （景観みどり課）	129
47	下水道暗渠上部緑化の推進	—（下水道河川建設課）	135
審議会からの意見	<p>○「散策路（管理用通路）の整備」については、質の高いみどりとするために、維持管理の方策を検討することが必要である。（NO, 45）</p> <p>○個々の施策の実績だけでなく、河川のみどりのネットワークの推進の視点から「緑の基本計画」担当課の積極的な対応が必要である。</p>		
中期実績に対する評価	A B C D E		

A＝極めて順調に進んでいる（90%以上）、B＝概ね順調に進んでいる（75～89%）、C＝ある程度進んでいる（60～74%）、D＝あまり進んでいない（40～59%）、E＝今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(12)地区の緑化推進（施策 NO.48～52）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	地区の緑化推進				
個別施策	NO.48～NO.52				
優先施策	48.緑化重点地区指定による緑化の推進				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
48	緑化重点地区指定による緑化の推進	E（景観みどり課）	137		
49	香川駅周辺緑化の推進	B（拠点整備課）	139		
50	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	B（拠点整備課）	141		
51	浜見平地区における緑化の推進	A（拠点整備課）	143		
52	茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実	B（景観みどり課）	147		
審議会からの意見	<p>○優先施策であるのに、後期を迎える時期に市がプランをもっていないのは緑化重点地区とした意味が感じられない。茅ヶ崎市の主玄関である地区にみどりのサイドから如何に魅力づけ、茅ヶ崎らしさを創出して、市民がわが町は良いまちだ、住んでよかったと感じ、また域外の人には茅ヶ崎に住んでみたいと思わせるプランを持つべきである。条例を待つのではなく、既存の制度等をどう組み合わせるプランを完成させるか、プランターやコンテナの設置など可能な部分から取り組むなど、それこそ「みどりの基本計画」の基本である行政・市民・事業者が活躍するベースとなるものである。保全配慮地区とともに急がなければならない。まず具体的なプランの策定が必要である。（NO, 48）</p> <p>○香川駅西口広場に緑陰を提供できる植栽の工夫が望まれる。（NO, 49）</p> <p>○辻堂駅西口整備事業の進捗に併せて商業者勉強会や自治会との勉強会を進め、まちづくり計画として取りまとめていく段階を迎えたことは評価できる。その中でいかにみどりが創出され、魅力ある地区となっていくか期待したい。（NO, 50）</p> <p>○「浜見平地区における緑化の推進」については、UR都市機構、地元自治会との調整を回りつつ、周辺地区も含め着実に緑化が進められていることは評価できる。（NO, 51）</p>				
中期実績に対する評価	A	B	C	D	E

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取り組みが必要（39%以下）

(13)民有地緑化の推進（施策 NO.53～63）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	民有地緑化の推進		
個別施策	NO.53～NO.63		
優先施策	53.緑化地域制度の導入、54.茅ヶ崎市まちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
53	緑化地域制度の導入	—（景観みどり課）	149
54	茅ヶ崎市まちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し	E（景観みどり課）	151
55	駐車場緑化の基準づくり	D（景観みどり課）	153
56	ランドスケープコードガイドラインの作成	E（景観みどり課）	155
57	屋上・壁面緑化助成金制度の創設	E（景観みどり課）	157
58	緑化施設整備計画認定制度の活用	E（景観みどり課）	159
59	記念樹配布事業の実施	C（景観みどり課）	161
60	グリーンバンク制度の創設	B（公園緑地課）	163
61	低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定	A（都市計画課）	165
62	生垣補助金制度による生垣緑化の支援	C（景観みどり課）	167
63	社寺などのみどりの保全	B（景観みどり課） C（社会教育課）	169
審議会からの意見	<p>○「みどりの基本計画」策定の際に意欲的に盛り込まれた事業がほとんど進んでいない。市民や事業者の認知度を高めるとともに、検討中の条例と併せて検討を急ぐ必要がある。特に、駐車場緑化、ランドスケープコードガイドラインの作成に当たっては、その内容について本審議会で議論を急ぐべきである。（NO, 54, 55, 56, 57, 58）</p> <p>○記念樹配布事業については、事業の価値を高める上でも、在来種の配布のほか、県内産という視点も加えては如何。（NO, 59）</p> <p>○緑化地域制度の導入については、後期から始まる優先施策でもあり、並行して進む諸制度との関連も含め、取り組み方を検討する必要がある。（NO, 53）</p> <p>○低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定については、平成24年2月に改定作業が実施されたことを評価する。（NO, 61）</p> <p>○生垣補助金制度による生垣緑化の支援については、さらなる周知啓発が必要ではあるが、着実に実施されていることは評価できる。（NO, 62）</p>		

中期実績に対する評価	A	B	C	D	E
------------	---	---	---	----------	---

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%),
D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

(14)基本計画の推進（施策 NO.64）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	基本計画の推進				
個別施策	NO.64				
優先施策	64.茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【再掲】				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
64	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	E（景観みどり課）	173		
審議会からの 意見	<p>○内容では、見直すべき課題整理、他市条例及び法令等の調査分析を踏まえ、本条例の位置づけと検討方針を明確にしたこと、対象みどり拡大に向けての調査を加えたこと、又、進め方では、平成 27 年度での策定手順・スケジュール等を決めたことなど中期後半から進捗を加速したことは評価できる。なお、本条例に関連する他施策に遅れもあることから、引き続き現行スケジュールの遵守が望まれる。</p> <p>○本条例を実効的に導入していくための施策（ガイドライン等）が必要になると思われるので、個別施策として展開することが望まれる。</p>				
中期実績に対する評価	A	B	C	D	E

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(15)協力体制の構築（施策 NO.65～74）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	協力体制の構築		
個別施策	NO.65～NO.74		
優先施策	65.(仮称)みどり審議会の設置・運営、66.みどりの里親制度の充実・普及		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
65	(仮称)みどり審議会の設置・運営	B（景観みどり課）	175
66	みどりの里親制度の充実・普及	B（公園緑地課）	177
67	里山ボランティア団体の育成	E（景観みどり課）	179
68	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用	—（景観みどり課）	181
69	事業者参加の充実	B（景観みどり課）	183
70	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	B（景観みどり課）	185
71	緑化事業者評価制度(SEGES)の活用	—（景観みどり課）	187
72	学校との連携推進	B（景観みどり課）	189
73	自治会などとの連携推進	E（景観みどり課）	191
74	管理協定締結の推進	D（景観みどり課）	193
審議会からの意見	<p>○条例の見直しにより、みどりの基本計画並びにみどり審議会の位置づけが定義されることから、みどりの基本計画の実行性を支える運営並びに関連する部門・審議会との情報共有と横断的な協力体制が重要となる。みどりに対する景観みどり課のリーダーシップが望まれる。(NO, 65)</p> <p>○平成 26 年度に、「みどりの里親制度」から発展的に、「公園愛護会制度」という新制度がスタートし、すでに移行が進められていることは評価できる。公園や緑地の拡大に対応する団体登録の増加など、制度の拡充に向けて、引き続き課題解決やPR・支援などにより、関係者の持続的な協力を確保する施策の推進が望まれる。(NO, 66)</p> <p>○実施した内容は、「里山」だけではなく又「保全」だけでなく多岐に亘っている。全国の里山ボランティア団体でも、世代交代は喫緊且つ将来的な課題となっていることから、この施策では、里山保全に直結するものとそうでないものを整理し、里山ボランティア育成については、知識と体験の両面が身につく人材育成が望まれる。一方、里山保全ボランティアの予備軍として、自然環境の啓発を目的の人材育成もみどり保全の底辺を拡大するために必要であり、充実させることが望ましい。(NO, 67)</p> <p>○この施策の狙いは、緑化規制枠、例えば、10%以上の緑化を更に上乘せすること及び規制のかからない小規模の緑化の充実を誘導する施策である。中期における工場立地法に基づく緑地面積率が15%を超えていること、規制のかから</p>		

	<p>ない商店街での鉢物の設置や花壇の充実に取り組んでいることは評価できる。事業者のメリット創出に向けた支援も含めて拡大することが望まれる。(NO, 69)</p> <p>○協議会による緑地保全・緑化の推進には、1) 会員の増強 2) 茅ヶ崎工場緑化ガイドマップづくり 3) 【茅ヶ崎版 緑化事業者評価・支援・表彰制度】作り等の個別施策を優先することが望まれる。(NO, 70)</p> <p>○施策内容は、SEGES活用のPRの推進となっているので、PRが、一通り終了していれば施策は完了で良く、事業者の緑化推進には、評価制度は不可欠のものであることから、後期では、「(仮称)茅ヶ崎版緑化事業者評価制度」の検討を急ぐことが望まれる。なお、SEGESに取り組む事業者が出たときの対応は必要である。(NO, 71)</p> <p>○学校との連携が出来ていることは評価できる。引き続き、市の積極的な専門家の支援等により、学校の緑化・ビオトープ (NO, 32, NO, 33) の推進が望まれる。(NO, 72)</p> <p>○この施策の目的は、連携としながらも、実施内容は、情報提供とニーズの把握にとどまっている。連携には、目的の共有と協働が伴うこと、ニーズの把握には、居住者との話し合いを深める必要がある。居住者が主体的にみどりに関わり続けるための重要な施策であるので、条例の見直しに合わせて、長期的な視点で戦略を練り、自治会連絡協会、自治会、団体との連携を積極的に深めることが望まれる。(NO, 73)</p> <p>○管理協定締結の対象のみどりは限定的であり、単独で推進するのではなく、NO、67, 68と関連させて取り組むことが望まれる。(NO, 74)</p>
中期実績に対する評価	<p style="text-align: center;">A B C D E</p>

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

(16)PR・情報提供の充実（施策 NO.75～82）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	PR・情報提供の充実		
個別施策	NO.75～NO.82		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
75	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	C（景観みどり課）	195
76	緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ	B（景観みどり課）	197
77	回遊動線の設定・充実	—（景観みどり課）	199
78	オープンガーデン・ガーデニングコンクールの開催	—（景観みどり課）	201
79	みどりのフォトコンテストの開催	—（景観みどり課）	203
80	茅ヶ崎の名木50選集の発刊	—（景観みどり課）	205
81	ホームページの活用	C（景観みどり課）	207
82	市民参加によるみどりの調査の推進	C（環境政策課） C（景観みどり課） B（社会教育課）	209
審議会からの意見	<p>○ある程度、講座を開催し、受講者の満足を得たことは評価できる。対象のみどりによっては技術要件も異なることから、指導員クラス、基礎クラスなど市民のニーズに対応する育成プログラムと受講者の活躍の場の確保が望まれる。（NO, 75）</p> <p>○保存樹林の指定に向けて、積極的にPR・協力の呼びかけをした成果は評価できる。引き続き、土地所有者への積極的な協力の働きかけが望まれる。（NO, 76）</p> <p>○未実施施策（NO77～80）については、未着手の理由及び施策の目的・ニーズ・費用対効果について再点検し、意義あるものについて、実現可能な計画に練り直して、後期につなげることが望まれる。（NO, 77, 78, 79, 80）</p> <p>○市民への情報提供の手段として、ホームページは有効である。ホームページを利用できる市民に対しては、簡単な検索方法を、ホームページを利用できない市民に対しては、別の情報提供が望まれる。内容面では、茅ヶ崎のみどりの素晴らしさ、みどりの基本計画内容、各種企画の実施案内・結果報告、みどりの啓発情報などに加えて、市がこれほどみどりを推進していること、みどりで汗をかいている市民がこんなにいること、もっと参加してほしい事など、市民参加を身近に感じる情報を市民目線で発信することも望まれる。（NO, 81）</p> <p>○自然学習的な調査、自然環境評価調査、場所に特化した専門的な調査などが行われている事は評価できる。どれも重要な調査であり、持続することが望まれる。なお、自然環境評価調査などについては、専門性の高い調査・データ管理</p>		

	を必要とする調査に関わる人材の育成に取り組まれたことは評価できる。専門家や市民の協力を得て、専門力アップの効果的なプログラムの開発に取り組むことが望まれる。(NO, 82)
中期実績に対する評価	A B C D E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

(17)資金の充実（施策 NO.83～84）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	資金の充実				
個別施策	NO.83～NO.84				
優先施策	83.茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
83	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	E（景観みどり課）	215		
84	ナショナル・トラスト活動の推進	E（景観みどり課）	217		
審議会からの意見	<p>○現状は、財源ベースで進めざるをえない状況もある。少子高齢化による税収の減少及び空き家・空き地・耕作放棄田畑（みどりの対象）の増加が想定されていることから、基金の収支計画は、長期的な展望で考えることが求められる。収入源については、寄付は積極的に募ることは良いが、安定的な収入は、税収であるので、みどりに配賦できる安定的な税収、事業収入などの新たな収入源を、支出については、運用ガイドラインにより、効果的な支出計画の策定が望まれる。</p> <p>ガイドラインについては、みどりの基本計画の優先施策・一般施策について、更に、緊急性、重要性、将来性などで優先度をつけるなど、支出の優先に関する方針を策定することが望まれる。（NO, 83）</p> <p>○高いレベルの法整備のもとに行われているイギリス発祥のナショナルトラスト（国民による基金集め・買取り・維持管理）が、茅ヶ崎のみどりの規模・特徴等、全体を俯瞰したときに、「法整備の不十分な日本での市政レベルでの可能性」・「県推進の“かながわトラストみどり財団”活用の可能性」・「市推進のみどりの基本計画の取り組み方針との整合性」等について見極める必要がある。基金を集めることでは、中長期的な基金の充実に向けて施策83に注力することが望ましい。（NO, 84）</p>				
中期実績に対する評価	A	B	C	D	E

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

茅ヶ崎市みどりの基本計画中期（H24～H26）報告書

平成28（2016）年2月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 都市部景観みどり課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>